

第一百一回 参議院内閣委員会會議録第三号

昭和五十九年四月六日(金曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月五日
前任 前島英三郎君
補欠選任 秦 豊君

出席者は左のとおり。

委員長 高平 公友君
理事 亀長 友義君
坂野 重信君
小野 明君
太田 淳夫君

委員

板垣 正君
岡田 広君
源田 実君
沢田 一精君
林 寛子君
林 道君
松垣徳太郎君
堀江 正夫君
野田 哲君
峯山 昭範君
内藤 功君
柄谷 道一君
秦 豊君
国務大臣 (防衛庁長官) 栗原 祐幸君
政府委員 内閣法制局長官 茂串 俊君
防衛庁参事官 古川 清君

防衛庁参事官	西廣 整輝君
防衛庁参事官	友藤 一隆君
防衛庁参事官	富田 泉君
防衛庁長官官房長	佐々 淳行君
防衛庁防衛局長	矢崎 新二君
防衛庁人事教育局長	上野 隆史君
防衛庁衛生局長	島田 晋君
防衛庁経理局長	穴倉 宗夫君
防衛庁装備局長	木下 博生君
防衛施設庁長官	塩田 章君
防衛施設庁次長	小谷 久君
防衛施設庁総務部長	梅岡 弘君
防衛施設庁施設部長	千秋 健君
防衛施設庁労務部長	大内 雄二君
郵政省電気通信政策局長次長	富田 徹郎君
常任委員会専門員	林 利雄君
外務省北米局安全保障課長	加藤 良三君
文部大臣官房総務課長	川村 恒明君

本日の会議に付した案件
○昭和五十九年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、昭和五十九年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、昭和五十九年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について(総理府所管(防衛本庁、防衛施設庁))

○委員長(高平公友君) ただいまから内閣委員会

を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
昨五日、前島英三郎君が委員を辞任され、その補欠として秦豊君が選任されました。

○委員長(高平公友君) 去る三日、予算委員会から、本六日及び明七日の二日間、昭和五十九年度総予算中、皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管のうち総理本府、青少年対策本部、日本学術会議、宮内庁、行政管理庁、総務庁、防衛本庁及び防衛施設庁についての審査の委嘱がありましたので御報告いたします。
この際、昭和五十九年度総予算中、総理府所管のうち防衛本庁、防衛施設庁を議題といたします。

予算の説明につきましては、去る三月二十七日の委員会において既に聴取しておりますので、これより直ちに質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○野田哲君 まず、防衛庁長官にお伺いをいたしたいと思いますが、アメリカの国防長官が近く来日されて栗原防衛庁長官と話し合われるという報道があるわけですが、具体的にいつごろ日本に見えらるることになるんですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) ワインバーガー国防長官がかねがね早く私と会いたい、そういうお話がございました。しかし、国会等の都合もございまして、向こうの方でも御都合があるので、なかなかいつごろという具体的な話が進んでいなかったわけですが、最近になりました。これは公式ではございませんが、ある種の打診といえますか、内意といえますか、そういうものの中で五月初旬から中旬にかけて場合によっては会えるのではないかと、こういうような話が出ておるわけでございます。したがって、ま

だ日時は決まりませんが、五月初旬から中旬の間で特別なことがない限りはお会いをするようになるのではないかと、こういうふうに今考えております。

○野田哲君 課題については、どういふものを予定されているんですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 最近、日本のマスコミ等では具体的な案件を上げてワインバーガー長官が私と会談をするのではないかとというような報道がされておりますけれども、私のところにはそういうことは一切伝わってきておりません。ある特定の課題につきまして話をすることになったら、もう既にこれこれの問題についてひとつ話し合いたいというようなものが来ておつてもいいと思うのですが、それが一切ない。また、私の方の気持ちとしては、いつもいつも会うときに特別のイシューといいますが、問題をひとつ提げて会う、そういうことは必要なのではないか。場合によっては、顔を合わせてざくばらんに世界情勢あるいは軍事情勢といいますが、そういったいろいろの問題につきまして忌憚のない話をする。特別の議題にこだわらなければ、いいのではないかと。むしろ、どちらかといえば、それぞれの国防あるいは防衛担当の責任者が政治哲学といいますが、防衛哲学といいますが、そういったものを話し合うところに意味があるのではないかと考えておりますので、私の方としては、ワインバーガーさんがどういふお話をするかはよくわかりませんが、気持ちとしては、特別の課題というものを構えずに、自分の考え方を述べ、相手方の考え方を聞きたい、こう考えております。

ただ、先ほど申しましたとおり、まだいつになるかわかりませんが、また何時間日本で話をするかわかりませんが、そこら辺はまことに

漠たるものでございますが、気持ちといたしましてはそんな気持ちでおります。

○野田哲君 これはどうなんですか。日本の防衛庁長官だけに会いに来られるということなのか、それともあるいは周辺諸国を前後に回られる予定があるのかどうか、その辺はいかがなんですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 私は、アメリカの国防長官の日程について承知しておりませんので、そこら辺はわかりませんが、今申しました特別の議題を構えて私にお会いになりに来ると、そういうものではないというふうに考えております。

○委員長(高平公友君) 長官、私があなを指名しないうちに立って答弁しているのはおかしいですよ。これから注意してください。

○国務大臣(栗原祐幸君) はい、どうも済みません。

○野田哲君 それでは、長官の方は今年中ぐらいを考えてみて、訪米の計画はお持ちですか、どうですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) まず最初に、委員長に御無礼をおわび申し上げます。

私といたしましては、ここでワインバーガーさんとお会いして、その後私自身が今度はワインバーガーさんとまたお話を、こういうことになるかどうか決めておりませんが、今までの例からいいますと、日米の首脳ができるだけ話し合つて意見を交換するということは非常に有意義であると考えておりますので、そういう機会が得られるならばお会いをいたしたいと、こういうふうに考えております。

○野田哲君 長官は、特定の課題を持ってということではなくて、ざっくりばらんに日米の防衛の責任者が話し合うということに意義があるのだというふうなことを言っているけれども、私も前から見ると、ワインバーガー国防長官が来日されてどんな問題を栗原防衛庁長官に持ち込んでくるかというの、おおよそ想像がつくわけなんです。それは、ことしの二月のアメリカの議会に出さ

れた国防報告、あるいは軍事情勢の報告、それからここ二、三年ずつと毎年アメリカの国防総省が「共同防衛への同盟諸国の貢献」というようなレポートを発表しておりますが、これらのレポートを見ると、これは間違いなくアメリカの国防長官が持ち込んでくるのは、もつと日本は防衛費を増強しろ、これが持ち込んでくる課題であろうというところは、私もレポーターを読んだだけでわかるわけですね。そのことについて、去年の夏にアメリカの国防総省が出している「共同防衛への同盟諸国の貢献」というこのレポートの中から日本にかかわる問題について、まず長官の基本的な考え方を承りたいと考えているところでもあります。これによると、冒頭の「序論と概説」というところでは、NATO諸国、日本に対しては、同盟国として「負担を公平に分ち合うことが必要条件となる」。こういう形でまず述べて、そして、「本報告書で取り上げる唯一のNATO非加盟国である日本は、本来分担すべきシェアをかなり下回る貢献しかしていない」。こういうふうに言っています。そして、「防衛分担に関する過去一年の重要な変化は、第四章で触れる。日本の場合、中曽根首相が防衛努力の強化を約束している」。こういう形でNATO並みの負担を日本に求めたかのような記述になっているわけでありまして、そして、日本の箇所について言うならば、まず一つは、五六中業、こんなものは非常に低いレベルで話にも何にもならないような評価をしておりまして、「弾薬はほんのおしるし程度」にしか持っていないというふうに書いていますね。そして、「一九七六年の防衛計画大綱は、日本の防衛力の持久力という重大問題、シーレーン防衛の必要に対応しておらず、その他の点でもきわめて時代遅れのものになっている。中曽根首相は、増大するソ連の脅威に対する日本国民の強い関心をはっきり再確認した。こういうふうに述べているわけでありまして、一体こういうアメリカのいたけだかな態度に對して一体どういうふうに考えておられますか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 今いろいろ御指摘がございました点、私も防衛庁長官になりましたからアメリカ側の言動というものを、これは防衛問題に限らずずっと見ておられますけれども、非常にアメリカ側は、国民性のいたすところでございます。どうか、直截に自分たちの考えている願望といひますか、そういうものを強い調子で言う国民性があると思っております。そういう意味合いで、アメリカが日本に對しまして、日米安保で結ばれておるけれども、自分の国は自分で守る、その点に重点を置いてさらに防衛力の整備をしるという意味でいろいろの要望をされることはこれは当然だと思っております。ただ問題は、アメリカ側の方の要望なりあるいはいろいろな意見開陳に對してこちらの方がそれに直ちに應ぜられるかという、これまた我が国の憲法あるいは我が国の基本的な防衛政策の観点に立って対処しなきゃならないということでございます。

そういう観点からいいますと、アメリカの強い要望は頭の中に置きながらも、日本は日本独自の防衛力の整備をやつていかなきゃならぬ、そういうことで対応すべきだと思います。したがって、ワインバーガー国防長官がどのような御発言をされるかは私は知りませんが、私自身も、たしましては、日本の立場として憲法の許す範囲内で日本の自衛のために最大限の努力をする、その決意を申し述べ以外には道はないと思っております。また、そういうことでもいい、こう考えております。

○野田哲君 今のレポートを見ると、「中曽根首相は、増大するソ連の脅威に対する日本国民の強い関心をはっきり再確認した。また、中曽根首相は「ソ連の軍備増強に對し米國その他NATO諸國が行っている努力に堪がみ」、日本も適切に必要な防衛努力を行う」必要について率直に発言した。」「こういうくだりがあるわけでありまして、けれども、一体、総理としてはNATOの努力に對した形で日本も適切に必要な防衛努力を行う、こういうことをアメリカに約束したという印象なんですか、この点いかがですか。

○政府委員(矢崎新二君) 私どもが承知しております限りでは、昨年の一月十八日に中曽根・レーガン会談がございまして、レーガン・鈴木共同コミニケはこれを守つていくということをお話しになった経緯があるわけでございまして、それは五十六年の五月八日の鈴木・レーガン会談におきましてこういうことを言っておられるわけでありまして、鈴木・総理大臣は、日本は、自主的にかつその憲法及び基本的な防衛政策に従つて、日本の領域及び周辺海・空域における防衛力を改善し、並びに在日米軍の財政的負担をさらに軽減するため、なお一層の努力を行うよう努める旨述べた。これが当時の共同声明第八項にございまして、それを受けて、先ほど申し上げました昨年一月の中曽根・レーガン会談におけるこれを守つていくというふうな御発言になったものと承知をしておるわけでございます。

○野田哲君 ワインバーガー国防長官と日本の防衛庁長官との話は、きょう聞く限りでは特に課題は特定のものではないということでもありますが、日本の立場をしつかり踏まえてということでもありますが、これでいきたいと思ひますけれども、アメリカがいろいろなレポートや発言をするのはアメリカの勝手でしょうけれども、私はやはり余りにも内政干渉的な立場で物を言う、それを持ち込んでくるというようなやり方に対しては日本の防衛庁長官はしつかりと今の日本の憲法というものを踏まえて対応していただきたい、このこと

を要望しておきたいと思います。

次に、極めて具体的な問題についてまず外務省に伺いたいと思うんですが、沖縄の読谷にグリーンベレーと通称呼ばれているアメリカの特殊作戦部隊がすでに駐留を始めているというふうに聞いているわけですが、このグリーンベレー、アメリカの特殊作戦部隊の配備の話はいつどういう形で持ち込まれてきたわけですか。

○説明員（加藤良三君） お答え申し上げます。

外務省としては、ことしの三月一日に、米陸軍特殊部隊、グリーンベレーを三月十七日に公表された内容のところに従いまして沖縄に再配備するという旨の内報を受けた次第でございます。

○野田哲君 これは最終的には何人ぐらいが駐留することになるのか、そしてそれはいつごろまでに全部の駐留が完了するのか、この点いかがですか。

○説明員（加藤良三君） 最終的には一個大隊規模、約二百五十名ないし三百名が本年の後半ぐらゐまでにトリイ通信施設に配備されるというふうに承知いたしております。

○野田哲君 このグリーンベレー、特殊作戦部隊の駐留ということについては、これは二百五十名ぐらいのことだから事前協議の対象外だということと極めて事務的に処理されているように受けとめられるわけなんですけれども、私はグリーンベレーという部隊の性格から見ても、事務的な扱いでなくて、もっとこれは高いレベルで判断をされるべきものではないのか、こういうふうに見えるわけなんです。

そこで、栗原長官にお伺いするわけですが、あなたはこのグリーンベレーという特殊作戦部隊、この部隊の性格等について外務省なりあるいは防衛庁の当局側から事前に何か報告を受けられませんでしたか。

○国務大臣（栗原祐幸君） 外務省の方から防衛庁の方に連絡があった段階で承知をいたしました。

○野田哲君 このグリーンベレーと呼ばれる部隊

がかって十年前に沖縄に駐留していた、そしてベトナム戦争の中でどういう作戦行動をやってきたのか、ベトナム人民にどういう恐怖を与えたか、あなたはそれを承知されておりますか。

○国務大臣（栗原祐幸君） 詳しくは承知しておりません。

○野田哲君 長官、ここに「世界の特殊部隊」という本があるわけですが、土井寛という方が書いた本です。これは防衛庁の制服のOBです。これを讀むと、大体グリーンベレーという部隊の概要というものがわかるわけなんです。言うならば、これは恐るべき部隊みたいなものです。今、沖縄の二つの新聞が連日この特殊部隊の配備についての報道をやっているわけですが、この報道を見ると、悪魔の部隊、こう書いてあるんですよ。沖縄県民から悪魔の部隊と呼ばれる、そういう性格を持ったグリーンベレーという特殊作戦部隊、これが今の時期にこの北東アジアになぜ、どういう目的で配備されたのか、そのことについて外務省は具体的に説明を受けているわけですか。

○説明員（加藤良三君） 私ども、特殊部隊というものについての米国のにおける動向というものはそれなりにフォローしてまいりましたつもりでございます。すなわち、特殊部隊、グリーンベレーと言われるものは、いろいろな技術的分野、例えば空挺、偵察、通信、兵器の取り扱いといったような分野で十分に訓練されました優秀な人員によって組織される、いわゆる部隊運用の効率化の観点から組織される少数精鋭の部隊だというふうに承知しているわけでございます。そして、こういう部隊についての見直しということが近年米国内において高まってきた、その有用性についての認識が高まってきた、その結果再編が進められて沖縄に今年じゅうに一個大隊が配備されるという運びとなったというぐあいに承知いたしております。

○野田哲君 どういうねらいを持って今回沖縄に配備されることになったのか、それを正しくアメリカ側からあなた方は説明を受けているのかどうか、これを聞いています。

○説明員（加藤良三君） お答え申し上げます。

私ども、米側との平素の意思疎通というものを通じまして、またいろいろな米側の資料等によりまして、米国の国防政策が防衛的な性格のもので抑止を旨とするものだというふうに承知いたしておりますが、グリーンベレー、特殊部隊というものもその抑止力というものに穴をなくする、抑止力というものの実効性を高めるという見地から再編が進められたものであるというふうに承知いたしております。

○野田哲君 抑止力としてのグリーンベレーという、そんなことはこれは通用しないのじゃないですか。そんなことを言ったら、沖縄県民はこれは怒り心頭に來ますよ。

長官、あなたは余り十分な説明を受けていないようだけれども、このグリーンベレー、かつてケネディ大統領のところにこのグリーンベレーという部隊が編成をされているわけですから、ベトナム戦争の中で非常に重要な役割を果たしたわけですから、その役割というのは、抑止力なんじゃないのじゃないんです。ベトナムの内乱あるいは心理作戦、ゲリラ戦、こういういわゆる通常の戦闘ではないゲリラ戦あるいは心理作戦を専門にした部隊なんですか。この本によると、物すごい訓練をするということが書いてあります。暗やみの中でも二十種類以上の兵器を自由に分解したり組み立てたりすることができるとか、降下訓練についてはこれは地上に着地する寸前に落下傘を開いて、そして地上に置いたコインを目標にして降下訓練をやっているのだ、こういういろいろな忍者也どきの訓練をやっていることがこの本にも書かれているわけなんです。

同時に、この沖縄に駐留したグリーンベレーがベトナム戦争で果たした役割というのは、ベトナムにグリーンベレーのような部隊をベトナム人によってつくって、それを訓練する役割というのは非常に重要な任務として果たしているわけですから、そういう性格の部隊。これはベトナム戦が終わっ

てからいつとき解体されたわけですね。それがまたレーガン大統領の指示によって再編強化されて、そしてことしの国防報告の中ではその強化策を優先順位のトップに上げているというふうに言われているわけなんです。

これがなぜ今沖縄に配備されなければならないのか。これは非常に重要な意味を持っていると思うんですが、それを防衛庁の長官が十分な説明を受けていないとすると、外務省としては余りにもこれは事務的に処理し過ぎているのじゃないか、あるいは意識的にこのグリーンベレーという部隊の性格を隠して処理しようとしているのじゃないか、こうおっしゃらないんですが、外務省、そんなことでいいんでしょうか。

○国務大臣（栗原祐幸君） この特殊部隊が、今外務省の方からも話がありましたとおり、非常に精強な訓練、戦術等を駆使してやるといふ部隊である。また、今、野田さんからもいろいろ御披露がございましたが、こういう部隊についてこれはただけしからぬじゃないか、こういうような御評価もあるかと思いませんか、同時に、戦術といいますが、有事の際にどのような戦術、戦略を使うかということは、それぞれの国々のまた大きな基本的な国防政策から発するのだと思えます。したがって、この部隊そのものについて特に我々の立場からいいたく悪いとか、そういう有権的な断定を下すことはできないと思えます。

また同時に、この部隊は、安保条約の第六条だと思えますが、それによって配備をされておりますので、そういう意味合いで今までの外交ルートを通じてきたものと承知しております。そのように御理解をいただければ大変ありがたいと思えます。

○野田哲君 この安保条約の六条、そしてこれは人数も二百五十名程度だから事前協議の対象にならない、そういうことで私は事務的に処理されていることに非常に問題があると感じているわけなんです。確かにこれは人員は二百五十人ですけれども、土井さんという方が書いたこの本によつて

も、十二人編成の一つのチームが、これが数百人の部隊と対抗できるだけの能力を持っているのだと、こういうふうな書かれていたわけですよ。

そして問題は、一番私どもが考えなければならぬのは、これは正規の戦闘部隊ではないということなんです。ジョン・ケネディ特殊戦争センターというところでグリーンベレーは訓練を受けているわけですが、そのコースを見ると三つのコースに分かれているわけです。一つは内乱の鎮

圧、もう一つは心理戦争、そしてもう一つは非常戦争、いわゆるゲリラ戦、こういうことにコースが分かれていて、そういう心理作戦とか、ゲリラ戦とか、あるいは内乱を起こす、内乱を鎮圧する、こういうことを専門に訓練を受けているわけです。ですから、派遣される地域の言葉を完全にマスターする、そしてその国の民族の習慣に習熟するとか、そういう訓練をずっと受けているわけでしょう。

そうして、今このグリーンベレーと言われている部隊が派遣されている地域というのは、ホンジュラスとか、あるいはエルサルバドルとか、あるいはレバノン、モロッコ、リベリア、ソマリア、コロンビア、こういう地域に派遣をされているわけですね。今挙げた地域、長官、ずっと国の名前を挙げればすぐわかるでしょう。全部これは内戦が起これたりなんかして大変な地域なんですよ。そういうところにこの部隊が派遣をされているんです。

そこで、私が一番心配するのは、もう一つこのグリーンベレーという部隊がやってきたことは、駐留したところで現地の部隊を訓練する、このことが今までやられてきているわけです。ベトナム戦争でもやられてきているんです。アジア地域ではグリーンベレーという部隊も直接内乱あるいはゲリラをやりにくいわけですね。人種が違ふし、幾ら言葉に習熟し、民族の習慣に習熟しても、白人がアジア人に姿を変えることはできないですから。私が一番懸念するのは、アジアにおいてアジアの国々のこういう性格を持った部隊の訓練に当

たるのじゃないか、こういう心配をするんですが、そういうことになってきたときにはこれは国際的にはどういふことになるんでしょうか。手続的にも私はあり得ないことだと思ふんですけれども、外務省いかがですか。

○説明員(加藤良三君) 特殊部隊、グリーンベレーがその任務といたしまして、例えば非常戦争でございまして、テロリストに対する作戦でございまして、安全保障に対する支援、情報任務、直接行動、いろいろな任務を行うことは事実だろうと思っております。

しかし、その具体的な内容と申しますものは、要するに先ほど申し上げましたような技術的分野、空挺、偵察、通信、兵器の操作といったようなものについて十分に訓練された優秀な人員によって組織される部隊ということで、これがいろいろな紛争のいろいろな段階において柔軟に運用される部隊であるということに尽きるのだらうと思っております。

なお、その第三国の訓練ということでございますけれども、御案内のとおり、米軍は安保六条のもとで日本における施設区域というものを日本及び極東の平和と安全の維持のために使用することが認められるということになっておりますので、その活動というものはこれに照らして判断されることにならうと思ひます。ただ、いづれにいたしましても、例えば第三国人が第三国人の訓練の目的で我が国の施設区域を使用するというようなことはこれは認められませんが、それ以外の態様による訓練といったようなものをすべて排除するということではないと承知いたしております。

○野田哲君 そうすると、やり方によってはそこにとどこかの国の軍隊が派遣されてきて訓練を受けるということについても容認する場合がありますか。ということとを今の説明では言われたわけですか。○説明員(加藤良三君) 私が申し上げましたのは、日本の施設区域を第三国人が訓練の目的で使用するということは安保条約及び関連取り決めに

照らして認められない、またそのことは沖縄が復帰いたしました七二年五月の当時のマイヤー駐日大使の声明の中でも明確にされているところである、こういう次第でございます。

○野田哲君 つまり、できないということでしょう。

そうすると、防衛庁の方はどうなんですか。アメリカとの合同演習、共同訓練というふうなものが大分頻繁にやられるようになってきておりますが、自衛隊がこのグリーンベレーと共同訓練をやるのか合同演習をやるのか、そういうことは想定されますか、どうですか。

○政府委員(西廣整輝君) お答えいたしますが、特殊部隊がゲリラ戦において非常にすぐれた能力を持つておるといふことは、先生御指摘のとおりでございます。なお、そればかりでなくて、この特殊部隊は正規軍との通常戦においても非常に重要な役割を果たすというように我々は理解をいたしております。

そこで、自衛隊と特殊部隊との関連でございますが、先生御案内のように、自衛隊は国土防衛戦をやるわけでございますから自衛隊自身がゲリラ戦を行うとかいふようなことはほとんど考えられませんが、強いてゲリラを相手に戦うとすれば日本に対するコマンドウ攻撃に対応するといった程度でありますので、その種の訓練というものはほとんど必要がないと私も考えております。

したがって、我々としては、正規軍の侵攻に対する戦闘、その際こういう部隊の活躍というものについて着目しておるわけでございまして、具体的に申せば、例えば敵陣に潜入して偵察をするとか、あるいは敵陣の裏に回り込んで兵たを攻撃するとか、そういった正規軍同士の戦闘における特殊部隊の戦闘行動というものは当然考えられるわけでありまして、したがって、我々がかねがね米陸軍でやっております国土防衛のためのもろもろの共同訓練、そういったものの中にそういう場面というものがあればこの部隊も参加することもあつたのではないかとこのように考え

ておるわけでございますが、いづれにいたしましても、この部隊が派遣されて間もないということ、私も具体的な計画とかそういったものは全く持ち合わせておりません。

○野田哲君 これは、やはりこういう部隊の性格からして国際的にも非常に非難を受けた部隊なんです。だから、一遍はアメリカもベトナム戦争が終わつて以降解体をしたわけです。この当時は大変重要な意味を持っていたと思うんですが、私はこういう性格の部隊とは絶対に共同訓練などをやるべきでないと、こういうふうな思ふんですけれども、長官いかがですか。

○政府委員(西廣整輝君) 長官のお答えになる前に若干補足させていただきますが、先生御指摘のように、この種部隊がゲリラ戦に先ほど申したようにすぐれた能力を持つておるといふことは当然でございますが、一般の軍事態勢報告等にもございまして、この部隊が大規模なそういう通常戦、正規軍との戦闘においても非常に重要な部隊であるということには御理解いただきたいと思つております。

○野田哲君 長官、沖縄の沖縄タイムス、琉球新報を、防衛庁にもあると思うんですが、一遍よく読んでください、毎日どんなに沖縄県民の不安、怒りが報道されているか。なければ、私がこれを提供しますから、一遍読んでもらいたいと思ふんです。これは安保条約六条があるからとか、そして人数が少ないから事前協議の対象にならないからということと事務的に済まされる問題ではないと思ふんです。こういう沖縄県民の県民感情というものを私はしっかりと踏まえていただきた。沖縄の自由民主党さえも好ましいことではないということとで困り切つておるといふことが報道されておりますよ。

そこで、もう一つ私が伺つておきたいのは、韓国、大韓民国の制服の上層部の人たちと日本の自衛隊との交流が非常に最近ふえておりますが、仄聞するところによると、沖縄での米軍の演習あるいは自衛隊との合同演習に際して、韓国、大韓

民国の人たちがその訓練に参加をしていた、こういう情報があるわけですが、この点は具体的なことを承知されておりますか、防衛庁あるいは外務省。

○政府委員(西廣整輝君) 韓国の軍人が日米の共同訓練とかあるいは自衛隊の訓練に参加をしたという事実は全くございません。

○野田哲君 見学でもないですか。

○政府委員(西廣整輝君) ございません。

○野田哲君 グリーンベレーが沖繩に駐留して、先ほどは日本の自衛隊も通常の戦闘行動の訓練等についてはあるいは行うことがあるかも知れない、こういう重大な答弁があったわけですが、問題は、沖繩のトリイ・ステーション、ここに駐留をして、この部隊が韓国へ今度は新たにそこから派遣をされて、韓国で韓国兵の訓練に当たる、こういうようなことは一切懸念をしなくてもいいのかどうか、この点どうですか。

○説明員(加藤良三君) 先ほど申し上げましたとおり、米軍は安保条約六条のもとで日本における施設区域を日本のみならず極東の平和と安全の維持という目的で使用する事が許されているわけでございますが、今、先生がおっしゃられた点、現実の問題として私どものところに来ているわけではございませんし、そういう仮定の問題について具体的に申し上げますことは差し控えさせていただきます。ただ、今、先生が、今の施設区域の使用目的、安全保障条約の立て方というものに照らして判断されるべき問題かと存じます。

○野田哲君 この施設区域の使用目的として、安保条約によつてはグリーンベレーの特殊作戦部隊が沖繩から韓国に移動してあるいは派遣されて韓国で韓国の部隊の訓練に当たることはこれは手続上は可能なのかどうかという点、これはいかがですか。

○説明員(加藤良三君) 一般的に、軍隊の属性といたしまして移動ということがあるわけでございます。この点は、今御指摘になられましたグリーンベレーでございますが、またつとに沖繩に駐

留いたしております例えば第三海兵水陸両用部隊といったようなものについても同様であるというふうに私どもは考えております。

○野田哲君 結局、そういうことができるのだということなんですが、この問題、最後に栗原長官、やはり部隊の性格が性格ですから、これは安保条約上、あるいは地位協定上、交換公文の上でも、外務省なり防衛庁の事務方だけの判断で事務的に処理されるということであつてはならないと思ふんです。政治的な判断というのが私は非常に重要だと思ふので、これからの対応についてはひとつ政府の高いレベルでの慎重な対応をしてもらいたい。特に、沖繩においてはこれは大変な政治問題になっているんですよ。そういう点について長官の考え方を承つて、この問題から次の問題に移りたいと思ふんです。

○国務大臣(栗原祐幸君) 今いろいろとお述べになりました御意見については、よく留意をいたしたいと思ふます。

この問題に対する我々の考え方は、大きな観点から申し上げますと、日米安保条約の有効な円滑な運用をどうするか、そういう観点から基本的には考えなきゃならぬと思ふます。それと同時に、私はやはり沖繩はいろいろの要望といふますかあるいはいろいろの問題が言われておるところでございますので、私みずからが、この問題に限つてということではなくて、一遍、沖繩の自衛隊あるいは米軍基地等について視察をいたしたい、こう考えております。

○野田哲君 次の問題について、長官並びに、外務省、防衛施設庁に伺いたいと思ふんです。

まず最初に、昭和五十九年度の予算案においても計上されておりますが、いわゆる思いやりと称せられている予算、これが五十三年度以降今日までどういう金額で推移しているのか、五十三年度以降毎年どういう金額が計上されているのか、まずそれから説明をしていただきたいと思ふます。

○政府委員(塩田章君) 五十三年度は労務関係費だけでございまして、先に労務関係費の方から

申し上げますと、五十三年度に六十一億八千七百万、五十四年度に百三十九億六千四百万、五十五年度に百四十七億二千九百万、五十六年度に百五十八億七千六百万、五十七年度に百六十三億八千八百万、五十八年度に百六十八億九千五百七十万でございます。なお、五十九年度にお願ひいたしておりますのは百七十九億七千四百万であります。

次に、施設関係は五十四年度から始まりまして、五十四年度に百四十億二千四百万、五十五年度に二百二十六億九千九百万、五十六年度に二百七十六億四千万、五十七年度に三百五十一億八千二百万、五十八年度に四百三十九億一千二百万で、五十九年度にお願いしておりますのは五百十三億三千四百万であります。

○野田哲君 これは毎年大変な伸び率ですね。施設費について言えば、昭和五十九年度でも前年比一六・九％、五十八年度については二四・八％、大変な伸び率になっているわけですが、具体的な施設費の増減について伺いたいんですが、まずこれが始まつて以降の施設費の中で五十四年度で貯油タンク二基の改築というのがありますね。これは長崎県の佐世保の庵崎ですか。それからサイレンサーというのは、これは嘉手納のサイレンサーの新設だと思ふんです。そうですね。

○委員長(高平公友君) 先ほどの野田君のグリーンベレーの質問の中で、西廣参事官から答弁漏れがあるので答弁したいということでありまして、さうぞ。

○政府委員(西廣整輝君) 先ほど、韓国の軍人が見学をしていないかというお尋ねに対して、私簡単に、してないというお答えを申し上げましたが、在日の大使館の武官が他国の武官と一緒に武官団として招待をされて見学をしたことがございまして、御説明申し上げます。

○政府委員(塩田章君) ただいまの点は、二件とも御指摘のとおりであります。

○野田哲君 五十六年度の中で、施設費で管理棟というのがありますね。これはどここの場所なんです

すか。具体的に言えば、どういう使用目的の建物なんです。

○政府委員(塩田章君) 場所は今調べておりますが、いわゆる隊舎と言われますものが隊員の起居するところであるのに対して、管理棟といふますのはいわゆる事務をつたりするところでございます。まして、いろんな態様があるかと思ひますが、一番典型的なものを言えば司令部なんかの建物は管理棟ということになります。

五十六年度の管理棟は富士の営舎地区であります。

○野田哲君 車両整備工場というのは、これはこの施設ですか。

○政府委員(塩田章君) キャンプ・シユワブでございます。

○野田哲君 五十六年度で航空機掩体というのがありますね。それから航空機用燃料給油施設、それから岸壁、これは具体的に言えばどの施設でございますか。

○政府委員(塩田章君) 航空機掩体は嘉手納でございます。

それから岸壁は那覇でございます。

○野田哲君 五十七年度にも航空機掩体とか格納庫というのがあるんですが、これは継続のあれなんです。それからまた新たに別のところをやつたんですか。

○政府委員(塩田章君) 掩体につきましては、これも嘉手納でございますが、五十六年度に六基、五十七年度に六基ということで、全部で十二基でございます。

それから格納庫は普天間でございます。

○野田哲君 五十八年、五十九年にユーティリティーというのが出てきますね、提供施設の整備で。ユーティリティーというのは、普通の住宅の場合は作業場みたいなところなんです。この部隊の中でのユーティリティーというのは、具体的にはどういう目的で使われている場所ですか。

○政府委員(塩田章君) ユーティリティと言っ

ておりますのは、施設の中の建物とかあるいは工
作物等へ水、電気等を供給するわけでございま
すが、その供給するための施設、あるいは施設内の
雨水を排出するための管路とか、そういうものと
びその関連施設といったものをユーティリティ
と称しております。

○野田哲君 この五十八年、五十九年のユーティ
リティというのは、これは場所はどこですか。

○政府委員(塩田章君) 五十八年は厚木飛行場と
佐世保海軍施設でございます。

それから五十九年にお願ひしておりますのは、
三沢、横田、キャンプ座間、厚木は継続になりま
すが、横須賀海軍施設、それから岩国飛行場、そ
れに佐世保の継続ということでございます。

○野田哲君 五十八年に整備工場というのがあり
ますね。これはどこですか。

○政府委員(塩田章君) キャンプ・ハンセンでこ
ざいます。

○野田哲君 五十九年度に計上されている管理棟
というのは、これはどこですか。

○政府委員(塩田章君) 五十九年度にお願ひして
おります管理棟は、三沢、それからキャンプ・
コートニー、キャンプ・ハンセン、嘉手納、キャ
ンプ瑞慶覧、以上でございます。

○野田哲君 栗原長官、今事務的にずっと伺って
きたんですが、お聞きのように、これは部隊の司
令部とか、あるいは航空機の掩体とか、あるいは
軍用用の岸壁とか、あるいは格納庫、こういうふ
うにまさにこれはアメリカが使う軍事施設そのも
のが日本の予算でつくられているわけなんです。

そこで、こういうふうな防衛施設庁の予算で計
上している思いやり予算と言われている提供施設
の施設費、これは一体どういう手続を経て場所や
ら金額やらあるいは規模が決まっているんです
か。アメリカ側から、これだけのものをやってく
れということ、これは持ち出してくるんです
か。その手続は、どういうふうな経過を経て決ま
っているんですか。

○政府委員(塩田章君) 手続でございますから私
からお答えいたしますが、三つの段階がありま
す。

つまり、我々が毎年八月に概算要求を出すわけ
ですが、それ以前に米側と話をしながら、我々と
しましてはどういう概算要求を出すかという詰め
をしてまいります。これが一つの段階。具体的に
は、米側は在日米軍司令部、それと我々の間で話
をしております。

それから第二の段階は、政府としての予算案が
決まりました段階で合同委員会にかけまして、予
算が成立した場合にこれこれのことをするとい
う意味での合同委員会の合意がございます。

それから第三の段階は、政府案が実際に成立し
ました後、個々の具体的な実施細目についての合
同委員会がございます。

そういう段階で決めていくわけでございます
が、具体的には、来年度で言いますと今ごろから
でございますけれども、今ごろからこの夏の概算
要求にかけまして在日米軍司令部の方から希望す
るものは我々一応聞きます。また、我々の方も各
基地のいろんな周辺の状況といったようなものを
考えまして、我々なりにまた判断をいたします。

また、一方、概算要求までの時点で財政状況とい
ったようなものを当然考えなきゃなりません。その
ようなことを考えて、私どもとしましては、先ほ
ど申し上げました概算要求以前、七月から八月に
かけて個々の施設について採用するかしないかを
決めていくというやり方をとっておるわけであり
ます。

○野田哲君 外務省に伺いますけれども、地位協
定の二十四条の一項がアメリカの負担の手続です
ね。「日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う
すべての経費は、2に規定するところにより日本
国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続
期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担す
ることが合意される」。二項が日本側の負担分
でしょう。「日本国は、第二条及び第三条に定める
すべての施設及び区域並びに路線権をこの協定の

存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、か
つ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権
の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意さ
れる」。これを普通に、国民がだれが聞いてもわ
かるような形でちょっと経費の負担区分を説明し
てもらいたいんです。

○説明員(加藤良三君) お答え申し上げます。

この点につきましては、今まで累次の国会にお
ける御議論があったかと存じますけれども、まず
地位協定の二十四条の二項について申し上げさし
ていただきますと、これは今、先生がおっしゃら
れましたとおり、すべての施設区域をこの協定の
存続期間中合衆国に負担をかけないで提供する、
これを日本国の義務として定めているわけでござ
います。したがって、この規定の内容に合致する
実態がございますれば、それは二条一項に基づい
て合同委員会を通ずる日米両国政府間の協定を締
結することによって我が国の経費負担において施
設区域と観念されるものを提供するということに
なります。

他方、地位協定の三条と三条に関する合意議事
録がございまして、これは米国の方が個々の施設
区域を使用するに当たって一定の範囲で工事等の
措置をとることを認めているわけでございまし
て、こういう措置が必要だということでも米国がみ
ずからの判断でこういうことを行う場合にはその
経費は米側が負担すべきものであるということ
でございますので、特定の事案について申し上げ
れば、それを我が国が今申し上げた施設区域の提供
として行うという場合と、合衆国、すなわち米国
が行う地位協定の三条に基づく措置、いずれでも
実施し得るという場合はあり得るだろうと考えて
おります。

○野田哲君 これは外務省になるんですか、それ
とも施設庁長官の方から答えてもらうことになる
んですか。二十四条一項の「合衆国軍隊を維持す
ることに伴うすべての経費」、これは一体的に
に言えばどういふことなんでしょう。
私がお伺いしたいのは、今いろいろ施設の名称

を具体的に聞きました、日本側が予算に計上しあ
るいは既に実施した施設の名称を。そういったし
すと、例えば貯油タンクであるとか、あるいはサ
イレンサー、私も見ました、嘉手納で工事をやっ
ている場面を。サイレンサーとか、あるいは特に
私がいかがなものかなと思うのは管理棟です
ね。部隊の司令部が入っている建物、あるいは車
の整備工場とか航空機の掩体とか、こういうもの
はまさにこれは二十四条一項の合衆国軍隊を維持
することに伴う経費、これに該当するはずなん
です。従前のこの二十四条一項、二項の解釈では、
これらは二十四条一項に該当する施設ではないか
と思うんです。したがって、当然これは米軍が負
担をするべき性格の施設だと思っておりますが、ど
うですか。

○説明員(加藤良三君) 日本が地位協定の二条で
提供いたします施設区域というものの、これは内容
といたしまして建物、工作物等の構築物及び土
地、公有水面をいうということは政府が累次申し
上げてきたとおりでございまして、今御指摘にな
られましたようなものであればこれが施設区域に
該当しないということにはならないと存じます。

○野田哲君 こういう私が今指摘したような施設
がこの二十四条一項の施設ではなくて二項に該当
する施設だ、こうなってくると、合衆国の軍隊を
維持するための経費というのは一体これは何なの
かと聞かざるを得ないと思ふんです。極端に言え
ば、あなたのような説明でいくと、米軍が払うの
は合衆国軍隊の兵隊の給与、衣食住の費用、住は
これはほとんどつくっているわけですから、衣食
の費用だけというふうなことに極端に言えばなっ
てしまうのじゃないでしょうか。

そこで、私はもっと振り返って伺いたいと思
うんですが、古い話ですけれども、かつて、今の防
衛施設庁の前身の調達庁時代に「占領軍調達史」
という本を出しているが、あの中では、この二十
四条の二項で日本が負担をするのはこれは施設区
域の借り上げ料それから補償費に限定をしたもの
だと、こういう説明をしておりますが、この説明

はうそだということになるんですか。

○政府委員(塩田章君) 現在私も考えておる考え方は、先ほど外務省からお答えがあったとおりでございます。今御指摘の点は、当時の運用の実態がまさにそういう状況でありましたので、当時の運用の実態としての御説明をしたということでございます。地位協定の解釈をいたしまして現在我々が考えているのは先ほど外務省からお答えになったとおりでございます。

○野田哲君 いや、これは実態の説明ではなくて、二十四条の一項と二項について解説をしているのであって、私はちょっとその説明は納得できないんですよ。これは、二十四条二項は借り上げ料、補償費に限定をしたということであるから、その後四十八年に岩国と三沢の住宅をつくったときにいろいろ問題になりました。栗原防衛庁長官の尊敬する今は亡き大平さんが外務大臣当時、そのことについての見解を出された。じゃ、この大平さんが外務大臣時代に答えたこともうそだということになるわけですね。大平答弁というのは外務省、防衛施設庁それぞれ承知されていると思うんですが、この点どうですか。

○説明員(加藤良三君) お答え申し上げます。今、先生がおっしゃられました大平答弁と申しますものは、既存の施設区域内において日本側が構築物を新築してこれを追加提供するというようなことは地位協定上認められるのである、認められるところであるけれども、特に代替を理由とする建築提供については、その代替という性格にかんがみまして、代替される構築物の規模を超える建設は原則として行わないということも述べたものでございます。その意味で、これは政府としての地位協定の運用上の方針を述べたものでございまして、その中でも地位協定上日本側が構築物を新築して米側に提供することがあるということも述べている次第でございます。

○野田哲君 そうすると、外務省の見解としては新規に提供するものも追加の提供もすべてこれは日本側の負担すべきもの、こういうことになるかと。

いうことなんですか。

○説明員(加藤良三君) 若干私の説明が誤解を招いたとすれば恐縮でございますが、先ほど申し上げましたように、日本が施設区域の提供として経費を負担するものと、それから米軍が地位協定三条の管理権の範囲内において行う工事というもの、両方があるというわけでございます。この場合には、我が国が行います施設区域の提供、合衆国が行う三条に基づく措置、いずれによっても理論的には実施し得るというケースがあるということとを申し上げたわけでございます。

○野田哲君 ちょっとわかりにくいんですがね。そうすると、この米軍の施設区域の中でいろいろな施設をつくっていく。どこで線を引くんですか。どこでけじめをつけるんですか。これはアメリカの負担、これは日本の負担というのは、どこで区分するんですか。どうなんですか。

○政府委員(塩田章君) 先ほど外務省からお答えしましたように、要するに平たく言えばオーバラップしている部分があるわけでございます。それから、その区別をどこで引くかということは地位協定の文言から出てまいりません。二十四条の二項からいって、すべての施設区域の提供は日本側負担、こうなっておりますから、我々の方としましては、例えばばはつきりした建物の維持修繕みたいなものはこれは別でございますけれども、施設区域の提供というところになりますと、我が方から建物の種類に区別をつけて、こういうものは日本側が持つとか、こういうものはアメリカ側が持つとかというところを一概に決めるということではできないわけでございます。そういう意味での区別はございませぬ。一等最初に私がお答えしましたように、そのときそのときの判断におきまして、日米安保体制の有効な運用という点から緊要度といったようなものを考えながら個々に判断して決めていくということになろうかと思えます。

○野田哲君 今の長官の答弁、そのときそのときの判断によってという、そのときそのときの判断によって二十四条の一項、二項が決められるという

うことではこれはちょっとおかしいのじゃないですか。二十四条の一項がアメリカ側の負担、二項が日本側の負担で、あなたがそんなことをおっしゃるのなら、もう一回私はあるレポートを引用せざるを得ないと思うんです。

昭和五十三年当時、私もこの問題で初めて労務者の法定福利費を日本側が負担することになったときにいろいろこの問題の説明を聞きました。この問題の口火を切ったのは金丸さんでしょう。金丸さんの書いた本があります。「体験的防衛論」という、防衛庁長官当時の体験を書いた金丸さんの本です。これを見ると、いろいろ日本側が新たに、何かアメリカが円高、ドル安で困っているの、日本側で助けをする方法はないかということ、いろいろ考えた結果、知恵を絞ってやったのが駐留軍労務者の法定福利費、これを日本側で負担しようということ、五十三年に初めて踏み切ったわけです。

そのときに私も、この本の中を見ると、社会党の石橋さんなどにもいろいろ根回しをした、公明党の矢野さんにも根回しをしたと、こう書いてある。私も根回しを受けた。私もその一人だろうと思うんです。などの中の。そのときの説明では、駐留軍労務者の法定福利費、いわゆる使用者側が負担をする年金の使用者側負担分とか、こういうものはこれはやむを得ないだろう、しかし地位協定の解釈からいえばこれが限界でそれ以上はできない、こういうことであつたわけです。それから、その後アメリカにはなかなか理解しにくい語学手当とかなんとか、それらにまで範囲が広がっているわけですが、その程度のことでは私も説明を受けた。根回しということになったんでしょう。

しかし、施設費は当時ではできないということ、労務費だけでも日本で、地位協定上理屈が立つものは受け持ちますよ、こういうことじゃなかったんですか。私は、その当時の説明としてはそうであつたと思うんですが、どうでしょう。

○政府委員(塩田章君) 労務費については、今御指摘のとおり経過であつたと思えます。五十三

年に一部始まりまして、五十四年度にあつて語学費等の追加がございまして、現在に至っております。したがって、労務費関係につきましては地位協定上現在やっておりますことがとにかく限度であるということで一貫してずっと参っております。ただ、そのときに施設関係費については持てないのだという今のお話でございましたが、その点はちょっと私も見解を異にしておりまして、先ほど来申し上げておりますように、五十四年度から実施しておるということでございます。

○野田哲君 金丸さんの本にはこう書いてあるんですよ。私は、この後、園田外相、村山蔵相にも非公式の根回しを行い、大蔵省の事務方にも内々の打診を行い、ほぼ「二百億円分増」を固めたのだ。あとは中身と地位協定上の理由づけだが、これは亘理君に全面的にまかせた。亘理君はじつによくやってくれた。彼は、国会答弁で「在日米軍への施設提供は、地位協定が、新規」を禁じたというのではない」と四十八年の大平答弁に新しい解釈を付し、地位協定上、在日米軍への施設などの新たな提供は、制限を受けることなく行える」との運用方針を提示したのである。

さらに、亘理君は「条約上、日本として非義務の支出であっても、予算案に計上し、国会の承認が得られれば、歳出しても違法ではない」という財政法上の強気の解釈をも示し、分担増実現の道を開いたのであつた。

一方、私も野党側の協力取り付けに全力をあげた。社会党は石橋政嗣君、公明党は矢野書記長ら、民社党が永末英一君、新自由クラブは西岡幹事長らと非公式に懇談して、協力を要請して回った。

こういうふう述べておられるわけですね。二十四条の一項、二項の解釈について、それまでは施設費についてはこれは無理がある、四十八年の大平答弁もあり、そこを新たな地位協定上の解釈を当時の亘理さんが考え出して、根回しをして新た

な分担に踏み切ったのだと、こういうふうに述べられているわけです。

そうして、五十三年に労務費が始まり、その後次に施設費に入っていた。だから、この時点で地位協定の二十四条の解釈をここでは柔軟解釈、あるいは互理さんが財政法上の強気の解釈を示して、そしてこれに持っていったのだと、こういうことですから、この時点で二十四条一項、二項の解釈が全くこれは変わってしまった。実質的にはこれが地位協定の二十四条一項、二項の解釈がここで崩れてしまった、こういうことになるのじゃないですか。

それが今の外務省や防衛施設庁の解釈のような形で初めて入っているのだから何とこんな根拠をしる——五十三年には労務費を出した。しかし、施設費の方はさらに遠慮をしていたんですよ。初めて入っていたはずなんです、五十三年以前でも。そうでしょう。そうじゃないですか。それまでは施設費についてはできないという解釈があったから、労務者の法定福利費に踏み込んだときには施設費の方は手をつけていないんです。全部これは米軍負担だと、こういう解釈であったわけなんです。

それを新たな解釈に踏み切って、五十四年以降施設費までもどんどんふやしていった。初めはそれでもささやかだったです。五十四年は貯油タンクとサイレンサー、それだけだった。それが今では部隊の本部が入る管理棟までも日本がつくってやる、あるいは格納庫や施設までも日本がつくってやる。これは全く二十四条一項、二項の解釈が根本的に変わってきているのじゃないでしょうか。どうですか。

○政府委員(塩田章君) いろいろ御指摘ございましたが、五十三年以前に今やっておりますような施設費をやっていたことは事実でございますが、それはできないということをやっていたのか、あるいはできないと、先ほど外務省からも答弁がありましたように、大平答弁は現在でも我々は生きておると思っております。政府の運用

の方針を示したものと大平答弁は現在でも生きておるわけでございまして、従前の大平答弁をやめてその時点で新しい解釈をとったということではないというふうに我々は考えております。やはり代替を趣旨とする場合の提供につきましては大平答弁は現在でも生きておるわけでございまして、私どもの解釈は、先ほど来申し上げておりますように、できないのではなくて、確かに五十三以前はやってはいませんでしたけれども、解釈としてできないからやっていたのではありません、現在の解釈のように、できるのであるというふうに我々は考えておるわけでございます。

今、先生が、五十四年度はほんのわずかであった、貯油タンクと消音施設だけであつたとおっしゃいましたが、五十四年度にも隊舎の七棟あるいは住宅の四百二十戸等ございまして、五十四年度から始まりまして百四十億ばかりを実施さしていただいておりますわけですが、いづれにしても、我々の解釈としましては、先ほど来外務省並びに私どもの方からお答えしておりますような解釈で一貫してきたつもりであります。

○野田哲君 今までの問題、何回か国会でやりとりされておりますが、そのやりとりの中では、アメリカ側の発意でアメリカ側がやろうとするものについてはそれは二十四条一項でアメリカ側が負担するのだ、そういうことになっているのだと、こういううたがひがあるわけですが、今どういう経過でこういう施設を日本側が負担することが決まるのですかというこの説明を聞くと、これは来年度予算については今の時期にアメリカ側からいろいろ申し出てくるのだ、こういうお話ですが、そういうことならこれはアメリカ側でやる、今までの解釈からいけばアメリカ側がやりたいことはアメリカ側がやってもらえたいのだ、こういうことになるのじゃないでしょうか。何も日本が、やりたいことはアメリカが計画をする、費用は日本が負担をする、こんなことにならなくていいのじゃないんですか。どうですか。

○政府委員(塩田章君) 現在でもアメリカもいろ

んなことをやっておるわけでございます。先ほど私が申し上げましたのは、事務的な折衝の段階でアメリカとしてはこういうものを日本側でやってくれないかという希望は確かにあります。それに對しまして、我々も先ほど申し上げましたような判断をいたしまして決定していく、こういうことを申し上げましたが、当然アメリカ側も自分でもやるものもあるわけでございまして、先ほどの先生の御指摘にありましたように、アメリカの発意で二十四条の一項でやるというものも当然あるわけでございます。

○野田哲君 これは、いろいろあなたの方で説明をされておりますけれども、やっぱりだんだん二十四条一項、二項の解釈が、ずっと今までの議事録をひっくり返して読んでみますと、変わっているんです。一体どこで歯どめをするのかということになってくるわけです。三沢にF16の配備が要請されて、決まればそれに應じた施設を三沢にもつくっていかねばいけません。今までは大住宅の代替ぐらゐは、大平さんが外務大臣当時、三沢、岩国の老朽化したものの代替ぐらゐはしょうがないのだ、こういうようなところから出た発したものが、飛行場の整備工場や格納庫や部隊の本部までつくっていくようになってきたのはどこで歯どめをつければこれは際限なくなるのじゃないですか。

例えば今の五十七年のガイドラインですね、ガイドラインによつていろいろ検討されている。そうすると、行く行くはあれによると提供施設も広がってくるのが想定される。そうすると、今までは米軍が使っていないところにも新たに、米軍が希望して駐留することになっていくという、またそこに兵舎とか部隊の本部とかあるいは格納庫、いろいろつくっていかねばいけません。これでは一体歯どめはどこにあるのか。極端に言えば全部施設については日本が持つ、こういうことになりかねないのじゃないか、こういうふうに考えるんですが、これは外務大臣の担当だと思ふんですが、防衛庁長官も無関係ではない

と思うんですが、これは歯どめを決める必要はないんですか。

○説明員(加藤良三君) 先ほど来申し上げておりますとおり、日本とアメリカの負担配分についてオーバーラップする部分があるということでございますが、その場合でも我が国がやはり米國に對して米國の方で措置しなさいというふうに求めることもございますし、また米國の方から我が國に提供してくれということも言ってくることもそれはあり得るわけでございます。

その場合には、当然日本とアメリカとの間で協議と調整を行つていづれかがこれを行うということになりますけれども、そしてまたそこに区別の基準という点がございますけれども、そういう提供に我が國が応ずるかどうかというのは、その個々の事案に即しまして日米安保条約の目的達成との関係でどうであらうか、それから我が國にも財政事情がございしますからその財政負担との関係はどうであらうか、それからまた社会経済的な影響といったようなものはどうであらうか、こういったものも要素を総合的に勘案して提供の可否を決定するということになっておるわけでございます。

○野田哲君 いや、私はそういうことでなくて、安全保障条約に基づいて合衆国軍隊の日本への駐留を認めている。そして、駐留を認めているについては、地位協定によつて経費の分担も二十四条一項、二項で取り決めている。この二十四条一項、二項の解釈が、今全く私に言わせると崩れてしまつてゐる。五十三年以前と五十三以降では変わつてゐる。しかし、そういう状態のまま要求があつたからというのでどんどん応じていった。毎年二十何%ずつの伸び率なんです。まさにこれは大変な伸び率ですよ。二十四条一項、二項の解釈をきつとして、どこかで歯どめをしなければこれは際限なく膨れるのじゃないか。それは、だからそのときどきの情勢を勘案してなんということでなくて、これは国会で承認を受けた

協定なんですから、その協定の解釈がそんなにあいまいでないんですか、統一の見解もきちっと示してもらわなければいけないのじゃないですかと、こう言っているんです。

特に、もしこの亶理さんが言ったという、地位協定の解釈はどうであろうとも、予算案に計上して国会が認めればそれでいいのだと、こういうふうなことでやっているのだとすれば、私はなおさらこれは明確にしてもらわなきゃならぬと思うんですよ。金丸さんのこの本によると、「条約上、日本として非義務の支出であつても、非義務の支出、つまり私どもは、今ある施設費なんというのはこれは二十四条一項で米軍が負担すべきものだと、こう思っている非義務の支出です。その「非義務の支出であつても、予算案に計上し、国会の承認が得られれば、歳出しても違法ではない」、こんな解釈で防衛施設庁あるいは外務省がおられるとするならば、地位協定は何のために国会で批准を受けたことになるんですか。そこを明確にすべきじゃないですかということを私は言っているんです。

○政府委員(塩田章君) 私どもは、今やっております提供施設の整備は地位協定に基づく日本側の義務の遂行であるというふうに考えております。その根拠は、もちろん二十四条の二項であるというふうに我々は考えております。

その際に、先生の御指摘の今のようなり方では無限に広がっていくではないかという点につきましては、二十四条の二項が施設提供と言っているだけでございまして、その提供施設の中身を区別しておりませんので、この協定上どういう施設であればどちらの負担だというふうな区別はできないわけでございます。そうでなくて、先ほど来私どもがお答えしておりますように、個々の事案につきまして、日米安保体制の効果的運用といった点から緊要と考え、また私ども自身の立場からすればその基地の周辺のいろいろな社会的状況ということも考え、またあわせておのおの財政事情というものも考えて決めていく。もちろん、そ

れは当然のことながら最終的には国会の議決をいただいて実施する、こういうことになるわけですが、そういったところで運用していくということではなかろうかというふうに考えております。

○野田哲君 そうすると、塩田長官、あなたの方では、亶理さんが言ったかどうかそれは知りませんが、国会にはそういうあれはないんですけれども、「非義務の支出であつても、云々」ということではなくて、これはこの地位協定の二十四条二項に基づく義務を持った支出だと、こういうふうにあなたはおっしゃっているわけですか。そうすると、私が何回も今指摘したような部隊の管理棟、部隊の本部が入るような建物とか、あるいは専用の岸壁とか、あるいは格納庫とか、あるいは専用という施設までもこれは一項に規定する合衆国軍隊を維持する経費ではない、こういうふうにかえられるわけなんですか。私は、部隊の本部が入る管理棟とか格納庫とかいうのは、まさにこれは合衆国軍隊を維持するための経費そのものではないかと思うんですが、そうではないんですか。

○政府委員(塩田章君) これは外務省の方からお答えするのがいいのかもしれませんが、結局は安保条約六条に返つてきまして、米軍は日本の施設区域の使用が認められておることになるわけでございますが、その場合の施設区域というのは結局地位協定二十四条の二項で日本側の負担である、一項のものを除いて日本側の負担である、こういうことになっておりますから、先ほど来私が申し上げておりますように、現在やっております施設提供の整備費は二十四条の二項に基づく経費である、日本側の義務的な負担経費であるというふうに考えておるわけでございます。

ただ、申し上げましたように、米側との間のオーバーラップという点は確かにありますけれども、提供施設の整備という点で申し上げればこれは日本側の義務であるというふうに私は言えるのじゃないかというふうに思います。

○野田哲君 私は、これは従来国会で議論した経過からして、どうしてもそれは納得できません。

これは、あなたの方の二十四条の二項、二項の解釈が変わつたというふうにしかならない。本当ならば外務大臣にも出席してもらつて聞きたいわけですが、ここには外務大臣の出席を求めるわけにはいきませんが、これは長官にお願いをしておきたいと思うんですが、昭和五十九年度の予算審議が終わるまでにぜひきちつとした見解を外務大臣と協議されて政府として示してもらいたい、このことをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○説明員(加藤良三君) 先ほど来御議論の中で申し上げた次第でございますが、政府の地位協定二十四条一項、二項に関する解釈は一貫しておりまして、これまで国会の場で明らかにしてまいつたとおりでございます。

○野田哲君 いや、一貫していないから、まず「占領軍調達史」、あそこ書いてあること、その次の四十八年の大平答弁、それから外務省の大河原さんとか、施設庁の山上さんとか、金丸さんとか、いろいろ国会で答えておられる。あなたは一貫していると言いつても、一貫していないですよ、大平答弁と今の考え方は。一貫しているのなら、こんな施設の費用を日本側が負担するはずはないんですよ。また、あなた、金丸さんの本に書かれておるように、ひそかに根回しなんというところは必要ないんですよ、一貫しているのだから。一貫していないと私どもは受けとめているから、過去のそういうのを一々、もう時間がないから申し上げませんが、そのときで政府が発行された資料や国会で答弁されたことを一貫整理して、どこが一貫しているのか、一貫していないのから一貫している、前の大平答弁やその前の「占領軍調達史」などを全部一貫したように説明してください。一貫していないから私は聞いているので、だから、あなたじゃなくして栗原長官の見解を聞きたいんです。

○説明員(加藤良三君) 地位協定の条文に関する問題でございますので、恐縮でございますが、私から若干敷衍させていただきますと存じます。

先生が御指摘になられました大平答弁と今とが違っているという点について申し上げます。例えは大平答弁の冒頭のところで、地位協定第二十四条の解釈については先般来御説明申し上げたところでありまして、という部分がございまして。これは大平答弁に先立つ政府答弁の中で、地位協定の二条に基づく基地の提供、施設区域の新規提供ということとは排除されていない、そのような施設区域の提供を行う場合には二十四条に基づいて日本側が経費を負担するのだ、そういうことになるといふという条約解釈をまさに述べているわけでございます。それは五十三年度、五十四年度以降の予算につきまして、関連いたしまして政府が御説明してまいりましたところと軌を一にするものであるというふうに考えておるわけでございます。

○野田哲君 それなら、もう一遍調達史に返るわけですが、調達史では一九五六年に日本側が負担するのは借り上げ料、補償費に限定しているのだと、こういう記述をしておりますが、これは実態を述べたものではないでしよう。二十四条一項、二項の区分を、その前の行政協定期代からの経緯に照らして区分を述べたものでしょう。どうですか、塩田さん。

○政府委員(塩田章君) この点は、先ほど申し上げましたように借り上げ料と補償費が問題になつてはいるわけですが、この「占領軍調達史」の記述は、占領軍調達の推移を記述したものでありますが、その過程で行政協定期代の運用の現状を述べたものであるというふうに私どもは理解しておりますところでございます。

○野田哲君 その運用の現状であろうと何であろうと、日本側の負担というのは借り上げ料と補償費に限定されているのだという実態の説明であると同時に、これは当時の解釈じゃないんですか。

○政府委員(塩田章君) 当時の実態がまさにそのようであつたことはそのとおりでございますけれども、行政協定の解釈を行ったものではないというふうに私どもは理解しております。

○野田哲君 あなたがあくまでもそういうことであれば、これ以上の論争をやってもしょうがないんですがね。

そうすると、当時と、五十三年以前と五十三年以降と地位協定の二十四条一項、二項の負担区分については一切政府の考え方は変わっていない、こういうことなんですか。あなたはオーバーラップしたという部分があるというのは、どういう部分がオーバーラップしていると考えておられるんですか。

○政府委員(塩田章君) 私どもは、五十三年以前と五十四年以降で解釈は変わっていないと先ほどから申し上げております。ただ、実際は五十三年以前は出しておりませんから、五十四年以降出してありますから運用は変わっております。それは、先ほど来申し上げておるとおりであります。オーバーラップしている部分につきましては外務省から先ほどお答えしたとおりでございますし、外務省からのお答えの方がよろしいかと思っております。

○野田哲君 私は長官に、外務大臣と相談をして、施設庁の長官や外務省の方はオーバーラップという言葉を使っているんですが、実態としても、これはどう見ても、金丸さんの述懐にもあるように、地位協定の曲解ですよ、二十四条の一項、二項の。当時、この思いやり予算の口火を切った金丸さんは柔軟解釈という言葉を書書の中で使っておられますけれども、今日ではかなり無理がありますよ。私どもはどうしてもこれは無理があると思っておりますので、あなたに、外務大臣と相談をしてこの地位協定の二十四条一項、二項の見解をもう一遍明確に示してもらいたいと言うのだけれども、あなたは全部答弁を事務方の方に振ってしまつて、あなたとしては何の見解も示されないが、あなたは無理と思いませんか。

○国務大臣(栗原祐幸君) あえて事務方に答弁を振り分けているわけじゃないんです。私といたしますと、今までの経過をよく承知した上でお答えをしないやらないということでございます。

で、この点は御了解いただきたいと思ひます。要するに、地位協定二十四条の一項、二項の解釈の問題でございます。この解釈に対する有権的な省庁は御案内のとおり外務省でございます。したがって、外務大臣に對しまして、私から野田さんの強い疑問というものがあつたということをお伝えしたいと思つております。

○委員長(高平公友君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(高平公友君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、昭和五十九年度総予算中、総理府所管のうち防衛本庁、防衛施設庁を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○堀江正夫君 私に与えられた時間は三十分だけでございます。そこで初めて、五十九年度の防衛庁予算の中で何点かについて御質問をさせていただきます。時間が余れば、今大変問題になっておりますシーレーン防衛の問題、シェーン海軍年鑑で指摘をしました北海道侵攻の問題、こういう問題に触れさせていただきたいと思ひます。

まず初めに、五十九年度予算についての栗原長官の全般的な評価というものを承りたいわけですが、私は五十九年度予算はこの厳しい国際情勢、そして自衛隊の現況を踏まえて防衛庁も本心に精いっぱい努力された、政治的にもいろいろと配慮した、そういうような意味においては十分に評価されるべきものだと思ひますが、個々の内容を見ますと大変問題が多い、このように考えておるわけですが、長官いかがでございますか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 五十九年度の予算につきましては、予算委員会あるいはその他の委員会におきましてもいろいろ御議論のあつたところでございます。あるいはこの防衛予算は非常に突出

しているんじゃないかという御意見もございました。しかし、總体的に申し上げますと、私は現下の国際情勢下において、また極東のこういう事態におきまして、日米安保条約を締結しております我が国といたしましては必要最小限の防衛費をお認めいただいたと、そういうふうに認識をしております。いろいろの見方はございますが、私どもの認識としては必要最小限の予算要求を一応お認めいただいた、そういう予算案だと考えております。

しかし、ただいまも御指摘になりましたとおり、内容を見ると十分でないんじゃないかという御指摘、これもまた事実でございます。特に、正面と後方とのバランスというのとれてはいるかといないかというようなことが御議論の中に今までございましたけれども、私は後方という方面につきましては、率直に申し上げまして、まだまだ私どもの希望するところまで来ていない、そういう感をぬぐえないわけでございますが、しかし日常的教育訓練等部隊の錬磨等に関します諸経費は、こういう状況下ではございましたけれどもまあまあ認めをいただけたんじゃないかと思ひます。

いろいろと御指摘を受ければ、あれも足りない、これも足りないというところがございますが、こういう厳しい財政状況下でお認めいただいたことについて、全般的には大変感謝をしております。一日も早く予算が成立いたしましたして、その執行につきましては厳正を期していきたい、これが私の現在の心境でございます。

○堀江正夫君 これからは個々の問題につきまして、意見を交えながら御質問させていただきます。後方とバランス、随分と予算的には長官にそのバランスをとることに御努力いただきまして、確かに教育訓練の面におきましても辛うじて現体制を維持することが可能な、こう思う程度にはなつたわけでありまして、まず最初にお聞きしたいと思ひますのは、防衛庁も政府も防衛計画大綱の

水準をなるべく早く達成しなきゃならぬ、こういう基本的な方針は一貫して主張しておられるわけです。

ところが、ことしの予算、去年、ことしと二年度目に五六中業が入つたわけですが、この計画大綱の水準の達成状況を見ますと、正面兵力に予算的には一番重点を置いていますが、これも今のペースでいくと三年ぐらひはおくれるのじゃないだろうか。それから特に継戦能力、即応態勢、抗堪性、これを見ても、これは最初から一割の枠という規制があつたために目標の設定そのものも大変低い。その低い目標の達成が、去年、ことしとこの二年間の予算を見る限りにおいては、四、五年はおくれてしまふのじゃないか。

そもそも計画大綱は、これは五十一年に決めたときには数年間でその水準を達成しようと、こういう意図を持って発足した。今もう既に八年目に入っている。しかも、これから先、今申し上げましたような見通しだということになるのじゃないか。これは大変な問題だと思つておりますが、どのようなお感じでおられるか、承らしていただきたいと思ひます。

○政府委員(矢崎新二君) 防衛計画の大綱の水準の達成というところにつきましては、確かに御指摘のとおり、量的な面が一つございまして同時に、質的な面でも配慮していかなくちゃいけないということもございまして、あるいは継戦能力、抗堪性、即応性ということを重視していくということが基本的な考え方でございます。それを一つの基本的な骨組みといたしまして、具体的な実施のために防衛庁としては五六中業を作成してやつておるということでございます。

そのうちの正面については、確かに期間中の契約予定額が約五兆三千億円というものに対して、現在までの五十八年度及び五十九年度の二年間の進捗率が約二七％であるということで、私どもといたしましては必ずしもこれで十分満足だというものではないと思ひますが、これは今後さらに一層の努力を払つて、ぜひ中業の目標達成に全

力を挙げていきたい、こういうふうに思っております。

それからまた、即応性の問題、あるいは抗堪性、継続能力の点につきましても、今後とも一層の努力を払いまして諸施策を進めていきたいというふうに考えております。

○堀江正夫君 今、GNPの1%の枠がいろいろ論議されております。ここではその問題については私触れませんが、よほど腹を据えてやっていたかなければならないということだけは数字の上でも極めてはっきりしているわけです。その点を指摘して、次に即応態勢の問題に入らしていただこうと思っております。

今、防衛局長からお話がありましたように、正面兵力の近代化の問題と同時に、即応態勢、抗堪性、継続能力を防衛庁は重要な柱としてやっておられるわけです。即応態勢についても努力しておられることは、私はよく承知しております。ことの予算でも、特に従来問題になっておりました魚雷、機雷、こういうものの運管管理のための施策が推進をされておりますし、ミサイル関係についても航空自衛隊でやはり前進を見ておられるわけです。しかし、総じて言いますと、この即応態勢、どうも重点の置き方が大変鈍いんじゃないか、私はそのように感じられてなりません。

いろいろございます。例えば、ことしもですが、海、空の定員増は遠慮されたわけです。これは大変なことだと私は思います。従来、海、空は装備品が実戦配置につく、それに間に合うように必要な定員をちゃんと準備するということが一貫してきたわけです。ところが、現実的には、その物が入る、ところが定員増が国会で認められない、大きな穴があいております。そこで、実際は船がまともに動かせない、いや、動かしておるけれども、あつちこつちの機能を果たすための人員を欠いたまま動かしている。そういうことになりまして、訓練も本当の意味の訓練はどうなんだ、まして即応性ということになると問題がある、こういう防衛庁としては大きな問題を抱えて

おると思っています。国会としては、当然そういう事態から、海、空の定員増の問題はもっとその事態に即応するように的確に措置しなきゃならぬと思えます。同時に、防衛庁も、私は何でそういうような全般情勢にあるにもかかわらず定員増を遠慮されたのかと、このような疑念を持つわけですね。

また、陸の充足率がこの参議院の予算委員会でもいろいろと取り上げられてまいりました。八六%で一応訓練に必要な最小限だと、こう言われておった時期がございます。しかし、このごろは大分防衛庁も認識を改められたと思えます。全部で八六%です、新隊員の教育中の者も入れて、管理業務についている者も入れて、第一線はもう六〇%から七〇%。こういう状況でまともな訓練ができるはずもないし、こういうようなことから五十七年度に〇・三三%の充足率のアップを見ました。ところが、ことしの〇・四一五%の充足率のアップもこれは達成できなかった。せめて北海道だけは五六中業の期末ぐらいまでには目標としておるところの第一線の主要部隊一〇〇%という目標を達成するための努力というものがもっと真剣に考えられなければならぬんじゃないか、私はそう思います。

さらに、乙類の装備品というのは即応態勢上大変大事な問題でございます。ところが、これにつきましても、二師団、充足率がアップされたものについて若干の充足向上がことしの予算で見られました。大変結構だと思えます。ところが、実際、乙類、車両類とか通信機材とか施設機材、これは平均の充足率が非常に低い、八〇%欠けていますですね。しかもこれが例えばことし予算の要求をして今審議しておりますのは五十七年度に落としたやつですね。それを五十九年度予算でもって予算づけようとする。一年プランクがある。調達をして、やろうということになる、もっとプランクがでやります。それが歳出予算額の中ので従来よりもベースダウンしておる、要求そのものが、こういうようなことは、やっぱり即応態勢

というふうな面から見ますと大変問題があるんじゃないかと思うんですが、いかがでございますか。

○政府委員(矢崎新二君) まず、第一点の定員の問題でございます。

確かに海、空の定員と申しますのは、装備品の就役、艦艇とか航空機等が就役してまいりますから、それに伴います必要の人員というものを本来定員化した装備品の十全な活用を図るということとが原則でございます。そういうことで例年努力はしてきています。そういうことで五十九年度の場合どういうことになったかと申しますと、結局現在の厳しい財政状況の中で全体としての防衛予算をどれだけふやせるかということが一番大きな基本問題としてあつたわけでございまして、その中におきましてどういう点に重点を置いて経費を獲得していくかということは非常に苦しい選択であつたわけでございまして、先ほど大臣からも申し上げましたように、訓練程度の維持、これは現体制維持のために最小限確保しなければいけないということが基本的な私どもの要請でございました。したがって、そういった最終調整をしていく過程におきまして、海、空の増員のための経費をこの際我慢せざるを得ないのではないかと

いうような判断をしたわけでございしますが、これはことしのようないきなり財政事情等も考えた特殊異例の措置ということで我慢せざるを得なかったわけでございます。したがって、今後の六十年以降につきましまして、こういう増員の確保についても精いっぱい努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから第二点の充足率の問題につきましまして、先生御指摘のように、これはやはり即応態勢をつくっていくという意味から現在の水準をさらに充実していく、引き上げていくということが基本的な私どもの目標でございます。この点も、五十九年度におきましては増員について申し上げましたのと同様な最終的な選択の結果としてあきらめた経緯があるわけでございますが、これもや

はり今後ぜひ重要問題といたしまして積極的に取り組んでいきたいと思っております。

それから、なお第三点で御指摘のございました陸上自衛隊の乙類装備品、これは車両等が中心でございます。通信機材もございします。いずれも消耗更新等を必ずしも十全に実施し得ないというのが現状であることは御指摘のとおりでございます。これはかねてから私も自衛隊にとつての一つの大きな問題でございます。この点も五十九年度予算におきましてはぎりぎりの努力はしたわけでございますけれども、六十年以降におきましてこの点もやはり私どもとしては十分重要事項として配慮していかなければいけないというふうに考えております。

○堀江正夫君 大変厳しい予算枠の中でぎりぎりの選択をされたと十分私も理解しておるわけですが、やはり現情勢を考慮してみますと、もちろんもっと予算をふやす努力をしなきゃならぬ、これは全部が。同時に、全部の中で優先度を、本当にもう少し発想の転換をやりながらやっていく必要があるんじゃないか、防衛庁費全部の中で。そのような感じもしておるわけです。

次に、もう一つ抗堪性の問題につきまして申し上げます。

もちろん飛行機をふやさなきゃいけないんですが、この飛行機を一回の銃撃によつて使えないようにしてしまうというわけにはまいらぬわけです。そのような意味において、基地防空の火器の問題、航空機の掩体、これがやっぱり現情勢から見ますと喫緊を要する施策の一つである、このように考えて間違いないと思ひますが、どうもこれらが、ほかが平均しまして三〇%前後の進捗率にあるにもかかわらず、一〇%から十数%の進捗率にとどまつておる、これなんか私は本当にしっかりとやらせてもらいたいものだ、こう思えてならないわけです。

さらに、ここで施設整備の問題につきまして、私少し意見を言わしていただこうと思ひます。私も今まで、予算がだんだん厳しくなつてまい

ります、自衛隊の諸君にも苦しくなつたときにまず我慢しなきゃならないのは施設整備だよ、それも作戦用に関連した事業、施設はこれはやらなきゃいけないということになると生活関連の施設整備は我慢せざるを得ないだろう、そういう考え方でいくべきだと、こう言つてまいりました。予算を見ますと、やはりしわ寄せが施設整備に一番大きく来てるわけでありまして。これは五十七年度、陸、海、空合わせて施設整備費が五百四十億であつたのが、五十八年度四百九十六億になり、五十九年度は三百七十二億である。特に、生活関連の経費、これが五十七年度百九億が、五十八年度六十三億、五十九年度は四十一億である。

ところが、この生活関係の経費も私は限度があると思ひます。例えば木造の建てかえを要するような施設が防衛庁はほかの官庁と比べて非常に多いですね。保安度が三千点以下というのが他省庁は全部合せて十一万平方、防衛庁が三十九万平方米ある。その中で陸が二十八万平方、保安度が三千点から三千五百点、これは他省庁が四万平方米に対して防衛庁が十七万平方、陸はその中の九万平方、四五千五百点までの老朽木造建物は、他省庁が五万平方に対して防衛庁は三十一万平方、陸はその中で十八万平方ある。こういう実態にある。ところが、ここの予算でもたつた二棟分しか予算がつかない。現に朝霞は、昭和の初めのころ急造でつくつた木造隊舎をそのまま使つてゐる。例えば新発田は、明治時代につくつた建物をそのまま現在でも使つてゐる。さらに、体育館で言いますと、どこへ行つてみても体育館のないところはない。町としてもありますし、学校という学校は全部ある。ところが、雪の多い地帯でもまだまだ体育館が整備されておらない。その体育館も、おとしまでは二棟ないし三棟ずつつくつていましたね。ところが、去年、こつしともうゼロだ。

私は、やはり限度があると思ひます。隊員の士気をやはり確立しなきゃならぬ、こういうことから考えますと、こういう面においても努力しなきゃ

ならない。そうなりますと、防衛庁予算というものについて理解してもらふ以外ないじゃないかと、こう思うわけですが、それらについて御見解を承らしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(栗原祐幸君) 今の御指摘の点は私もごもっともだと思ひます。実は、五十九年度の予算編成に当たりましてそのことは非常に心の痛いところでごさいます。先ほど申し上げましたとおり、予算は財政的、経済的、政治的にどうしても一定の枠の中でやらなきゃならぬということになりますので、それらに対する配慮がなかなかできにくかつたということで、この点は大変遺憾に存じております。

ただいまお話のありましたとおり、この防衛費というものの、あるいは防衛力の整備ということ、究極的には国民の皆さんの御理解をいただく、その御理解をいただく中でやつていかなくちゃならぬと思つておりますので、国民の皆さんの御理解をいただくような方法をさらに積極的に講ずるとともに、ただいま御指摘のあつたような点につきましても配慮をしてまいりたい、こう考えております。

○堀江正夫君 ぜひひとつそのような努力をしていただきたい、私どももしなきゃならぬと思ひます。もう一つ、今の施設整備につきましてつけ加えて言わせていただきたいわけですが、老朽隊舎という面から特に生活環境ということについて言つたわけですが、隊員の居住施設の基準そのものが、私、同じ公務員であります警視庁の機動隊員の基準と比べますと、基準そのものが初めから自衛隊の場合は半分以下になつてゐる。その上に、現実にはその基準の七五％ぐらいだ。したがつて、実際には本当に窮屈な状況下に置かれてゐる。長官、これはぜひ一度見ていただきたいんですがね。例えば、初めからそういう基準をやつた。ところが、その後必要上部隊配置を変えた、新しい部隊をそこに突っ込んだ、さらに充足率が上がった。それによつて施設をふやして環境を——初め

から低い基準ですよ、それを保持することも今はできないような施設整備費の状況である。その辺は、本当によつてこれは現状認識をして、今後に対処していただきたいと思ひます。

三十三分まででございますから、あと教育訓練につきまして、ちょっと私は最後に述べさせていただきます。教育訓練につきましては、本当にここの予算の編成過程におきましては五十八年度の訓練基準も達成できないんじゃないかということを私ども自身も非常に心配しました。おかげさまで、どうやら維持できた。中には若干前進したものもあるわけですが。しかし、御承知のように、現在の訓練のための裏づけとなる基準そのものがやはり問題が多いわけですね。

例えばジェットパイロットの訓練時間、これなんかが修理費、燃料費の算定の基準になるわけですが、それ自体がほかの国々と比べればはるかに低い。例えば護衛艦。護衛艦の年間の訓練のための航行の時間にしてははるかに低い。あるいは燃料を食う戦車、修理費を食う戦車にしても同じだ。私は、そういうような意味の改善もしなければ本当は精強の部隊というのはいけません、現在程度維持するのが精いっぱい。確かにここの訓練演習費も上げていただいております。それは大変な努力だつたと思ひます。

ところが、四十八年のオイルショックのときに大変な大きな穴があいてしまつた。それがその後物価上昇に対してまだまだ大きな幅がある、追いついていないということになりますと、当時の訓練すらもまともにはできない。こつしはまた国鉄の値上げが行われるということになりますと、ストリートには言いませぬ、いろんな工夫をしていきますから。けれども、教育訓練面においても問題がたつさんあるのだということを指摘せざるを得ないわけですね。

私は、このようなことを具体的にいろいろ申し上げました。防衛庁の苦しさも十分わかつています。大変努力されたこともわかつていますが、あ

えて申し上げましたが、そういう実態を踏まえて、本当に国民にも先ほど言われたように理解をさす努力をもつと積極的に行ふ、これは政治家の皆さんにもやはり理解をさすようにしていただく、そういう上に立つて防衛庁としての本当の要求というものを、これを今後も積極的に打ち出していただきたい、このように願つてやみませぬ。もし御所見いただければいただいて、私の質問を終わります。

○国務大臣(栗原祐幸君) 御激励のお言葉と承りまして、今後施策に生かしていきたいと思つております。

○峯山昭範君 きょうは、それでは防衛問題のいろんなことについてお伺いしたいと思つていますが、まず長官に、日本の防衛の基本的なあり方、かかわりについてお伺いしたいと思つてます。

私は、これからの日本の防衛の整備の基本になつておりますのは、一つは御存じのとおり国防の基本方針、これが一つ、それからもう一つはこの基本方針に基づいて現在適用をされております防衛大綱、この二つがやっぱり基本になるのじゃないかと思つてますが、これはどうですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 同感でございます。○峯山昭範君 五三中業、五六中業と、この大綱決定後いろいろと運用されておりますが、五六中業にしましても五三中業にしましても、少なくともその根っこにありますが防衛計画の大綱、これが根っこになければならないと思つてますが、これはどうですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 私も、そう思ひます。○峯山昭範君 そこで、その防衛計画の大綱と、これは防衛局長で結構ですが、いわゆる第三次防衛力整備計画、第四次防衛力整備計画というのがありますね、この二つの計画と防衛大綱とのかわりについてどういふ関係になるのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(矢崎新二君) 防衛計画の大綱の前の第三次防衛力整備計画あるいは第四次防衛力整備

計画と申しますのは、これはその期間中、すなわちそれぞれ五カ年間でございしますが、五カ年間の防衛力整備の計画を定めたという期間のある計画であると思ひます。それに対して、防衛計画の大綱の場合には、我が国が限定的かつ小規模の侵略に対して原則として独力で対処し得るというふうなことを考えた場合に、我が国の防衛力としてどの程度のものを最小限持つべきかということとを別表に規模を示しまして、それを一つの目標水準として決めているという性格のものであろうかと思ひますが、この大綱の場合はそういう意味から一定の期間を定めてはいない。そこら辺は三次防、四次防とは姿が違つておるといふふうに考えております。

○峯山昭範君 現在の時点でございますと、少なくとも大綱を根拠にして、その後のいわゆる五三中業、五六中業で具体的に決定されていると、こういうことですね。そうしますと、いわゆる三次防、四次防の策定の仕方とは根本的に違つてきたわけですから、現在の時点では少なくとも大綱と五三中業、五六中業が生きていると、こうなるわけですね。

○政府委員(矢崎新二君) 峯山先生御指摘のとおりでございます。現在、つまり五十一年度に大綱を決めまして、五十二年度以降の時代というのは防衛計画の大綱というのが基本的な枠組みでございまして、その中で五三中業なり五六中業なりというものを防衛庁の内部資料として作成をいたしまして概算要求等の参考にして、こういう性格のものでございます。

○峯山昭範君 そうしますと、現在の防衛力整備のやっぱり基本となるのは大綱ですね。

○政府委員(矢崎新二君) 御指摘のとおりでございます。

○峯山昭範君 そこまで確認をしまして、さて、そうしますと、大綱の中に、この間から問題になつておりますシーレーン防衛というのはどこでうたわれているわけですか。シーレーン防衛と申し

ますのは、しばしば御説明申し上げますように、その目的とするところは、我が国の生存の維持あるいは継続能力の確保というものを図るために有事におきまして海上交通の安全を確保していくということが基本的な目標でございまして、そのためにいろいろな作戦を実施していくということでございますが、その作戦と申しますのは、例えば港湾の防衛あるいは海峡の防衛あるいは哨戒、護衛等々の諸作戦を実施していく、これらの諸作戦の累積効果によつて海上交通の安全の確保を図っていくということを考えているものでござい

ます。そういったようなことを達成するために、防衛計画の大綱におきましては一定の体制をつくつていくということと別表に海上自衛隊におけるいろいろな勢力の整備目標を定めておるわけでございます。そういった別表の整備目標をどういう海上自衛隊の体制でつくっていくかということがこの本文の中の五というところに書いてございまして、そこに「陸上、海上及び航空自衛隊の体制」というのがございまして。その二番目に、「海上自衛隊」という項がござい

ます。そこで四つに分けて書いておりまして、一はこれは護衛艦隊のことでございますが、ここには「海上における侵略等の事態に対応し得るよう」ということで書いてございまして。それから第二番目は、地方隊の艦艇のことを書いてございまして、ここには「沿岸海域の警戒及び防衛を目的とする艦艇部隊」というふうに書いてござい

ます。それから三番目には、これは潜水艦部隊とか回転翼対潜機部隊、掃海部隊のことでございますが、そのところには、「必要とする場合に、重要港湾、主要海峡等の警戒、防衛及び掃海を実施し得るよう」というふうに書いてござい

ます。それから四番目には、これは固定翼の対潜機部隊の項でございまして、ここには「周辺海域の監視哨戒及び海上護衛等の任務に当たり得る」というふうに書いてござい

ます。つまり、こういったような四つの類型に分けて示してござい

ますが、これらのところに書いてありますような諸作戦というのがただいま申し上げましたような海上交通安全の確保のための諸作戦の類型ということで御理解を賜ればいいのではないかと。こういったようなものを総合しまして、いわゆるシーレーン防衛と申します海上交通安全の確保のための作戦を実施していくということになるというふうに理解をしております。

○峯山昭範君 防衛局長ようけ言つてはりますけど、これは長官、もう全部でまかしなんです。今ようけ言いました。例えば、海上自衛隊の項目を今四項目ある中で言いましたが、沿岸警備の云々とかいうやつは国会で今まで問題になつていないわけですね。これは長官。その次の重要港湾とか主要海峡等云々という、これも従来から言うてい

ます。海峽等云々という、これも従来から言うてい

ます。海峽等云々という、これも従来から言うてい

おるわけでございます。

○峯山昭範君 それでは、そういうこともそれはシーレーン防衛に入るとしまし

ます。シーレーン防衛に入るとしまし

ます。シーレーン防衛に入るとしまし

ます。シーレーン防衛に入るとしまし

衛艦隊を「最小限持つていたいというふうに書いてございませう。これは、したがってその海上防衛力整備の目標数値の算定、隻数の算定の基礎としては、ここでは千海里とかなんとかいう距離そのものが算定要素にもたらなくなっていく、要するに一個護衛隊群が常に出動できるという態勢をつくらうということとこの護衛艦隊の考え方ができておるわけでございませう。

そこで、そうやってできた護衛艦隊が有事におきましてオペレーションをするわけでございませうが、それは航路帯が設けられた場合には必要に応じて護衛のためにそこに派遣をされるということはある得るというふうに私どもは考えているわけでございませう。

○峯山昭範君 局長、二つ疑問があるんですよ。一つは、「海上における侵略等の事態に対応し得るよう」となっておりますが、これは侵略に対応するということですから、海上における侵略というものは、領土、領空、領海と我々しよっちゅう言いますが、要するに領海に入らないと侵略にならないでしょう。どこら辺、例えば経済水域二百海里ぐらいに入ってきたら侵略なんですか。あるいは皆さん方がしよっちゅう言う周辺海域の五、六百マイルのところ、ここに入ってきたら侵略になるんですか。そこら辺の限界をきちんとしていただきたいですね。

○政府委員(矢崎新二君) ただいま御指摘の問題は、いわゆる自衛権発動の地理的限界に関する問題であらうかと思ひます。

この問題につきましては、かねてからしばしば申し上げておりますように、自衛権の発動の限界は領土、領海内に限られるものではないということとでございませう。もちろん、この自衛権の発動される場合と申しますのは日本が武力攻撃を受けたときということがありますから、武力攻撃を受けた後の話という前提でお聞きいただきたいのでございませうけれども、そういう武力攻撃を受けた時点におきまして我が方が自衛権を発動していくという場合の実力の行使の場所というのは、我が国

の領土、領海にとどまらず、公海及びその上空に及び得るということとはかねてから申し上げているわけでございませう。

しかし実際に、ではどの辺まで活動できるだろうかという現実の問題になってきた場合には、私どもは、先ほど来申し上げておりますように、防衛力整備の目標としては周辺数百海里、あるいは航路帯を設けた場合にはおおむね一千海里程度ということを目標にしようという防衛力整備をやっている関係上、能力的に限界がございませう。したがって、そういった限界が事実上はございませうから、無制限にかなり遠方まで行つて行動するということとは実際問題としてはなかなか難しい話であるというふうに従来から申し上げているわけでございませう。

○峯山昭範君 だんだん大変なことになってきませうね。

私も、自衛権の発動が領土、領空、領海に限らない、それはわかりませう。わかりませうが、その地理的限界の問題からいいますと、あなたはさうことからどういふふうにおっしゃったかといふことです、要するに今整備目標として自衛艦のいわゆる能力整備を進めておる、だからそれがいわゆるシーレーンの千海里と大体一致する。だから要するに、結局あなた方はそれを目標にやっていると、能力的に見てそこまでが限界だと。そうすると、それじゃそのことといわゆる自衛権を発動する範囲内。あなた方が我々に国会で説明していることは、結局これだけの能力がありませう、この艦船はここまで守ることができませうと、艦船のその能力と守るということと同じになってイコールですな、防衛局長の説明を聞いておりますと。要するに、航空機が侵略等に対して守る限界、飛行機が五百海里まで行けます、そこまでは能力があります、そこで発動できますというところは、結局今あなたがっしゃっている自衛権発動の領土、領空、領海に限らない、結局千マイル先でもやつつけることができる、あるいは守ることができ

る、もちろん攻撃された有事の際ですけれども。そういうことになるんですか。

○政府委員(矢崎新二君) どうも二点問題があるかと思ひますが、一つは千海里に遠についての御疑問かと思ひますが、そんなことない。千海里に遠なんて言つていませう。千海里以内ですよ。

○政府委員(矢崎新二君) 千海里以内の話なんですよ。

○峯山昭範君 以内ですよ。

○政府委員(矢崎新二君) 以内の問題でございませう、これは私もかねてから申し上げておりますように、防衛力整備の考え方として周辺数百海里、それから航路帯を設ける場合は一千海里程度ということとで申し上げているわけでございませうから、そこはその能力の限界が当然あるわけでございませう。そして、航路帯と申しますのは、これは一千海里の海域をべたにそういうふうになっているというのではございませう、そのときの様相に應じまして特定の海域をある一定期間安全にして航行がしやすくなるということで考えているものでございませうから、常時千海里の海域をべたにそういうことで海上自衛隊が防衛できるというふうなことで考えているわけではもちろんないわけではございませう。

○峯山昭範君 そんな常時なんて私、常時だつて片時だつて同じなんです。いざとなれば、常時だろうと片時だろうと日本の船がいるところまで行かなければいけませんから同じことですよ。私が言うているのは、局長、あなたの答弁をずっと聞いておりますと、自衛力整備の考え方、それが即自衛権発動の限界と同じになっているんです。自衛力の整備をこういふふうにして別表のとおり進めて行きます、艦船をこういふふうにと、だからこれだけ行けるんだという考え方と、自衛権発動のどこまで守れるかということとイコールなんだな。違いますか。能力とその整備のあれとは一緒ですよ。だから、能力即自衛権発動の限界、同じになっているのじゃないですか。

だから、私が言うているのは、今の「海上における侵略等の事態に対応し得る」というこの「海上における侵略」というのは、先ほどから私聞きまして、あなた、自衛権発動の限界というのは、領土、領空、領海に限らない、公海にも及ぶ、その公海はどこら辺までだ、それはやっぱり千海里ぐらいだと、早く言うたらさう言うておるわけでしょう。違いますか。

○政府委員(矢崎新二君) 第一点は、自衛権の発動の地理的限界というのは一つの理論の問題でございまして、これは領土、領海に限らないで、公海及びその上空に及び得るということとでございませう。

第二点は、しかしながら実際にどの程度のオペレーションが可能かという現実の問題だろうと思ひますが、その点については、先ほど来申し上げておりますように、海上防衛力の整備に当たっては、周辺数百海里、航路帯を設ける場合には一千海里程度の海域におきまして海上交通の安全を確保できるような能力ということを前提に考えておりますから、当然に能力的な限界がそこで生じてくるかと考えておりますということを申し上げておるわけでございまして、両者は別の問題かと思ひます。

○峯山昭範君 これはやっぱりごまかしてありますよ。だから、あなたの言っていることと私の言うことは全く食い違つていないんですよ。要するに、自衛権発動の限界というのは公海に及び得ると、私もさうだろうと思ひます。及び得るけれども、あなたが一生懸命さつきから言うているのは、海上自衛隊の整備を一生懸命進めている、その前提となつては能力が大体そこら辺まである、そう言うているだけで、それが即そこまで守るということなのか、自衛権を発動するということと限界がそこまでののか、それはちゃんとそこを認めているのかと。だから、大綱で言う「海上における侵略等」ということは千海里先を言つておるのかということをお聞きしておるわけですよ。

○政府委員(矢崎新二君) ただいまの御疑問は「海上における侵略」と言われているものの実態に關係があるかと思ひますけれども、私どもが自衛権を發動し得るケースとして考えておりますのは、もちろん日本の領域が侵略されたということもございませうけれども、それだけではございませうで、海上におきます我が国船舶に対する攻撃というふうなものがあった場合に、そういうものが組織的、計画的な攻撃であるということになりますればそれで自衛権を發動し得るということも毎々申し上げておることでございまして、そういったような意味でそういう海上におきます侵略行為に対抗するための海上防衛作戦というものが当然あるわけで、そのことをこの護衛艦隊は任務としてつくられておるというふうに私も考えておりますから、そういう部隊がたゞいま申し上げましたような能力を持って、能力の範囲内での活動をしていくということは御理解いただけるのではないかとおもうに思ふわけでございませう。

○峯山昭範君 これは非常に大事な問題を含んでおりまして、これは私は予算委員会でも議論している問題なんです、これから例えば艦船にしても航空機にしても、その能力の範囲内というのが今局長が答弁しているような結局範囲内なんです。例えば千海里先まで守れる能力のある艦船を購入するということになれば、そこら辺までは守るということと一致しているわけですね。ということは、逆に言えば、我々内閣委員会、こういういろいろな装備を購入する、五十九年度の予算でも相当いろいろなものを入れますね。例えば一万キロ飛べるから、一万キロ先まで行けるから、ここまで守るということとは違ふと私は思ふんですよ。能力があるからそこまで全部守るということとは違ふ。違ふと思うから我々は安心してその艦船の別表まではチェックしないわけですよ。ところが、今、防衛局長の答弁ですと、能力的に見て、能力の範囲内で守る。そういうことになりまして、我々は国防会議でいろいろ決定される装備の中身について、本当にその中身がどこまで

守れるかどうかということ、これは内閣委員会でも詳細に資料を出していただいて一つ一つ厳密に検討しないといかぬということです。これは本当に我々には、今までは別表とか、こういう装備の中身についてはある程度任せていましたね。

ところが、実際は、長官、今話を聞いていても、私何回言うても局長はわかりにくい答弁してはいますよ。わかりにくい答弁してはいます、少なくともその能力の範囲内で守ると。ということは、能力即自衛権の發動の限界なんです。要するに議論が逆さまなんです。ここまでは守りますという自衛力の限界があつて、それに合わせて装備を買うのであつて、あなたの方の今の議論は、飛行機の能力はここまで行けるからそれだけ守るんですと、こう言うておるのじゃないですか。そんな議論が逆さまになつたような考え方なんです。私ほとんどない。頭かしげていますけれども、あなたそういう説明ですよ、ずっと説明を何遍聞いたって。違ふのなら、もう一回説明してみてください。

○政府委員(矢崎新二君) これは先ほども申し上げましたように、現在の防衛計画の大綱におきます自衛力整備の考え方といたしまして、周辺数百海里、航路帯を設ける場合にはおおむね千海里程度の海域において海上交通の安全を確保し得るということを目標にしているということを申し上げたのが第一点でございまして、それから第二点として、したがつてどのような実際の作戦行動になるだろうかという運用の問題にならうかと思ひますけれども、その場合にはやはりそういった能力を持った海上自衛隊でございまして、その能力を超えたような活動まではこれはできないということをお願いしているわけでございまして、それは私どもが従来から申し上げていることでございまして、特段におわかりにくいのではないように私は思ひますけれども、御理解いただきたいと思います。

まず第一点の、あなたが言つた周辺数百海里、シーレーンを設けた場合は千海里なんというのを私たちは認めた覚えは一回もない。ないんですよ。一回も。あなたの方は何回も説明していますよ、ここで。シーレーンを今仮に設けるとすれば千海里ぐらい守れます、今の能力で、こう言うておるわけですよ。だから、それでいいとは一回も言っていない。そのことなんというのは大綱の中のことにも書いてないじゃないか、そんなことは。そんなこと書いていませんよ。

しかも、二項目目のあなたの言うていることは、あなたの言うとおりのこと。能力を超えて防衛はできない、そのとおり。当たり前じゃないですか、そんなことは。そんなわかり切つた説明をするなよ。千海里までは守れます、それから先は、有事の場合安保条約の發動で要するに米軍と共同でお願いする以外ない。能力はそうやというところで、だからそこまで守るということとは違ふだろうと申しておるわけだ。だから、周辺数百海里、シーレーン千海里というそれがあるのなら、それは初めにどこにあるかと、私はこう聞いているわけだ。大綱のどこにあるかと聞いておるわけだ。それをごちゃごちゃ言うから回つておるわけですね。そんなこと大綱にもないし、そんなことどこにも決めてないじゃないですか。

また、海上自衛隊の装備をこれからいろいろやるにしても、私はこれからいろいろな一つ一つの装備については細かく、もしも能力とそれが自衛力と同じことになつてくるのであるとすれば、航空機一つ買うにしたら何一つ買うにしたら、そこをきつとチェックしないとだめだ、我々としては。そうなるのじゃないやしませんか。

○政府委員(矢崎新二君) ただいまの大綱のどこに数百海里ないし千海里について書いてあるのかという御質問ございまして、この点は先般予算委員会でも御指摘があつたことでございまして、この点については私どもの考え方をまとめて御説明申し上げる機会を別にいただくことになってい

るといふふうに私理解をいたしております。したがひまして、その点については改めてまたその機会をつくつていただくとおもうことだと思ひますが、ただいまの御指摘につきましては、先ほども申し上げましたように、海上自衛力の整備の目標の考え方というものが一つございまして、それが周辺数百海里、航路帯を設ける場合にはおおむね千海里程度の海域における海上交通の安全を確保し得るということを目標にしておるわけでございまして。それからまた、もう一つ、理論的な問題としての自衛権の發動というものは、領土、領海に限らず、公海及びその上空に及び得るということがございまして。それからさらに第三点として、実際のオペレーションとしてはどうなるであらうかということになりますと、海上自衛隊が持っている能力の範囲内で自衛のための必要最小限度の防衛活動をするということになるわけでございまして。そこには能力上おのずから限界が出てきます。こういうことを分けて御説明をしていくつもりでございまして、どうかひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

○峯山昭範君 理解できません。結局、自衛力の整備の能力、その限界と自衛力の限界とが同じですな。あなたの説明、同じです。同じだと困るんですよ。あなたがさつきから説明しているのは同じじゃないですか。

○政府委員(矢崎新二君) 今申し上げましたように、海上自衛力整備の一つの考え方というのと、それから自衛権を行使する場合の地理的範囲の問題と、それからさらに実際のオペレーション上にとのいろいろの能力があるか、こういう問題と三つに分けてお考えをいただければいいわけではございまして、そのところは、ただいまの御質問が防衛力整備上の目標と自衛権の限界とを同じように言っているのではないかとおもうことであれば、私はそういうふうには申し上げていないわけではございまして。

○峯山昭範君 じゃ、もう一回逆にいこう。自衛力の限界というのとはどこら辺に設定してい

るんですか。

○政府委員(矢崎新一君) これは基本的に我が国の憲法上の考え方といたしまして、自衛のため必要最小限ということで従来から一貫して考えているわけでございます。それが基本的な考え方だろうと思ひます。それを、じゃ具体的に地理的範囲としてどこまでと、そういう問題から御説明申し上げますと、それは領土、領海に限らず公海、公空上にも及び得る。しかしながら、それはあくまでも自衛のための必要最小限の限度でなければならぬ。こういうことになっているわけでござい

ます。

○峯山昭範君 また、さつきと同じことをもう一回やらにいかぬからやめておきますけれども、今の発動の限界というのは、先ほどから何回も申し上げておりますように、私もわかるんですよ。領土、領空、領海に入らないで公海上に及ぶという

こともわかります。しかしながら、それはどこら辺までかということになると、結局あなたの先ほどの説明だと整備の目標の能力の限界、そこから先は守れませんから大体そこら辺までですと。だから、私は同じじゃないかと言っておるわけですよ。それは一たんおきます。

これは法制局長官、あなたに質問するの嫌なんですけど、一遍どうしても聞いておきたい。先ほど言うていますから、場所わかりますね。今議論しているところですよ。

まず、文部省来ていますか。

○説明員(川村恒明君) はい。

○峯山昭範君 文部省の国語に堪能な先生ということをお願いしましたからね。

どういう担当の方ですか。

○説明員(川村恒明君) 私、文部省官房で総務課を担当している川村でございます。

官房業務でございますので、本省の全体的ないわゆる調整業務を実施しております。

○峯山昭範君 それで十分なんです、能力あると私思ひますので。

防衛白書というのは、御存じのとおり国民の皆

様にわかりやすく防衛というものを御理解いただくためにつくった本ですから、少なくとも一般の中学生、高校生が理解できればいいわけです。少なくとも文部省のそういう国語に堪能な課長さんに御出席いただきたいと言ってお願ひしたわけですから、素直に読んでいただければいいわけです。七十七ページ、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キとありますね。まず、オの方からお願いしたいと思ひますが、「必要とする場合に、重要港湾、海峡等に敷設された機雷の除去、処分などに当るため、」とありますね。この意味をちょっと説明してくれませんか、素直に読んで。

○説明員(川村恒明君) 突然のお尋ねでござい

ますので確信を持って申し上げることは困難でござ

いますが、ただいまお示しの点はそこに表現され

たとりのことではなからうかと思ひます。

○峯山昭範君 まさにそのとおりやね。

じゃ、もう一ついいわね。そのカのところの後

半にいきます。「わが国周辺海域の監視哨戒及び

護衛等の任務に当たり得る」というところがあ

りますね。ここをちょっと一遍、あなたなりに解釈

してくれませんか。

○説明員(川村恒明君) ただいま御指摘の点につ

きまして、前後の文章の配列がいろいろあろう

かと思ひます。私、今走りながら読んだばかりで

理解が的確でないと思ひますが、すべてこれ体言

どめになつておりますので、前の方あるいは後半

の方に関連する文章があつて、こういう表現にな

つていいのかと思ひます。でございまして、この

部分だけという説明というのはちよつとにわか

に御説明申し上げることは困難でございまして、

で、何でしたら後ほどお時間をいただきまして、

もう少し研究をさせていただきたいと思ひます。

○峯山昭範君 後からちゃんとしたやつを教えて

もらうことにします。ただし、これは前後の文章

も全部読んでいただいて結構です。

私が言うポイントは、こういうことです。「わ

が国周辺海域の監視哨戒及び護衛等の任務」とい

うこのところは、「わが国周辺海域の監視哨戒

及び護衛等」という「護衛等」のこれは同じく我が国周辺海域の護衛等の任務に当たる、こういうふうに読むべきではないか、これ、違つていま

す。

○説明員(川村恒明君) 先生御指摘のポイントが

そういうことであるとすれば、この文章を拝読す

る限り、ただいま先生御指摘になりましたよう

に、「わが国周辺海域の」というフレーズが「監

視哨戒」と後半の「護衛等」に等しくかかるのか

というお尋ねかと存じますけれども、この文章を

拝読する限りはそういうふうにも言えますし、あ

るいは「わが国周辺海域の監視哨戒」というのが

一つのフレーズで、「及び護衛等」がまた独立の

フレーズというふうにも、いずれにも読めます。

○峯山昭範君 そうすると、この「護衛等の任

務」というのは、これは要するに海における地理

的範囲が全く明確になつていないから世界じゅう

の海どこでも護衛できる、こういうふうにする

んですか。私は、「周辺海域の監視哨戒及び護衛

等の任務」ですから、我が国周辺海域の監視哨戒

と我が国周辺海域の護衛等の任務と読むのが普通

であつて、要するに、これをあなたが言うよう

に、もう一つの読み方というのと、「わが国周辺海

域の監視哨戒」は我が国周辺海域であつて、「護

衛等」というのは世界じゅうの海の護衛に当た

る、こういうふうには読むんですか。国語というの

はそういうふうには非常に難しいんですな。どつち

なんです。そんなに難しく読むんですか。

○説明員(川村恒明君) 御指摘の点でございま

すけれども、御案内のとおり、日本語は大変にそ

う意味では含みの多い多義的な言語でございま

すから、日本語の純粋の読み方としては私はいず

れにも読めるかと存じます。

こういう場合に、それではどういうふう

に我々普通の日本人が理解をするかといへば、それはこ

こに表現されております「周辺海域」でございま

すとか「護衛」とかいうものは、やっぱり特定の

一つの概念がそこに入っているのだらうと思ひま

す。それはやはり結局この防衛白書全体の中で護

衛なり周辺海域というものの理解がおのづから全

体の文章の中にあらわされて、それがここに出て

いるというふうには理解いたしますので、この文章

だけで日本語としていづれが正しいかと言われま

しても、にわかにはお答えすることは困難かと存

じます。

○峯山昭範君 あなたも大分お役人としてへそ曲

がりだな。前もってちゃんとやうと、やっぱりい

かぬですな。結構です。

さて法制局長官、これはどう読むんですか。

○政府委員(茂串俊君) お答え申し上げます。

これは防衛白書でございまして法令ではござい

ませんから、どういうふうには読むかということに

なりますと、本来はこの白書をおつくりになりま

した防衛庁が一番その真意を知つておるのではな

いかと思ひます。ただ、御質問がございましたの

で、私、いわば一般論と申しますか、これを仮に

法文として解釈したらどうなるかというような御

質問かとも思ひますので、その意味でひとつ御答

弁を申し上げたいと思ひます。

これも委員に対して釈法でございましてすけ

れども、法令の解釈には、いわゆる文理解釈と、そ

れから論理解釈という趣旨解釈というのか、いろ

いろ解釈の手法がございまして、それで、法文を

読む場合におきましても、まず文字をなぞつてその

通りに何を意味するかということを探察するとい

うことが第一にあるかと思ひます。ただ、その

場合に、法文の規定の趣旨というものは必ず文字

をなぞつてそのとおりに解釈すればいいかといえ

ば必ずしもそうではないのであつて、いろいろの

ニュアンスがございまして、それからまた、その規

定の果たすべき目的、趣旨、あるいはまた全体の

法令の中でその規定がどういう地位を占め、また

機能を果たしているかという点を総合的に勘案す

る必要があるのではないかと思ひますのでござい

ます。

そこで、ただいまの御指摘の防衛計画の大綱の

説明に当たります海上自衛隊のところの説明のく

○政府委員（茂串俊君） その点はまさに防衛計画

て、あれこれ考えて、勘ぐって、防衛庁の立場もあるからということになれば、それは今おっしゃるようになるのかもしれないが、これはやっぱりそういうところはもう少し、我々でもわかりにくいわけですから。これは現実にはそういう二通りの解釈があるわけや。そんなわかりにくい防衛大綱とか防衛白書なんというのは何のために結局出しているのかわからないじゃないですか。いや、これはこちです、こちですと何ほ言っても、少なくとも私も読んで、これはそういうふうな素直にやっぱり文脈というか、文字面を読み

それから、防衛局長が先ほどからさんざん言いましたいわゆる艦船の能力の問題です。防衛力装備の問題です。防衛力の装備、いわゆる艦船の能力、その範囲が即自衛権の範囲というふうな考え方、頭ひねってますけれども、我々に対する説明は全くそのとおりです。こういう考え方は発想は逆転しておる。そういうことを言うのなら、我々は艦船や航空機の能力というものについてもうちょっと一からチェックをやり直さなといけなと思うんです。

それからもう一つのあれは、それとの延長線上でございますが、御指摘のありましたとおり、防衛白書の記述その他が、ある場合には右の方にとれる、ある場合には左の方にとれる、そういうこ

とでは議論のしようがないじゃないか、その御指摘に對しましては、今後防衛白書等の記述について無用の誤解を招かないようにこれは配慮をしていかなければならぬ、こう考えております。

その他いろいろの問題につきましては、よく承って対処してまいりたいと思います。

○釜山昭範君 もう一言。

確かに大臣おっしゃる通りに、ぜひ白書の問題も直していただきたいと思いますが、白書だけじゃないんですよ。白書を直したって、大綱が直らぬと直しようがないわけやね、大綱がおかしいわけですから。大綱がそういうあいまいな表現になっているわけですからね、言うたら。ですから、そういうことも含めまして、やっぱりこういう問題はもう少しわかりやすく。余りわかりやす過ぎてもしかねのかもしれないんですが、それならそう言ってもらえばいいんですよ、それなりに我々は理解しますから。だから、そこら辺のところも含めてぜひ御検討いただきたいと思っております。答弁は結構です。

○内藤功君 日米共同演習及び日米共同訓練の問題につきまして伺いたいと思います。

我々がこの問題を重視するのは、今、日米安保条約下における自衛隊の機能、あり方と、日本の平和と安全のためにこれをどう認識をするかという上で、我々国民が表から見るとは共同演習の問題を見ていくのが一番現実的であると考えるからであります。

そこで、まず防衛庁に伺いたいのは、日米安保条約締結以来、海軍、空軍の面での共同演習は頻繁に行われておりましたけれども、我が陸上自衛隊と米陸軍、これは海兵隊をあわせてもいいと思いますが、こういう地上部隊の共同訓練が私の見るところ、実動部隊は昨年、通信訓練やCPX訓練は一昨年まで行われなかった。これはなぜでございませうか。

○政府委員(西廣整輝君) 陸上自衛隊と米陸軍との訓練が余り行われなかったという理由のお尋ねでございしますが、御案内のように、自衛隊が発足

いたしましたから米陸軍が日本に駐留しているものが少なかったということが一番大きな理由であろうかと思ひます。さらに、つけ加えますれば、かつて米陸上自衛隊と米陸軍の個々の機能別訓練といひますか、あるいは自衛隊発足当時の、米側でどちらかといえば指導したという立場の訓練等はございましたけれども、その後、駐留すべき実動部隊がいなかったということもありまして、長い間中断しておたわけでありまして。その後、最近の国際情勢の厳しき、その他を加えまして、さらには陸上自衛隊が逐次整備されてきたということもあわせて、最近において日米間の共同訓練が行われるようになったということでございます。

○内藤功君 私は、少しく異なる所見を持っております。それは米陸軍の性格は二点特徴があつて、一つは、建国以来、建軍以来と言つていいでしょうか、外征部隊であります。米合衆国の本土内で防衛に当たつたことは独立戦争のとき以後はないはずであります。もう一つは、この陸軍の部隊は戦術核を中心とする核兵器を保有してこれを行使する部隊である。この二つの性格から、私は日本の自衛隊は少なくとも今防衛庁が言われておる専守防衛その他のこういう制約のもとで共同訓練は決して安易に行うべからず、これがやはり基底にあつたと見なければならぬと思ふんです。

長官に伺いたいと思ふんです、これは政治判断ですから。かような米陸軍の部隊との共同訓練の場合に、あなたが自衛隊の責任者の一人として、何でもやつていい、どんな訓練でもやつていい、どんな規模、あるいはどんな想定、どんな内容の訓練でもやつてよろしい、こういう御見解に立っておるか、それともやはり米陸軍の性格にかんがみてこういう点を国の政治の上で考えなきゃいかぬというお心構えがあるのか、その点を伺つておきたい。

○国務大臣(栗原祐幸君) 我が国の自衛力を整備増強する、そういう意味合いで必要な共同訓練はやるべきだと、こう考えております。

○内藤功君 非常に言葉少なですが、私の今言つたことについて、ぜひひとつ今からでも遅くないですから深く考えていただきたいと思ふわけです。そういう単純なものではないと私は思ひます、米軍の性格から見て。

さて、この問題に深入りすることは避けまして、防衛庁に伺いたいんですが、昨年の十月に北海道で行われた日米陸上合同演習、いわゆるヤマト演習と称せられておりますが、この合同演習の内容、参加兵力、それから想定、両軍の部隊の指揮調整関係などにつきましてお話しいただきたい。

○政府委員(西廣整輝君) 昨年十月に北海道で行われた日米の共同訓練でございますが、陸上自衛隊からは、北部方面隊の十一師団、この中の一個連隊戦闘団が基幹になりました約千五百名が参加をいたしております。一方、米側は、第九軍団の中の第九師団、この中のさらに一個大隊基幹の者が参加をして、約九百五十名でございますが、その両者が訓練をしたわけでありまして。

訓練内容は大きく分けて二つに分かれております。一つは、機能別訓練と申しますか、例えば戦場における移動訓練であるとか、あるいは射撃の訓練であるとか、そういったものを行つていゝる。さらに、ある演習場内の地域について日米が共同をしてそれを攻撃する訓練、そういったものを行つたわけでありまして。

なお、これらの指揮関係は、日米それぞれの指揮系統に従つてやつたということで、日米間の関係は調整関係にあつたものであります。

○内藤功君 私どもは、こういう演習につきまして、当委員会では御質問申し上げる以外には市販の出版物で理解するほか由はないのでありますが、これは昨年の十月二十八日付の「アサヒグラフ」、当時の時節を反映しましてこういう表紙になつてゐる。これには河川、これを挟んで南の恵庭、千歳演習場から北の島松演習場の方向に向かつて米、日両部隊がそれぞれ攻撃する、こういう「本

訓練実施要領」という文書の写真が載っております。

図面によりまして、右側つまり東側は米軍の部隊、西側は、地図で言うところ左側は自衛隊の部隊がそれぞれ攻撃目標を持って両軍の部隊が並行して北の方を攻める、こういう想定になつてゐます。今言われたそれぞれの演習場内の区域に目標を定めて攻撃するというのは、今私の言つたようなことで理解してよろしうございませうか。

○政府委員(西廣整輝君) 大体、先生のおっしゃるようなことよろしいと思ひます。

○内藤功君 ところで、この日米の合同演習におきまして、コンタミネーションエリアという区域がこの演習場内に指定されたのであります。今御答弁になつております西廣参事官も、昨年十一月二十六日の当委員会の私の質問に對してこの指定が行われたこと自体は認めておられます。私のごく一般的な英語の理解力で見ると、コンタミネーションエリアというのは、核、生物兵器、化学兵器、これらによつて汚染された区域と、これは私の常識的な理解ですが、こういうふうに見ざるを得ないわけでありまして。そうすると、この日米の合同演習の中で、演習場内において核を含む汚染区域がつくられた。私は、非核三原則を持つてゐる日本の国民としてこれはやはり軽視すべからざる問題だと思ひます。

まず、この点について、どういう訓練がこゝで行われたか。演習の中におけるコンタミネーションエリアの設定ということ自体がどういう意味を持つのか。私は、これは核戦争あるいは核戦闘あるいは核兵器の行使ということが一つの想定をされた演習だこれはごく常識的に見るを得ないわけでありまして。国民はこういう雑誌を通してしか知りませんが、こういう事実が広く国会を通じて国民に明らかにしてあげなくちゃならぬ問題だと思ひますから、防衛庁の御見解を詳しくお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(西廣整輝君) 最初にお断り申しておりますが、私はそのコンタミネーションエリアと

いうものを設定したというふうに申し上げたことは一度もございません。先般、先生の御質問だったと思いますが、その種の雑誌が出ておるということは私も認めた次第であります。その図を拝見いたしました。その地域はどうも私どもの方の理解からすると当該演習場の弾着地域と非常に重なるので、この弾着地域についてはこの共同訓練を始める前に米側に対しては弾着地域であるから不発弾等が残存しておるのだから入らないようにということで指定をした地域であります。その地域について、あるいは米側がコンタミネーションエリアということで立入禁止区域を指定したかどうか知りませんが、私どもはそういう図をつくったこともございませんし、この訓練において核とか化学兵器を使った訓練は全くいたしておりません。

○内藤功君 あなたはしかし、ここに議事録を用意してきまして、西廣政府委員の御答弁は、最初の方では「米側としてはコンタミネーションエリアということで指定をしたのだらうと思えます。」と、こういうふうに出ておられて、再度の私の質疑に対して西廣さんは、「不発弾等がありますから、今回の実動訓練に際してはこれは立ち入ると危ないからということで米側と設定をした行動不能地域であります。」と、こう答弁しておられます。したがって、コンタミネーションエリアというものが客観的にこれが設定されたということはお認めになっておられるんです。私の言うのはそういう意味であります。

それから、今あなたの言われた雑誌に出た図面というのは、これは当時の「週刊宝石」という去年の十一月四日付の雑誌でございます。私どもはこういうもので判断するしかありません。資料が、防衛庁はなかなかこういうのは出してくれない。我々はこのいうものから勉強せざるを得ないんです。これですね、あなたの言われたコンタミネーションエリアは、確認してください。（資料を示す）

そこで、私は今度は言葉の面からお伺いしたい

んですが、コンタミネーションエリアというのは私のさっき言った核兵器等によって汚染された区域だと、このことはお認めになりますか。

○政府委員（西廣整輝君） 先ほどの御答の補足を少し先にかけていたかと思いますが、私は今度も全く同じ答え方をいたしております。このコンタミネーションエリアと書いてある図が、米軍がつくったものか我が方がつくったものかというところで、我が方が少なくもつくったものではない、しかしながら、この図を見ると、先ほど申し上げたように弾着地域、いわゆる不発弾等がある危険な地域がコンタミネーションエリアと記されておるので、したがって米側が我が方から注意して立入禁止区域にしたところをそのように名づけたものではなからうかというお答えをしたので、それは前回と全く同じお答えをしているつもりであります。

なお、コンタミネーションエリア、私、英語に堪能でございますけれども、汚染地域というふうには、例えば伝染病の汚染地域とか、そういう形で使われるのが通常であらうかと思っております。

○内藤功君 軍隊において、もっと極言しますと米陸軍において伝染病による汚染地域というふうに使っております。米軍においてはコンタミネーションエリアというのはいずれ核兵器、生物兵器などによって汚染された区域と、これは間違いないですね。

○政府委員（西廣整輝君） 私も米軍の言葉遣いはよくわかりませんが、そういう場合も使うであります。まじやうし、仮に今、先生のお示しの雑誌の図ですが、米軍がつくったものであればそのような不発弾等がある立入禁止区域もコンタミネーションエリアというのであらうと思っております。

○内藤功君 あなたの言うような弾着地域であるならば、これはインパクトエリア、こういうふう

に呼ぶものだと私は思います。ここに私持ってきたのは、そういうこともあろうかと思つて、アメリカの統合参謀本部発行

の国防用語辞典、それからそれを我が国で邦訳をしたのが最新軍事用語辞典、これで私調べました。これによりまして、単なる弾着地域はインパクトエリアと、こういうふうに表示している。コンタミネーションエリアというものは単なる弾着という意味はない、汚染であります。あくまで汚染地域です。私は、普通の英和辞典だけじゃなくて、こういうものを見るしかないと思つてこれを調べた。いかがでございますか。重ねて伺います。

○政府委員（西廣整輝君） 私が先ほどから御説明申し上げているように、そこが通常自衛隊が訓練、演習をする際の弾着地域であつて不発弾等で立ち入り危険なからということで、その意味で弾着地域そのものというよりも、当該訓練中ではそこは不発弾等があつて危険な地域であるという意味であると思つております。

○内藤功君 米軍がつくった地図であらう、そして米軍はコンタミネーションエリアをこの演習において設定したであらうというところまではよくよくお認めになったと思ふんですが、私はさらにアメリカ陸軍の教範、これに当たって見たんです。これはNBCディフェンス、アメリカの陸軍省によってつくられた教範であります。NBC、つまり核、生物、化学防御教範、この中にさらに明確にこのコンタミネーションエリアというそのものを自分で書いておられます。コンタミネーションエリアというものを設定するというのが明確に書いてあるわけでありまして、私は、アメリカ軍が地図によって地域を設定して、そしてその前提のもとにこの演習に参加した場合に、日本側に対してこういう想定を全然知らせないというふうには思えないんです。いかがでございますか。

○政府委員（西廣整輝君） 訓練計画につきましては、細部にわたりますので、私も米側と十分調整をいたしておりますので、そのような例えば核を使用するとか化学兵器を使用するというようなことがあれば当然わかるわけでございます。私どもは共同訓練を実施した者として、また実施につ

いてかわりある私としましてそういうことは全く存じておりませんから、そのような実態はないということをお申し上げしておるわけであります。

○内藤功君 先走つた御答弁ですが、何も私は島松演習場で米軍が現実に核兵器を使う演習をしようとしたとか、したなど、そこまで私は言っておりません。そんなことは絶対にできないわけです。

問題は、島松演習場の中においてコンタミネーションエリアというものをいやくも米軍が設定をしてそして演習をするということについては、演習のパートナーである我が国の自衛隊の部隊、これに当然これは通報あつてしかるべきものではないかと思ひます。そういうこともあり、逆に今度はそういうことは全然しないで米軍は勝手にコンタミネーションエリアをつくつて彼らは核戦争を前提とした戦争をやつてゐる、何も知らない自衛隊はその近くでやつておるということなんです。それはそれでまた問題になると思ふんですが、この点はどういうふうな、こういう想定は我が日本の自衛隊側にはどう知らされるのかという問題を重ねて伺いたしたいと思います。

○政府委員（西廣整輝君） 先ほどからたびたび申し上げておりますように、その地域は立入禁止区域ということで私どもの方から米側に通報した地域とびつたり重なるので、そういう意味で表示をしたものだということで、私どもはそういう理解をいたしております。

また、先ほど先生が弾着地域というのは別の英語を使つておっしゃいましたが、仮にその地域を、そのようなインパクトエリアとさせていただきます。そういう言葉で表示しますとすると、その訓練中に訓練射撃でそこに向かって撃ち込むということになりますから、また違った使い方にならうかというふうには私は考えております。

○内藤功君 押し問答になりますから、こう聞いてみましようか。このようないふことが少なくとも私も国民にはこういう演習の後に発行された週刊誌によつてはつきりした。米軍が少なくとも地図

上においてコンタミネーテッドエリアを設定して演習をやっていた。それと並行して自衛隊の部隊が同じ方角での攻撃訓練をやっていたことも明らかになった。北海道では、特に地元で強力な反対なり抗議なりあるいは非常な不安も広がったというふうには私は漏れ承っております。

そこで、これを見た後、防衛庁としてこの点について米側に対してどういう態度をおとりになったんでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 今までのところ特段の申し入れしておりません。公式な申し入れしてありませんが、そういった形で誤解を与えるようなことになっては困りますので、次回から表示の仕方等をどういう形にするかというようなことは当然ながら考えて変更されるものと思います。

○内藤功君 これは米側ではそういうような表示をしたということは間違いないですね。

そうなりますと、長官いかがでございますでしょうか。初めてお聞きになったかもしれませんが、この話、これは初めてお聞きになりましたか、この話

○国務大臣(栗原祐幸君) 初めてです。

○内藤功君 防衛庁長官としてはこれは今初めて聞いたんでしょうが、このやりとりを聞いて、北海道で行われた日米両軍の陸上の演習で、少なくとも米側、私は日本側も知っていたと思います。今、今の西廣さんの話では、少なくとも米側は地図上においてコンタミネーテッドエリア、核汚染区域と判断されるような区域を持っていた、こういう問題です。西廣参事官は誤解を与えるようなことについてはやってもらっちゃ困ると思っております。思っているだけじゃだめなんです。これについてどういうふうに長官としてお考えになり、今後米側に対してどう対応されるおつもりか。大きなところを伺いたいのです、基本姿勢を。長官いかがです。無理ですか。

○政府委員(西廣整輝君) コンタミネーテッドエリアということで先生はこれを核汚染区域というようにおっしゃいましたけれども、それを正確に

出すために、例えば核汚染区域、核というものの、ニュークリア汚染区域、あるいは実弾のそういう不発弾汚染区域という考え方もあると思えますので、明確にわかるように表示するよう今後米側とも協議をしてまいりたいと思っております。

○内藤功君 米側に対してはこれだけではできません。米側の設定であれ日本の演習場では核汚染地域というようなものをつくってもらっては困る、そういうような演習をしてもらっては困るのだということは言えないですか。

○政府委員(西廣整輝君) それはそういう表示をするしないという以前に、訓練内容そのものでそういうことは行われることがないので、そういう御心配は要らないと考えております。

○内藤功君 しかし、現実の核兵器がそこで爆発、炸裂をしないだけであって、例えば防衛面をつけたら、それから防護服をつけたら、それから洗浄、洗うことをやったり、いっぱいありますよ。これも私、教範を見てもみると、大変なことですね。

これはNBC防御の教範の部隊の基本作戦基準というところからこう書いてあるんですよ。部隊の第一義的任務を履行するための高度の防護の訓練、補給品装備の洗浄の実施等々極めて具体的に書いてある。そうして、核、化学、生物兵器攻撃下においての作戦を完遂するために要求される任務を遂行する能力を開発し、維持する。それから友軍ですね、自分の部隊の友軍による核攻撃の支援の場合、あるいは核汚染環境下での作戦の場合も同様だ。つまり、相手が撃ってきた場合だけじゃないんです。相手が撃ってきた場合でなくて、友軍が撃った場合の核汚染に対する対処。だから、コンタミネーテッドエリアを設けるということの意味は重大であって、この近くで相手が撃ってくるだけではなくて友軍も撃つという、核の戦場、核の飛び交う戦場を前提としたこれは区域であり、そういう演習なんだということが私がさらに重視したい問題なんです。それで、私はこれだ

け時間を使って今伺ったわけなんです。いかがですか、さらにこれについてお答えになる点は。特に、私は長官に聞きたいんですが。

○政府委員(西廣整輝君) 前々から核防護につきましては、非常に基本的なこと、基礎的なことについて教育訓練をしているということはお答え申し上げておると思いますが、これはあくまでも非常に基本的な基礎的なことでございまして、このために米軍と特別の共同訓練をするというような必要を私どもは感じておりません。年に一回か二回しかできない日米の共同訓練に際しましては、より我々として重要視している訓練というものをやるということとございまして、防護訓練をわざわざ共同訓練の中でやるというようなことは今のところ全く考えておりません。

○内藤功君 幾ら言ってもすれ違いなんですけれども、私はなおこのコンタミネーテッドエリアというの、いわゆる表示のマークの色が決まっているんですね。例えば核兵器の場合は白、それから生物兵器の場合はブルー、化学兵器の場合には黄色と、そういうふうにして設定自体が非常に厳格に決められているんです。日本側は弾の落っこってくる地域だと言ったのだけれども、アメリカが勝手に決めたというふうなものでは私は性格上なからうと思うんですね。

私は、西廣参事官は制服組の部隊の隅々まで気を配っていると思うけれども、なおこういうような問題というものが絶対に起きてはならぬ。核兵器を使うなんという問題、核兵器を使うことを前提にした演習も自衛隊が一緒にやるというところは絶対に私は好ましくない、許せないと思うんですね。こういうことを、私は特にこの問題を強調しておきたいと思うのであります。特に、私は諸般の状況から見ても、米ソ両軍、あえて名前を言いますが、アメリカの最大の仮想敵国軍隊であるソ連軍との核兵器の応酬のその近くに自衛隊の部隊が行動している、こういう演習に踏み込むことは従来の政府見解からも大きく私は逸脱するものだと思うんです。

防衛庁に伺いますが、従来このように米ソといいますが、外国軍隊が核を持って交戦している、攻撃防衛している、その付近でもって一方の軍隊に協力して自衛隊の部隊が演習する、訓練をする、こういうことが許されるという見解を今までとっておられたんですか。今までの政府見解から見ると、私はそれはうかがえないんですが、いかがなんでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 余り許す許されぬというようなことを私ども現実に考えたことはなかったんです。と申しますのは、私どもは、先生御案内のように、核につきましてはアメリカの核の抑止力、そういったもので十分抑止をされるという前提でコンベンショナルな形の侵襲に対してどうするかということを中心にお考えしておりますので、そういうことはいたしてもおりませんし、する考えもなかったわけでありまして。

○内藤功君 こういうようなアメリカ側がコンタミネーテッドエリア、核汚染地域と解釈されるような区域をつくっておった。それについては自衛隊側は何にも知らない。防衛庁長官も知らない。何にも知らない間に日本の自衛隊のパートナーである米軍はそこまでの演習をやっている。私は、知らない間に我が自衛隊あるいは日本の国民がこういうアメリカの核戦争に引きずり込まれていくということは非常に危険だと思います。これは今のこのぐらいだからいいんです、まだ雑誌の話なら、これがだんだんエスカレートしていった場合、非常に危険だと思ふ。私は、こういう考えを持ちまして今の質問をしたわけでありまして。これは押し問答になりますから、私は次の質問に移りたいと思いますが、いかがでございますか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 今、断定的な所論をお述べになりましたけれども、そういうのはいささかいかげんなものか思います。ただ、先ほど西廣政府委員から申し上げたとおり、コンタミネーテッドエリア、これについては米側に話をするというのでございまして、それはそれとおりしたらよからう、こう思っております。

○内藤功君 これは佐々官房長、有事法制の問題を伺いたいんです。

先般、予算委員会その他におきまして有事法制の作業の現況についてのお話がありました。いわゆる三つの分類のうちの第二分類について七〇％ぐらいの回答があった、この言われておりますが、少し具体的に伺いたいです。防衛庁のこういう照会を出した省庁はどういう省庁であるかということ、それから項目がどういう項目であるかということ、回答のない項目はどういう項目があるか、こういう点を伺いたい。

○政府委員(佐々淳行君) ただいまのお尋ねは、いわゆる第二分類についての各省庁との交渉の状況はどうなっておるか、こういう御趣旨であろうかと存じますが、この第二分類、すなわち他省庁の所管にかかわる法令につきましては、五十七年の七月ごろ約十の省庁に対して八つの項目について整理をいたしました問題点約七十項目を照会いたしました。八つの項目と申します区分は、部隊の移動、輸送に関する法令、二番目が土地の使用に関する法令、三番目が構造物建造に関する法令、四番目が電波、通信に関する法令、五番目が火薬類の輸送、貯蔵に関する法令、六番目が衛生、医療に関する法令、七番目が戦死者の取り扱いに関する法令、八番目が経理、会計に関する法令の八つでございます。

自來、これらの諸問題についてそれぞれ所管の省庁の有権解釈を求める、あるいは除外例、例外規定等の有無等を照会いたしました。先般御報告をいたしましたように、おおむね七〇％程度の回答を得るに至りました。この関係省庁の名前とその回答状況につきましては、現時点におきましてまだ最終的な回答に接しておらないという段階でございます。省庁間でこの種の問題を協議いたします場合の、未調整の問題、これについてまだ交渉中のこと、未調整の問題、これについては公表を差し控える、結論が出た段階において両省庁、関係省庁合意の上で公表をする、これが基本的なこの種調整作業の原則でございますので、

どの省庁がどういう返事をしてきたかということにつきましては、それが明らかにいたしました時点におきまして、従来から国会に対して申し上げておりますとおり、有事法制の研究につきましてはある程度まとまり次第とめて御報告を申し上げます。と考えておりますが、現時点まだちょっと未調整の問題が残っておりますので、具体的な省名あるいは具体的な進捗状況についての御答弁は差し控えていただきます。

○内藤功君 これは国民の自由、権利にも関する部分が非常に多いので、我々としては常に中間報告を当委員会等で求めたい、求める我々は資格があり、責任があると思っております。

省庁はどうですか、こういうふうに聞いたら答えられません。私は、まず厚生省、入っていると思うんです。運輸省、建設省、郵政省、通産省、法務省、自治省、労働省、科技庁、環境庁、これで十省庁ですが、どうですか。当たりでしよう。

○政府委員(佐々淳行君) 当たっているものもございまして、ちょっと違っておるものもございまして、率はいいでしょう。

○内藤功君 外れているのはどれですか。当たるといいます。

○政府委員(佐々淳行君) 当たっている率はかなり高うございますが、具体的な省名はしばらく差し控えていただきます。先生おっしゃるとおり、ある程度まとまった段階でもちろん当委員会にも御報告を申し上げます。防衛庁といたしましては、現在鋭意作業中でございます。

○内藤功君 有事の名のもとに何でも許されるといふ風潮は、私は許せないと思うんですね。そう言う、防衛庁長官はまた断定的に言います。我々はやっぱり断定的に言わなきゃならぬと思うんです。昭和二十年の帝国議会で、東京が空襲になったときに帝国議会の中であの国防関係法規についての審議が行われて、多くの我々の先輩は帝国憲法の条章に照らした論議をやった

いるんですから、我々はどういうところに自由と権利というのはどういふのだとつくづく思います。私は、そういう意味では今後、この回答は非常に不満ですので、なおいふんな機会を通じてあなたにお聞きしたいと思うんです。そういう何割当たったかなんという、そういう細かい議論にならないことを望みますね。

次に、私は最後に中央指揮所の問題、ほかにもいっぱいあるんですが、この問題について伺いたい。

この中央指揮所というものが三月三十一日から限定運用開始したと報道されております。我々もこれを拝見したいと思っておりますが、なかなか機会をいただけないので、この場でお伺いしたい。中央指揮所の規模、それから機能、建設に要した価額、米軍各司令部との通信連絡関係、それから抗堪性、これだけについてお伺いしたい。

○政府委員(矢崎新二君) まず、中央指揮所の機能についてでございますが、これは防衛出動等の自衛隊の行動に關しまして、防衛庁長官が情勢を把握いたしまして適宜に所要の決定を行って部隊等に対して命令を下達する、そういう一連の活動があるわけでございますが、そういう一連の活動を迅速かつ的確に実施し得るようになりたいというのを目的として整備をしたわけでございます。

したがって、こういった事態が発生いたしますと、直ちに内局とか統幕あるいは各幕等の関係者が中央指揮所に集まるわけでございます。そして、情勢の把握とか長官への報告を迅速に行いまして、さらに部隊とか連絡、関係部局間の調整といったようなことを緊密に行っていくというような活動を集中的にそこでやるわけでございます。これによりまして、迅速かつ的確な初動対処を組織的に実施したいということでございます。そういうことを目的といたしましてこの中央指揮所の建設を進めてきたわけでございますが、この整備に要しました経費は約八十六億円でござい

ます。それで、米軍との関係につきましては、これは横田に在日米軍司令部がございまして、そこと電話回線は設けたいなというふうに思っておりますが、まだそれはついておりません。

それから抗堪性の問題についての御質問でございますが、これは地下主体の構造といたしております。それから地上部分もなるべく窓は少なくするといったようなことを考えまして、普通の建物に比べますと抗堪性については特に配慮をしているということでございます。

○内藤功君 これは米軍との作戦調整機関というものの一つの本拠地、つまりこの中央指揮所の建物自体が、施設自体が米軍との将来作戦調整機関になり得るといふことを前提としておりますか、あるいはそれは考慮の外ですか。

○政府委員(矢崎新二君) 中央指揮所自体は、先ほど申し上げましたように、防衛庁長官の指揮命令活動を迅速、的確にやるということが目的でございます。今御指摘のような、これを日米調整機関にしていこうという考え方を持っているわけではございません。

○内藤功君 最後に、三月三十一日から限定運用を開始したという報道が見られるんですが、本格運用というのはいくらなのか、本格運用というものはこの今の限定運用とどういう段階に変わるのか、この点だけ伺います。

○政府委員(矢崎新二君) この中央指揮所の整備は逐次いろんな機材を入れてやってきたわけでございますが、一番大きな機能といたしましてS Fシステムという自衛艦隊のシステムがございまして、それから航空自衛隊のバジシステムというのがございます。こういうものとの接続をすれば大体機能が完成していくということでございますが、まだそこが済んでおりません。したがって三月三十一日に限定運用と申しますのは、その建物自体としては一応できたものですから、そこでいろんなテストなり習熟なりということができるといふことでございます。今御質問の本格的な運

用ということであれば、五十九年度の半ば以降ぐらいいなくなりますとSFシステムとかパッシブシステムとかとの接続ができませんので、そういう段階に移行できるのではないかと、こう考えております。

○柄谷道一君 先ごろ、ソ連空母ノボロシクが日本海を北上しつつあるということが報道されました。衆議院予算委員会でもこれに対する防衛庁の見解が問われておりますが、当時、防衛庁としては現配置ミンスクとの単なる交代であるのか、極東ソ連海軍の増強ということに結びつくのか、いまだ不明確であるということで回答を留保されております。その後、ミンスクは日本海を南下いたしました。今ミンスクはどこへ行つたんですか。

○政府委員(古川清君) お答え申し上げます。

ミンスクは、お供の船を従えまして三月二十八日に対馬海峡を通過いたしました。南下をして南シナ海に向けて出ていったわけでございますけれども、現時点における所在の場所については私も実は承知していません。

○柄谷道一君 カムラン湾にいるかどうかの確認もできないわけですか。

○政府委員(古川清君) 残念ながら確認はいたしておりません。

○柄谷道一君 それでは、今回の意図は一体那邊にあったと防衛庁は分析をされておられますか。

○政府委員(古川清君) 先般御質問がございました際に、交代をするのか、あるいは追加の配置になるのか、まだ様子を見ないとわからないというふうなお答えをした記憶がございますけれども、お供の船ともに出ていったわけでございまして、交代の可能性が非常に強まっているというところは言えるかもしれません。けれども、まだもう少しミンスク及びノボロシクにつきましてはお互いの船の行動がどうなるかということを見きわめる必要が私どもはまだあると思っております。今の時点において断定的なことはちよっと申し上げにくいという状況にございます。

○柄谷道一君 それでは、防衛庁長官にお伺いしますが、私は去る三月三十日の予算委員会でも、国際的にも権威のあるシェーン海軍年鑑五十八年版及び新防衛論集一月号に掲載されましたリットン・ウェルズ・ジュニア米海軍中佐の論文等を用いたしまして、現在我が国の国会では総理の訪米以来シーレーン防衛の問題が特に大きく取り上げられているが、シーレーン防衛が現実化する脅威の事態が発生するときは同時にまた北海道の脅威も発生するという指摘、いわゆる海上航路帯の防衛と北海道防衛は同一時点で考慮されねばならぬというこれらの指摘に対する総理の見解を伺いました。総理は、その際、我が国はいかなる国も仮想敵国とは位置づけていない、この前提を置かれましたけれども、その可能性を肯定され、いかなる態様の侵略にも対応し得る防衛体制を整備する必要がありますという旨の答弁をなされたわけでございます。これらの軍事専門家の分析、指摘に対する長官の御見解をお伺いいたします。

決定による防衛大綱の中にも、「いかなる態様の侵略にも対応し得る防衛体制を構成し、」云々という字句が含まれております。いわばこうしたことが戦争、紛争を未然に防止する一つの抑止力になると私も思うものでございますが、ただいまの長官の御見解を聞きますと、間違っておるかもしれないが、私は政府が日米会談以降シーレーン防衛を重視して、自衛隊の海、空両面の正面装備、またその後方支援体制の整備に力を入れておいて、いわゆる陸の問題がやや軽視されているのではないかと。特に、一部には防衛予算の多くが人件費で占められているということにかなりがみまして、人件費軽減のために、GNP一％という枠がございまして、陸上自衛隊を縮小する、ないしは充足率を高く見ない、こういう傾向があるのではないかという指摘がされているのが現状でございます。

○国務大臣(栗原祐幸君) アメリカの軍事専門家の御意見、それに対する総理のコメント、軍事専門家のコメントについて私がどういう認識をするかということでございますが、私は総理が言うようにいかなる場合にも対処できるようにしておく、これは当然だと思います。ただ問題は、我が国でシーレーンをやるといふ場合には、御案内のとおりシーレーンというもののに対する政府のいたしましての一貫したこれは考え方があつたわけでございまして、それはたびたび申し上げますとおり、我が国の生存を維持する、有事において継戦能力を確保していく、そして護衛をする、あるいは哨戒をする、あるいは港湾等の防衛をする、そういう各種の戦力といえますが、戦術といえますが、そういうものを総合して海上交通の安全を確保する、そういうのが我々のシーレーンの基本的な考え方でございます。それに基づいて具体的にどう対処するかということを考えていかねばならぬと、こう考えております。

私は、自衛隊の防衛力というものは正面装備とこれを操作する優秀な人によって形成されるものでございます。したがって、防衛費の増大を抑制する手段、方法として人件費の削減を念頭に入れるということは誤りで、どの程度かということとは与野党いろいろな議論はございますけれども、少なくとも外国のこうした指摘ということはその可能性を含んでいられるわけでございますから、陸、海、空三つの自衛隊のバランスのとれた防衛力整備ということに意を用いなければならぬ、こう思うわけでございます。長官の御所見をお伺いします。

○柄谷道一君 昭和五十一年十月二十九日の閣議

○国務大臣(栗原祐幸君) 認識において同じでございます。私は、やはり防衛力の整備というものは陸、海、空のバランスをとっていく、正面と後方とのバランスをとる、それが非常に重要だと思います。一時、海とか空の方を重視して陸の方は削つてもいいのじゃないかというような意味に与えられる御議論もございましたけれども、私は我が国の防衛は最終的には我が国の国民が他国から侵略を受けたときに自分の国は自分で守るという、そういう精神的に立ち上がる気力、これが最後の一

番大きな抑止力だと思います。その場合には、陸上自衛隊というものの意味が極めてまた重要になります。ですから、国民全体として戦うのだということになりますと、陸の重要性を少なくとも低く見る、そういう考え方には反対でございます。

○柄谷道一君 それでは、五十九年の防衛予算はバランスのとれた予算であると認識されておりますか。

○国務大臣(栗原祐幸君) そういうように御質問を受けると大変心苦しいわけでございます。それは率直に申し上げます。先ほども申し上げましたとおり、私どもは我が国の防衛力と云々法々の中で必要最小限の防衛力というのは持たなきゃならぬ、そういう観点からいろいろやっておりますけれども、御案内のとおり財政、経済情勢等ございまして、なかなか私どもの考えているようにには現実問題として予算の配分を受けるということは非常に難しい。しかし、少なくとも教育訓練、練度、そういうものを落とさなきゃならぬというような意味合いにおきまして、最後の段階になりまして、これは総理の裁断も仰ぎましてまあまあ後方の費用も獲得できたということでございまして、それは文字どおりまあまあでございます。決して満足しているものではないでございます。

○柄谷道一君 ただいままでの答弁を総合いたしますと、理念点には、陸、海、空バランスのとれた防衛力の整備、これが基本である、しかし五十九年の予算に関する限り財政上の制約もこれあり、海、空ないしは正面装備が重視されて、陸及び抗堪性、継戦能力という点についてはそのために後ろに位置づけられた、こういう認識でいいんですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 必ずしも明確にそういうふうを意識しているわけじゃないかもしれません。全体の予算の中でやはり陸等の充足率ができなかったということは、大変遺憾だと考えております。○柄谷道一君 それでは、もう一つ問題を進めましょう。

私は、同じくさきの質問で極東ソ連軍に戦術核の配備ありやと、こう問いましたところ、その詳細は把握し得ないが戦術核は配備されていると思われる、こう防衛庁は答えました。そこで、ただいまさきの委員の御質問もあつたわけでございますけれども、我が国の本土ないしは北海道において陸上戦闘が不幸に行われるという脅威が発生しましたときに、ソ連軍の戦術核の使用は絶対ないという担保はないわけでございます。したがって、その場合はそれによる核汚染という問題が出てまいります。一般住民は避難するとしても、北海道に多数駐屯いたしております自衛隊はこの汚染地域での防衛活動もまた余儀なくされるということが予測されるわけでございます。米軍との共同訓練とかいうことは一応横へ外しまして、我が国の自衛隊独自としてこれらの汚染防衛対策というのについて防衛庁はどのように研究し、今装備その他で対処いたしておりますか。

○政府委員(矢崎新一君) ただいま戦術核の使用の問題を御指摘でございますが、これは仮定の問題でございますので、具体的に北海道にどうのということについて議論することは私どもとしては差し控えたと思っております。

ただ、一般的に申し上げまして、我が国に對しますいかなる核攻撃も日米安保に基づく米国の核抑止力に強く抑制をされておるといふことでございます。したがって、我々としては我が国に對する武力攻撃をそもそも生ぜしめないということがまず基本だろうというふうに考えているわけでございます。ただ、自衛隊ではその問題について全く無関心であるかという点の御質問でございますれば、それは防衛庁といたしまして文献等による研究というようにはやっておりますし、いわゆる汚染からの防護等のためのいろいろな線量率計とかいったような、そういう装備を保有はいたしておるわけでございます。

○柄谷道一君 今抑止力ということが言われましたが、核軍縮問題につきましては縮小均衡、すなわ

ち相互的、段階的に核軍備を縮小いたしまして最終的には核兵器を廃絶せしめる、これが基本方針でございます。さきの国連軍縮総会に對しましても、中道各党とともに膨大な署名簿を集めて国連当局にも提出したところでございます。しかし、現実には米ソ両大国が核武装しており、そしてその均衡というものが核戦争を抑止しているという現実もまた否定したいわけでございます。そこで、戦術核及び戦域核につきましては、確かに日米安保条約というものがこの使用を抑止する機能を果たしていると私は思います。しかし、戦術核については、これが我が国の国内で使用されるという場合、一体何が抑止力たり得るのかということでございます。この点に對して、長官はどうお考えでございますか。

○政府委員(矢崎新一君) 核抑止力の問題でございますが、いわゆる戦術核兵器でございますけれども、一たび使用されますと大規模な核戦争にエスカレートしていく可能性というものは常に否定できないわけでございます。したがって、いづれの核保有国も核の使用は強く抑制されているというのが現在の国際関係ではないかということでございます。我が国の場合は、日米安保条約に基づきます米国の核抑止力によりまして、我が国へのいかなる核攻撃も抑止されているというふうな私どもは考えておるわけでございます。そういう意味で、日米安保体制の信頼性の維持向上ということに努力をいたしまして、このアメリカの核抑止力によりまして日本に對する核攻撃というものが十分に抑止されるよう期待をしているというところでございます。

○柄谷道一君 どうも私わからないんですが、抑止力でしょう。戦術核、SS20等の戦域核を使用すれば、これはアメリカといえども安保条約に基づいてこれに對抗する兵器を使用せざるを得ないよということが核戦争を今抑止しているわけでしょう。今の局長の答弁からしますと、我が国の国土で戦術核が使われたという場合、戦域核をも

うことですか。

○政府委員(矢崎新一君) アメリカは、かねてから非核三原則を堅持しているという我が国の政策を十分理解した上で、核兵力であれ、通常兵力であれ日本への武力攻撃があつた場合には日本を防衛するということを確約しておるわけでござい

の問題として当然これは考えられるわけですね。しかし、我々の立場というものは、そういうものも使われないようにアメリカの核抑止力に頼っておる、言うなればアメリカに核の問題についてはすべて頼っておる、それが前提であるということをお断りしたいと思います。

○柄谷道一君 我々も非核三原則を守れという立場に立っております。しかし、私がこの前の予算委員会でお断りしたのは、有事、我が国土において戦術核が先に使用されたという場合、来援米軍が戦術核を持ち込むことについてどう対応するかと言つたら、すべての場合、国益がどうであ

○国務大臣(栗原祐幸君) 今のお話は、私自身が頭の中でよく消化した上で対処すべきものは対処していききたいと、こう考えております。

○柄谷道一君 郵政省、来ておられますか。

○政府委員(富田徹郎君) きょうの閣議決定で、電気通信事業法案とそれから日本電信電話株式会社法案の閣議決定をいただきました。その中で安全保障という観点からどうかは別といたしまして、非常通信の重要性ということにかんがみまして、非常通信体制が万全の形で実行できるよう配慮していることは事実であります。

○柄谷道一君 まだ法案を見ておりませんので、それでは確認いたしますが、自衛隊法百一条、百四条、公衆電気通信法六条、十五條、四十九條及

び六十四条、有線電気通信法十五条、電波法七十四条等々はいずれも非常の場合を想定した公社としての対応がうたわれていると思うんですが、民営化された場合もこれらの対応は後退はしない、こう理解していいですか。

○政府委員(富田徹郎君) 自衛隊法百一条、百四条に規定しております電電公社の責務につきましては、これは新しい事業法に置かれる第一種電気通信事業者、つまり電電公社の後裔に当たります会社を含めまして、そういう通信事業者がその責務を引き継ぐよう改正すべく今法案を提案中であります。

なお、公衆法六条、十五条、四十九条、六十四条等につきましては、公衆電気通信法そのものが廃止になりますので、新しい電気通信事業法第八条におきましてはほぼ同趣旨の体制がとれるように非常通信の確保に努めるような条文になっております。

さらに、有線電気通信法十五条、電波法七十四条につきましては、改正せずにそのまま維持されます。

○柄谷道一君 かつて太平洋戦争時代は国家公務員であつたわけですね。したがって、有時と非常の際に、これらの職員がそのために殉職したという場合は国家補償の対象たり得たわけでございます。今は公社でございますね。公共企業体でございますね。今度は民間、株式会社でございます。防衛出動等が発令された時点で、業務命令としてそうした危険な状態の中で、自衛隊法百一条、百四条に基づいて通信義務を守れという業務命令は現実に行い得るものかどうか。また、不幸にしてそのために死傷された人に対しまして、これは防衛庁長官が郵政大臣に要請し、郵政大臣が株式会社に指示するわけでしょう。その株式会社の社長が今度は従業員に、社員に命令するわけでしょう、仕組みは。その場合の国家補償という問題についてどうお考えですか。

○政府委員(富田徹郎君) 電電公社が民営化されまして株式会社になりましたら、電気通信事業者

であることには変わりございません。電気通信事業者として各種法令に基づいた公的な業務を遂行するに当たりまして、その限度ではその人たちに對して業務上の指示、命令を出すことは当然可能である。もし仮にその危険な業務におきまして事故が起こりました場合には、一般的に申し上げて労災法上の災害給付と、それから新会社になりましても共済組合制度はそのまま存続されることになっておりますので、共済年金の給付の双方によつて救済措置が可能だと考えております。

○柄谷道一君 国家の要請に基づくそういう犠牲者に対して、ただ労災と共済の補償だけでいいというお考えですか。

○政府委員(富田徹郎君) 電気通信事業者として電気通信事業を行つて、電気通信の業務を執行していくという限度でそういう観点の救済も考えておるわけでありまして、特に国家的な任務を遂行させるという観点ではそういうような措置を考えているわけでは決してありません。

○柄谷道一君 大臣、これはこういう場合は国家的要請ですね。内閣総理大臣、防衛庁長官がいわゆる通信網を維持するというに基づく指示に基づいて会社が業務命令を下すわけですね。防衛庁みずからまだ防衛出動に対する自衛隊員の補償の規程はつくっておりますね。私は、今後の検討の中でこうしたものも含めての検討がなされなければならぬ。この問題は既に有事法制研究の一項目になっているのかどうか私は知りませんが、当然これはその検討の対象たり得る問題だと、こう思うんですが、いかがですか。

○政府委員(佐々淳行君) お答えいたします。有事法制の第一分類的の研究の中で、いわゆる防衛出動を命ぜられた場合の隊員の災害補償について、防衛庁職員給与法第三十条の規定によつて、出動手当の支給であるとか、その他の補償の問題を「別に法律で定める。」となつたまま、これがまだ制定されておらないことは先生も御承知のとおりでございます。これは第一分類において御報告をいたしましたように、研究の十一項目の課題

の一つでございます。なお、百三条というのがございまして、これも先生御承知のとおり、これは都道府県知事が第一次的な命令権者になっておりますが、有事に際しまして医療業務関係、土木建築関係、輸送業務関係の者たちに対して戦間地域以外で業務命令を出せるようになっております。これも先生たいま御指摘のような問題に共通した問題であらうかと存じますけれども、この問題はまだ十分研究されておらない。まして百四条、従来は電電公社という公務員に準じた身分のものでございまして、で、それぞれの、先ほど郵政省から御答弁ございましたように、労災等の対象になるということと救済をされる、あるいは共済組合法の対象になるということであつたわけでございますが、今回性格が変わります。その意味で、従来まだ未着手であるところの百三条の対象業者に準じた立場になるのではなからうか。何分、本日法案がようやく閣議にかけられたという段階でございますので、これは新しい課題として今後やはり勉強してみなければいけないだろうと考えておりますが、現時点はまだ検討いたしております。

○柄谷道一君 長官、これを検討の項目に加えるということはお考えございませんか。

○政府委員(佐々淳行君) 第一分類でやるべきなのか第二分類なのか、その点新しい課題としても少し関係省庁とも勉強してみまして、第二分類のまとめがまだまとまっておらないという状況でございますので、将来課題として勉強してみたいと考えております。

○柄谷道一君 長官は、衆議院予算委員会二月二十五日、これは我が党の木下議員の質問に対する御答弁でございますが、防衛計画の大綱は五九中業が終わる昭和六十五年度までは見直さない、五九中業は防衛大綱の水準を達成することを基本目標にする、こうお答えになった。速記録にも出ております。ところが三月十三日、同じく予算委員会では我が党の小平議員が行いました質問に対しては、五九中業は防衛大綱の水準を超えるとか超

えないとか論ずる段階にはなっていない、いわゆる白紙である、こう述べられたわけですね。この二つの答弁は明らかに違つておりますけれども、どちらが真意でございましょうか。

○國務大臣(栗原祐幸君) 要するに、木下さんのときに前後にどういふやりとりがあつたかということも見なきゃいけないと思いますが、私は今、五九中業というのはまだ具体的に長官の指示も出してない、そういう段階でいろいろ申し上げるということはできない。ただ、我が国の防衛力の整備の問題については、防衛計画の大綱、そういうものをできるだけ早く水準に達するように努力する、そういう延長線上のものであるという意図を込めて両方とも話をしていくつもりでございます。

○柄谷道一君 それでは、さらにお伺いいたしますが、長官は同じ木下議員の質問に對しまして、五九中業策定についての長官指示は並み外れた時期になるようなことはない、こうお答えになっておりますね。通常、中業策定の長官指示は四月に出されたことが多いわけでございます。また、これは新聞報道でございまして、四月中旬以降に国防会議を聞き、了承を得た上で長官指示を出す意向を防衛庁は持っている、こう述べております。いづれにしても、長官指示が出される時期はそう遠い将来のものではない、これだけははっきりしておりますね。一体、いつごろ長官指示を出されるんですか。

○國務大臣(栗原祐幸君) それはそのとおりでございます。また長官指示をいつ出すかということとは決めていないんです。なぜ決めていないかといひますと、国会の御論議、これを私は予算委員会が終わつた後で一応私なりにまとめてみたい、どういふ意見があつたか。それから、五九中業となりますと昭和六十五年になりますから、だからそこら辺の展望もしなきゃならぬし、いろいろな要素、国内的な要素、そういうものをやらなきゃならぬので、あれやこれやよく考えた上でひとつしなければならぬ。しかし現実問題として、中業

といったって五三と五六と二回だけです。五
六で言えば四月の下旬だといふだけのことで
すよ。しかし、四月の下旬といふこの前の日時を
大幅に超えてどうのこうのと、あるいは並み外れ
るというようなことは考えていない、そう
いう意味でございまして、今でもそういう考え
方でございます。

○柄谷道一君 大体四月中であり、もし五月に持
ち越してもそう大きなずれはない、こう理解して
いいんですか。

なお、もう一点あわせて聞きますけれども、長
官、三月二十九日、これも衆議院で、五九中業も
GNP一％増を念頭に置くと、こう言っておられ
るんですね。これはある程度固まっていなければ
ば、一％増が守れるかどうか、これはお答えにな
れないはずで、この一％増を念頭に置いてやるこ
うことは確信に基づいた御答弁なんですか。あ
わせて伺います。

○国務大臣(栗原祐幸君) 四月なのか五月なのか
というのは大変御関心があるようでございま
す。私自体はそういう日程について余り関心はな
いんです。ただ、並み外れたことはしない、それ
で私の考え方を詰めていく、部内の意見も聞いて
まとめていく、そういうことでございまして、四
月、五月という、そういう日時については私と
しては確たることは申し上げられない。

それからもう一つ、一％云々ということは、御
案内のとおり、今度の国会でGNP一％というの
が非常に大きな課題になっております。また、こ
れは三木内閣以来ずっと来ていることでございま
すから、五九中業を考へる場合にGNP一％とい
う問題をどう扱うか、そういうこともございま
すので、そういうGNP一％ということ、それは念
頭にございまして、今でもそういうことではな
い。

○柄谷道一君 中曾根総理も、三月五日、これは
衆議院決算委員会でございますが、我が党の神田
厚議員の質問に答えまして、現時点では防衛大綱
を見直すことは考えていないと、こう明確に述べ
られたんですね。防衛庁長官も、防衛大綱の水準

をなるべく早く達成することを基本目標にする、
こう述べられた。私は頭が悪いかもしれませんが
んが、素直にこの二つの答弁を継ぎ合わせてみま
すと、大綱水準達成のために最大の努力はする、
しかし五九中業でその水準の完全達成は困難であ
るから五九中業で引き続き努力を継続する、こ
うとしか読み取れないんですね、大綱は変えない
といふんですか。

ここで確認を求めたいんですが、大綱の付表、
これは五九中業でも変えないんですか、変えるん
ですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 先ほどから申し上げて
いるとおり、五九中業をどうするかというものが固
まっておりますので、今ここで確たることは御
答弁を差し控えていただきたいということでは
ございまして。

○柄谷道一君 空白だとすると、この三月五日の
総理大臣の答弁は間違いないわけですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 総理大臣の答弁が間違
いであるなどというほど私は偉くないわけでは
ない。ただ、総理大臣の言う意味の中で、総理
大臣はただいま防衛計画の大綱を見直すつもり
はない、そういうふうな言ったのじゃないかと思
います。私も、そういう意味ではただいまそうい
うことは考えていない、こういうことでござい
ます。

○柄谷道一君 防衛大綱というのは文章だけじゃ
ないんですよ。非常に大きな意味を持っているの
はその付表なんですね。防衛大綱を変えないとい
うことは、付表を五九中業でもそのまま掲載する
ということだと思ふんですね。防衛の衝にある内
閣総理大臣と防衛庁長官が大綱を変えないと言
うことで、付表は変える気はない、ということ
以外に答えはないのじゃないですか。どうして空
白なんですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) ですから、五九中業に
ついてはまだ考えていないわけですよ、具体的
に。したがって、ただいまのところ防衛計画の大
綱、これを変えるつもりはございません、こう言

っているわけでございます。

○柄谷道一君 ただいまのところ考えていない
いうことで、検討の結果見直しもあり得るとい
うことですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) そういうことを含め
まして、申し上げるわけにはまいりません。

○柄谷道一君 それでは、焦点を変えましょう。
総理の私的諮問機関であります平和問題研究会
は、三月中旬に経済協力推進などを盛りまし
た中間報告を行いました。そして、マスコミの報
ずるところによりますと、防衛大綱の見直しを初
め防衛力整備のあり方について本格的検討に入る
こう言っております。これはもちろん私的諮問機
関でありまして、大いに問題のある機関ではござ
いまして、この平和問題研究会に対して防衛庁長
官はどのように対応されるのか、これだけをお伺
いたしまして質問を終わります。

○国務大臣(栗原祐幸君) この機関は、私的には
申しましても相当著名な方々が参加をされてお
ります。私は、防衛問題といふのは広く国民全体
からいろいろの御議論が出るのが好ましいと思
っております。そういう意味からいいますと、そ
れぞれの有識者の中から日本の防衛問題について
いろいろの御議論が出る、それは大変結構なこと
でございまして、私も参考になるものがあれば
これは参考にしたい、こう考えております。

○秦豊君 防衛庁、四十分のテンポで答弁してく
ださいね。
改装戦艦ニュージャージーといふのは、今まで
の運用のされ方が異常で、レバノンとか中米と
か、いわば緊急対策用であつた。しかし、私見に
よれば、本来的な運用といふのは、例えば北東ア
ジアを定位置にして対ソ抑止力を形成するとい
うのが本来的なニュージャージーの運用であらう
と思うが、どう考えていますか。

○政府委員(古川清君) 確かにおっしゃいますと
おり、このニュージャージーは、太平洋艦隊に所
属しておるわけでございますけれども、世界最大

の戦艦の機動性というものを生かしまして、必要
に応じて世界各水域に柔軟に運用されている
というところに特徴がございまして、北東アジア
を定位置とするというものではないといふふう
に私も承知をしております。

〔委員長退席、理事坂野重信君着席〕

しかし、こういった柔軟な運用を通じて、
米海軍のプレゼンスといふものが強化されて
いるわけでございます。それを通じてアメリカの抑
止力の信頼性といふものが維持強化されるとい
うことは、大変抑止力として機能するところが極めて
大きいといふふうに私も理解をしております。

○秦豊君 アメリカ海軍のホステットラー巡航ミ
サイル計画部長、彼の下院での証言などを見る
と、今年六月からは射程の長い核巡航ミサイル、
つまりTLAMINの艦船配備の装荷が始まる。
こうなると、その巨大なプラットホームとして抗
堪性の強いニュージャージーの運用といふのは非
常に魅力があるわけだ。したがって、古川さんも
私の質問を一部肯定されたけれども、やはり北東
アジアにおけるINFのバランスといふのはまだ
まだソビエトに傾いている、急速に回復しなけ
ればならないという場合の運用として、私はニュー
ジャージーの北東アジアを定位置化するという運
用がだんだん強まるのではないか。例えば佐世
保、時によつては横須賀をというローテーショ
ンがかなりリアルになるとは考えませんか。

○政府委員(古川清君) その点はアメリカの全
般的な戦略といふことにも関係するわけでござ
いまして、私もまだ確たることは判断をしており
ません。

○秦豊君 外務省には、まだニュージャージー
の寄港要請は参っておりませんか。

○説明員(加藤良三君) 外務省としては、ニュー
ジャージーの寄港予定といふものについて現在承
知いたしております。

○秦豊君 栗原長官、さつきから同僚議員とのあ
れを聞いています、同じような答えしか返って

こないとは思いますが、あなたは非常に苦慮して考えていらつしやるからね。それはわかるのだが、どうしてもわからないことは、五九中業を策定するに当たって、一%も超えない、大綱も修正しないという二つの前提と仮定を置いて一体五九中業なるものが策定できますか、考え得ますか。

○国務大臣(栗原祐幸君) これは論理の上のいろいろ御議論はあろうかと思いますが、私も現実には政策をつくっていくという段階で、この段階ではこれしか言えないということもあるわけでございます。そういう意味で総理や私どもが国会で答弁をしておると、こういうように御了解いただきたいと思ひます。

○秦豊君 このことは、もう聞きません。具体的には防衛局にもこれは聞いておきたいのだが、五九中業の概念じゃなくて具体的な中身。シーレーンの防空体制をどうするかというのは、私は大きな課題になってくると思うんですよ。くるではなくてなっていると思う。例のユニホームが考えたミニ空母論はおきますがね、論外ですから。おきまされども、例えば、一つの大きな流れとしましては、私もいつか質問主意書を出したけれども、個艦防空から艦隊防空へという流れは否定できません。その場合にAEGISシステムの導入ということは五九中業の中ではどのような位置づけになり得るのか、なろうとしているのか、これはどうです。

○政府委員(矢崎新二君) 海上自衛隊の防衛力整備をやっていく場合に、基本的な考え方といいたしまして、空を経てくるいわゆる経空の脅威というものに対処する能力をふやしていかなきゃいけないという考え方は従来から持っております。そういう意味で、ミサイル護衛艦、いわゆるDDGといいますが、そういうものの整備もやっていますのでございます。

したがって、一般的にこういった能力の向上を図るという必要があるわけでございまして、従来からAEGISシステムも含めまして調査検討をしているわけでございますけれども、じゃ具

体的にどうかと言われますと、現在、今御指摘のありましたAEGIS艦を導入するという計画は現在持っているわけではございません。

いずれにいたしましても、五九中業の問題は、ただいま長官からもお話をいたしましたように、まだ長官指示もいただいていない段階でございまして、全く具体的なことはやっておりませんので、これは五九中業の中身がどうなるかというのは今後の問題でございします。

○秦豊君 アメリカも、例えばタイコンデロガなんかはちよつと八千トンを超えて大き過ぎる、六千トン級のこのAEGISシステム艦をという発想が芽生えつつある。これは恐らく現実化するでしょう。どういう艦を持つかは、それは確かにあなたの言い方はわかるけれども、例えばAEGISシステムを検討するための準備室、これぐらいはつくろうとしているのかどうか、これはどうです。

○政府委員(矢崎新二君) 現在、そういうことを考えてはおりません。

○秦豊君 それから、どうせこれ、国防長官もやってきますが、これは単なる表敬訪問じゃ済みませんよ。

その防空体制の強化に絡みまして、硫黄島の話は必ず出てくる。そこで、硫黄島にF15やP3Cを短いローテーションで配置をする。長くフィックスするのじゃなくて、短いローテーションで配置する。例えば本土から基地を選んで一カ月以上何カ月というふうな交代配備をまず考えるというふうなことは頭に入っていないのかどうか。

○政府委員(矢崎新二君) 今配備の問題を御指摘になりましたが、私も前々から申し上げておりますように、硫黄島の基地は訓練基地として整備をいたしておるものでございます。したがって、当面はP2Jとか、あるいは航空自衛隊の方にはF4の訓練にそれを使いたいということを考えておるわけでございます。将来の問題としては、海上自衛隊で言えばP3Cとか、あるいは航空自衛隊のF15の移動訓練にも使うことはあり得るか

と思ひますが、まだ現在そこまで考えておりません。そこから先のさらに配備という問題については、現在私どもはそういう計画を持っておりません。

○秦豊君 衆議院と今までのうちの方の議論を聞いていて、やっぱりばやけつ放しなのは空中給油機ですよ。結局、五九中業では給油機の問題はどうするつもりなのか。例えばKC10の導入を目指すのか、135じゃなくて、あるいは国産に挑戦するのか、全く考えないのか、この辺はどうなんですか。

○政府委員(矢崎新二君) 前々から申し上げておりますように、最近の航空技術の発達ということをは念頭に置いて考えますと、今後空中給油機能を活用いたしまして空中警戒待機をとる必要性が増大していく可能性が大きいということは十分に認識をしておるわけでございます。しかしながら、現在のところ、それを例えば今御指摘のような空中給油機を持ってやっていくという現在計画を持ってはいないわけでございます。

○秦豊君 西廣さんに伺っておきましょう。例えば、嘉手納にはKC135が常駐している。給油機の導入、それはなかなか難しいからね、これ高いし、なかなか内部が固まらない、それもわかる。

(理事坂野重信君退席、委員長着席)
では、例えばCAP体制の強化を考えても、嘉手納に常駐しているKC135と我が国が整備しているファントムでもいい、あれはまだついていないけれども、イーグルでもいい、これの訓練を始めるための話し合いを始めようとする考えもないのかどうか。これはどうです。

○政府委員(西廣整輝君) ただいままでのところ、米側と給油訓練についての話し合い、あるいは話し合いをする計画、どちらもございません。

○秦豊君 五十九年度あるいは六十年度を展望した場合に、こういう空中給油訓練というのは、例えば訓練担当参事官のあなたの脳中でどういうふうな処理されようとしているのか。

○政府委員(西廣整輝君) 私まだ十分勉強しているわけじゃないですが、担当者の方から聞いているところでは、空中給油そのものについては大して難しい訓練ではないということで、そのために特別の訓練計画をつくって前広にそういうことを実施するという必要は余りないのではないかと、いうことでありまして、ことしあるいは来年以降にそういうものを行いたいという計画は現在のところございません。

○秦豊君 それから、在来から問題になっているんだが、矢崎さん、ファントムの空中給油装置、これも復活は簡単なわけだ。技術的には全く問題がない。いつごろ復活をする考えなのか。それはどうなんですか。

○政府委員(矢崎新二君) 簡潔にお答え申し上げますと、現在特設の計画は持っておりません。

○秦豊君 特に国会中だから、しばらくそういう答弁を続けた方がいいでしょう。

次の対地支援戦闘機FSX、この問題を少し聞いておきましょう。

近く防衛庁としては調査団を特定の国に送る計画はありますか。

○政府委員(矢崎新二君) FSXの問題は、御承知のように、五六中業期間中に選定をしていくということですので予定はいたしておるわけでございます。ただ、現在の段階は各種のデータの収集中でございますので、今御指摘のような特定の機種というものを念頭に置いて調査団というところまで話が進展している段階ではございません。ただ、一般的な外国出張は専門家である航空自衛隊でも始終しておりますから、そういうプロセスいろいろな情報が逐次入ってくるということはありますけれども、特定のそういったものを絞っての調査団という段階はまだ進展はいたしていないわけでございます。

○秦豊君 それじゃ、こう聞きましようか。
F4改、F16、トルネード、ハリアー、F15改、F18、以上の六つの機種についての基礎的なデータ集めを並行してやっている、単にその段階でや

する、そういう観点からいろいろやっているのだと、したがって周辺数百海里とか、あるいは航路帯を設ける場合は一千海里とか、それは作戦上の一つの用法として考えていいのだというようなことを言いました、そしてその一千海里の外ではアメリカが攻勢的なやつをやると、攻勢的なことについては一千海里の中でも攻勢的なものについてはアメリカがやってくると、そういう意味で言ったわけです。日本の海上自衛隊、航空自衛隊で処理できないものはアメリカにやってもらって、そういう意味で申し上げたわけでございます。

○秦豊君 例えばカムチャツカとか、マガダンとか、あるいは沿海州とか、いわゆる策源地ですね、基地群、これに対するアメリカのいわゆるやりの機能、核攻撃能力なし作戦、そういうものは含まれますね。

○政府委員(矢崎新一君) 我が国の防衛作戦の中におきまして基本的に仮想敵国を持たないということが基本でございますから、具体的にどここの地域というふうに特定をして御説明申し上げるのは必ずしも適当ではないというふうに思いますが、基本的に大臣からお話を申し上げましたように、一般的な攻勢作戦というものを米軍に期待をしているということでございます。

○国務大臣(栗原祐幸君) 私も、そういう趣旨で答弁をしようと思ったのです。特別のところを考えて議論をしていない、理論上の問題として議論をしていると、こういうことでございます。

○秦豊君 シーレーン共同研究の範囲の中に、あるいは項目の中に攻勢作戦を担当する七艦隊への護衛、これは含まれておりますか。

○政府委員(矢崎新一君) これは米艦護衛の問題といたしまして昨年の予算委員会でも御議論があったわけでございます、その際に政府としての統一的な考え方を申し上げた経緯がございます。その趣旨は、我が国の自衛のため……

○秦豊君 含まれているかないかだけにしていただきたい。

○政府委員(矢崎新一君) 必要最小限度におきま

して、これはアメリカの艦隊が攻勢作戦をなす場合に、それが日本の防衛のために必要な限度というところで、日本有事に個別的自衛権の発動として護衛することは理論的にはあり得ないことではない、しかしながら具体的な態様は千差万別でありますから、そのところは事態を個々に慎重に判断をする必要があると、こういう考え方をとっているわけでございます。

○秦豊君 少し言い方を、日本語を変えますが、シーレーン防衛の共同研究、どこまで進んで、何が残っているのか。

○政府委員(矢崎新一君) シーレーン防衛の共同研究は、御承知のように既に進行をしておるわけでございますが、現在の段階は、脅威の分析あるいはシナリオの設定等基礎的なものについて研究を行っている段階でございます。

○秦豊君 これはたしか外務省でしたな、極東有事研究。そうでしたか。これは加藤さん、どの辺まで作業が進んでいるというか、煮詰まっているというか、どういうふうな課題としては、目標としては何が残っているのか、この辺もあわせてお答えいただきたいと思います。

○説明員(加藤良三君) 率直に申し上げますと、六条事態研究につきましては、引き続き作業が継続中ではございますが、全体として必ずしも大きな進展が見られていないという状況にございます。

○秦豊君 こういうふうな聞き方をすると、あなたはどう答えたいかな。極東有事研究の範囲と主な項目、例えばその中に、エグザンプルを挙げますよ、軍事物資の緊急調達や輸送が入っているのかないのか、あるいは出動する米軍あるいは作戦中の米軍への海上補給等は研究のアイテムに含まれるのかどうか、あるいはアメリカ海軍艦艇や軍用貨物船、つまり輸送船で、あるいは航空機の護衛行動も研究の対象範囲か、これだけをお答えいただきたい。

○説明員(加藤良三君) 従来から国会で御答弁申し上げてまいりましたとおりでございます。

れども、六条事態の研究は米軍のオペレーションに係る機微な側面もございますし、また便宜供与という枠内においてなされる日米間の協力体制というふうなものがあるから始め明らかにされるということとなります。日米安保の効果的な運用に支障を来すという側面もある、こういうことを考えまして、作業の内容についてはこれを公表しないということで米側との間で合意ができております。

○秦豊君 七八年の十一月の例のガイドラインですね、長官ももうレクは受けていらつしやると思うのだが、八一年の三月に第一段階終わつたんですが、大きなカテゴリーが五つある。繰り返して、その中で、今その作業というのは一体どこまで進んだのかについては、それも答弁ができませんか。

○政府委員(矢崎新一君) このガイドラインに基づきます共同作戦計画の研究につきましては、幾つか手がけておるわけでございます。

一つは、五十六年夏に一つの設想に基づく研究が一応概成をいたしております、現在それを補完する研究を続けておるというのが一つでございます。

それから二番目は、昨年の三月にシーレーン防衛の共同研究を開始いたしました、先ほど御説明申し上げたような途中になっておるということでございます。

このほか、日本有事の場合の想定ということになりますと、これはいろいろな事態が考えられますので、最初に申し上げました一つの設想だけでなく、十分ではないということから、新たな設想に基づく研究も開始したいということで準備をしておるという、これはまだ準備段階でございます。

研究といたしましてはその程度でございます、そのほかに日米の調整機関の問題とか、あるいは共通の作戦準備とか、いろいろなテーマはあるわけでございますが、この辺はまだ余り進展は見

ていないという状況でございます。

○秦豊君 そうすると、米軍の有事来援計画なんというのはまだ海とも山ともつかない、茫漠としている、こういう段階ですか。

○政府委員(矢崎新一君) その点は、ただいま申し上げました第一の一つの設想に基づく研究というもので、この中では当然にそういう日米共同作戦の一環としてという米軍の行動があり得るかというふうなことは一つのテーマでももちろん含まれているわけでございます、次のシーレーン防衛の共同研究の中でもそういう事柄は当然に含まれてき得る問題でございます。

○秦豊君 少し具体的な答弁だと思ふけれども、じゃ、その有事来援等のところまでは段落がついたんですか、固まったんですか、シーレーンは別として。

○政府委員(矢崎新一君) 具体的に共同研究の内容を御説明申し上げるということになりますと、これはやはり有事の場合の作戦そのものの手のうちをも明かすというふうなことになりますので、内容の点を具体的に申し上げ得る状況ではございません。

○秦豊君 防衛庁長官にそろそろ今ごろから御判断を固めていただきたいことが、今の質問に関連して、あります。それは、シーレーンの共同研究、ガイドラインに基づく日米両国政府がオーソライズした共同研究、それから極東有事研究、三つの研究がありますね、お互い絡み合っています。これが一定の段階に達した場合には、我々国会に対する中間報告をぜひ実行していただきたい。何を聞いても、いや、これはオペレーションに触れますから機密です、これは答弁のちから外です、これでは国会が一体何をチェックできるのかという問題にも基本的にかかわってくるので、今申し上げたお願いは政治家栗原長官の御判断の中でぜひ濃縮して、完熟させて実行していただきたいと思うが、この点だけ長官に御答弁願いたい。

○国務大臣(栗原祐幸君) 私自体も、シーレーン

の問題について報告を詳細に聞いておる、有事法

制の問題についても聞いておる、極東有事の問題につきましても。そういう問題についてまだ十分に承知しておりませんので、この段階でどうこう言うことはできません。私が責任を持って報告をいたしましょう、中間報告をいたしましょうというのには、私自体の研究といえますか、検討というものが熟していない。ただ、政府委員が申し上げておられますとおり、いわゆる事は有事に関するいろいろの問題でございますので、今までからいいますと、なかなか公表しにくいというのはそういう場面があるということを前提として申し上げておるということを御了解いただきたいと思ひます。

○秦豊君 塩田さん、ワインバーガー氏とはさげないグリーンティングですということを言いたいかもしれないが、なかなかそうはいかないんですね、会う機会が少なからず。

例のNLPの問題は、三宅島一本に絞った回答ができる状態なのか、三宅島と百里をあわした運用をちゃんと予備的に回答できる考えなのか、その点だけ聞いておきましょう。

○政府委員(塩田章君) そのどちらでもございませぬ。三宅島も百里も含めた回答はできません。

○秦豊君 それから、今最後に申し上げることは、いささかならず旧聞に属する護衛艦「くらま」の事故の問題。現代のテンポからすると、いかにも古色蒼然たる問題ではあるが、どうしても調べてみると納得がいけない。したがって、あえて聞いておきたい。

これ、長官、「くらま」が五十六年に竣工した直後、側面からばちと振ったアップの艦橋付近の中核部分、この高いところ、マストの。これがそうですね。これが大きな事故によつて無残にもこういう形に完全にぶっ飛んだ。吹き飛んでいる、明らかに。これはプラモデルではない、「くらま」の本体。

そこで何うなだけでも、事故はいつ起こったのか、どんな事故なのか、明らかにしてもらいたい。

○政府委員(西廣整輝君) お答えいたします。

本事故は、昭和五十七年の十月十三日午前五時五分ごろというふう聞いておりますが、佐世保港の岸壁に停泊しておりました「くらま」、これは第二護衛隊群所屬の護衛艦でございますが、これを岸壁から係留がえをするということで、いわゆるボーラーのベースバーナー、ベースバーナーと申しますのはふろで言いますと点火用のバーナーでございますが、これから第二バーナーに切りかえるというときに、第二バーナーに点火をしてそのベースバーナーを消す際に、どういふわけか両方消えてしまった。消えたとき、直ちに燃料パイプをオフにすればいいわけですが、それが若干おくれたものですから、ある程度の燃料がボーラー内に入ってしまった、ボーラーの熱で爆発をした。その結果、ボーラーとか、あるいは排気管、そういったものが破損をしたということでございます。

○秦豊君 さりげないちよつとしたボーラーの操作ミスでこんなに艦橋の中核部分が見事に吹っ飛ばうな大きな事故になぜ結びつくのか。これはそんなに細かい艦なんですか、四百数十億もかけて。また、修理にはどれぐらいの期間を要したのか。幾らかかったのか。それからさらに、時間がないから質問を重ねるけれども、年度がまたがっているが、決算はその修理費用をどう処理したのか。それをまとめて答えてもらいたい。

○政府委員(木下博生君) 今その写真のお話でございますが、事故が起こりましたときには一部煙突の部分が膨らんだだけでございます。今ごろんになっている写真は、事故の修理と同時に年次修理を実施いたしました、年次修理を実施いたしました過程で外した状態のときに撮った写真をごらんになってそういうふうにおっしゃったのだと思ひます。

事故の修理の關係でございしますが、五十七年十一月十五日から五十八年の四月十日までやっておりまして、今申し上げましたように、ボーラー關係の事故の修復を行うと同時に、五十八年一月か

ら並行いたしました年次修理を実施しております。それで、事故の修復關係の契約は約二億円でございまして、年次修理のための契約は別途いたしまして、約二・五億円でございまして。

○秦豊君 しかし、あなた、おかしいとは思わなかな。「くらま」より一年早く就役している「しらね」は健在で任務についている。一年後にできた最新鋭護衛艦たる「くらま」が大きな事故を起こして、あなた方によればさげなさいと言っているが、これは専門家が三千ミリの望遠で撮影した直後の写真なんですよ。冗談ではない。したがって、あなたの言い方は成立しない。

残り時間をにらみながらやっていて、こういう質問は気が急ぎますが、恐らくきょうはこういうことで時間切れになるかもしれないが、今後ともこの問題についてはあなたの方のきょうの答弁ではとても納得がいけないから、もっと納得のいくような、「くらま」の事故のすべてについて、そしてあわせて今「くらま」はどういう状態にあるのか、どこに配属され、すべてのDHDとしての機能を完全に回復しているのかどうかについても正確な資料を提出していただきたいし、そのことは委員長にもぜひお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(木下博生君) 事故の直後に撮りました写真はここに持っておりますので、お見せしてもよろしくございまして。

○秦豊君 私のも見せましょう。

○政府委員(木下博生君) それから事故に關連して修理をどういうふうにしたかにつきましては、別途また御説明をさせていただきますと思ひます。

○秦豊君 まだ二分ありますから、私がここで申し上げたいのは、これをいたすにいきなり欠陥艦船ではないかという決めつけ方はまだいたさない。いたさないが、本来ならばこういう護衛艦といふのはつくった造船所に返すのが決まりであるにもかかわらず、それならば東京だ、IHIだ、

なぜ長崎の三菱で嚴重な警戒下に修理を続けなければならぬのかなど、私にとっては解けない疑問がたくさんある。したがって、きょうはやや言いつ放しの感で終わろうとしているけれども、委員長の御配慮によつて、当委員会また私に対して正確な資料を提出するという約束だけはしてもらわないと困るが、長官も含めて、いかがでしょうか。

○政府委員(木下博生君) 事故に關連しましたその修理に關する資料は、つくりまして提出するか、先生にお見せするというところでよろしいわけでございますか、委員会に提出するというところでございまして。――提出させていただきますと思ひます。

○政府委員(西廣整輝君) 事故調査報告等については、先生に御説明したいと思ひます。

○政府委員(木下博生君) 御質問でございましたからお答えいたしますと、「くらま」は佐世保の第二護衛隊群に所屬しておりますものでございまして、長崎の造船所で修理したわけではございません。修理できる造船所は全国幾つかの土地にありますので、その一番近いところで修理したわけでございます。

○委員長(高平公友君) 大体時間になりましたけれども、木下局長、ただいまの秦君の意見は、これらの詳細について委員会やつぱり皆さんに知っていただく必要があると思ひますので、資料の提出をお願い申し上げます。

本日の委嘱審査はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

三月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案

一、昭和四十二年以後における國家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に關する法

律等の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正

する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五
年法律第百十四号）の一部を次のように改正す
る。

別表第二の一中表の部分を次のように改める。

区 分	日 当（一日につき）			宿 泊 料（一夜につき）			食卓料 （一夜につき）
	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最 高裁判所長官	二、一〇〇円	二、一〇〇円	八、七〇〇円	八、七〇〇円	八、七〇〇円	一〇、一〇〇円
	国務大臣等及び特命 全權大使	一〇、五〇〇円	八、七〇〇円	七、七〇〇円	七、七〇〇円	七、七〇〇円	八、七〇〇円
指定職の職務にある者	その他	九、四〇〇円	七、七〇〇円	六、七〇〇円	六、七〇〇円	六、七〇〇円	八、七〇〇円
	指定職の職務にある者	八、三〇〇円	七、七〇〇円	五、七〇〇円	五、七〇〇円	五、七〇〇円	七、七〇〇円
二等級以上の職務にある者		七、二〇〇円	六、一〇〇円	五、六〇〇円	五、六〇〇円	五、六〇〇円	六、六〇〇円
		六、一〇〇円	五、一〇〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円	五、六〇〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者		五、一〇〇円	四、一〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	四、六〇〇円
		四、一〇〇円	三、一〇〇円	二、六〇〇円	二、六〇〇円	二、六〇〇円	三、六〇〇円
六等級以下の職務にある者		三、一〇〇円	二、一〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	二、六〇〇円
		二、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	二、一〇〇円

別表第二の一の備考中二を次のように改める。

二 指定都市とは、大蔵省令で定める都市の
地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州
地域及び中近東地域として大蔵省令で定め
る地域のうち指定都市の地域以外の地域で

大蔵省令で定める地域をいい、丙地方と
は、アジア地域（本邦を除く）、中南米地
域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地
域として大蔵省令で定める地域のうち指定
都市の地域以外の地域で大蔵省令で定める

地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地
方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除
く。）をいう。
別表第二の一の備考三中「乙地方」を「丙地方」に
改める。

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

区 分	日 当（一日につき）			宿 泊 料（一夜につき）			食卓料 （一夜につき）
	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最 高裁判所長官	二、一〇〇円	二、一〇〇円	八、七〇〇円	八、七〇〇円	八、七〇〇円	一〇、一〇〇円
	国務大臣等及び特命 全權大使	一〇、五〇〇円	八、七〇〇円	七、七〇〇円	七、七〇〇円	七、七〇〇円	八、七〇〇円
指定職の職務にある者	その他	九、四〇〇円	七、七〇〇円	六、七〇〇円	六、七〇〇円	六、七〇〇円	八、七〇〇円
	指定職の職務にある者	八、三〇〇円	七、七〇〇円	五、七〇〇円	五、七〇〇円	五、七〇〇円	七、七〇〇円
二等級以上の職務にある者		七、二〇〇円	六、一〇〇円	五、六〇〇円	五、六〇〇円	五、六〇〇円	六、六〇〇円
		六、一〇〇円	五、一〇〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円	五、六〇〇円
三等級又は四等級の職務にあ る者		五、一〇〇円	四、一〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	四、六〇〇円
		四、一〇〇円	三、一〇〇円	二、六〇〇円	二、六〇〇円	二、六〇〇円	三、六〇〇円
五等級以下の職務にある者		三、一〇〇円	二、一〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	二、六〇〇円
		二、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	二、一〇〇円

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行

する。

（経過措置）

2 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律

（以下「新法」という。）の規定は、次項に定める
ものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」
という。）以後に完了する旅行について適用し、

施行日前に完了した旅行については、なお従前
の例による。

3 新法別表第二の一の規定（着後手当に係る部
分を除く。）は、施行日以後に出発する旅行及び
旅行日前に出発し、かつ、旅行日以後に完了す
る旅行のうち施行日以後の期間に対応する分に
ついて適用し、当該旅行のうち施行日前の期間
に対応する分及び旅行日前に完了した旅行につ
いては、なお従前の例による。

昭和四十二年以後における国家公務員等共済
組合等からの年金の額の改定に関する法律等の
一部を改正する法律案
昭和四十二年以後における国家公務員等共
済組合等からの年金の額の改定に関する法律
等の一部を改正する法律
（昭和四十二年以後における国家公務員等共
済組合等からの年金の額の改定に関する法律の
一部改正）

第一条 昭和四十二年以後における国家公務員
等共済組合等からの年金の額の改定に関する法
律（昭和四十二年法律第百四号）の一部を次のよ
うに改正する。

第一条の七第二項中「第一条の十五」を「第一
条の十六」に改める。

第一条の十五の次に次の一条を加える。

（昭和五十九年度における特別措置法による
退職年金等の額の改定）

第一条の十六 前条第一項の規定の適用を受け
る年金については、昭和五十九年三月分以
後、その額を、その算定の基礎となつて
別表第一の十八の仮定率給（同条第四項、第七
項若しくは第九項の規定又は同条第十項にお
いて準用する第一条第六項の規定により前条
第四項第一号若しくは第二号に掲げる金額、
同条第七項に規定する金額又は従前の年金額
をもつて改定年金額とした年金については、
同条第一項の規定により年金額を改定したも
のとした場合にその改定年金額の算定の基礎

となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十九の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達してゐる年金に限る。次項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 当該年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数から最短期間年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」といふ)一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)」とあるのは「三分の二」と、同項第二号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)」とあるのは「六百分の一」と改定する。

二)とあるのは「六百分の二」とする。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十九年三月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 八十万六千八百円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 六十万五千円

二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達してゐるものに係る年金 八十万六千八百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達してゐるものに係る年金 六十万五千円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が六年以上のものに係る年金(イ及びロに掲げる年金を除く) 四十八万四千円

ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 四十万三千四百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 五十三万九千円

5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合においては、昭和五十九年三月分以後、前各項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 十二万円

二 遺族である子二人以上を有する場合 二十一万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 十二万円

6 第一条の十三第九項及び第十項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第九項中「前項各号の一」とあるのは「第一条の十六第五項各号の一」と、「第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「第一条の十六第一項から第四項まで」と、同条第十項中「第八項」とあるのは「第一条の十六第五項」と読み替へるものとする。

7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額(その額につき、第五項の規定の適用があつた場合には、その額から同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が五十三万三千五百円に満たないときは、昭和五十九年八月分以後、その額を、五十三万三千五百円に改定する。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が妻である場合について準用する。

9 第一条の十四第九項の規定は、旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達してゐないものについて準用する。

10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。第二条第五項及び第二条の二第三項中「第二条の十五」を「第二条の十六」に改める。(昭和五十九年度における特別措置法による

公務傷病年金等の額の改定)

第二条の十六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年三月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十八の仮定俸給(同条第七項の規定又は同条第十二項において準用する第一条第六項の規定により前条第七項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金)については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十九」と読み替へるものとする。

2 第一条の十六第二項の規定は前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達してゐる年金に限る。以下この項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二条の十六第二項の規定により読み替へられた前項」を読み替へるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十九年三月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の二十五に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額）

二 殉職年金 百二十五万円

三 公務傷病遺族年金 九十七万七千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額に九万六千円を加えた額をもつて、これらの年金の額とする。この場合においては、第二条の九第五項の規定を準用する。

5 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については十四万七千六百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千元（そのうち二人までについては、一人につき四万五千六百円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り九万九千六百円）を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

6 殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額に第一号に掲げる額を加えた額又は同項第三号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ同項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき一万二千元（そのうち二人までについては、一人につき四万五千六百円）

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額（第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、次の各

号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十九年八月分以後、その年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の二十六に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額）

二 殉職年金 百二十七万四千円

三 公務傷病遺族年金 九十九万円

8 第四項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

9 第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替へるものとする。

10 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者で扶養遺族を有するもののこれらの年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第二号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替へるものとする。

11 第一条の十四第九項の規定は、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

12 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第三条第一項中「旧法の規定による」を「国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「新法」という。）第三条第一項に規定する組合（以下「組合」という。）のうち公共企業体の組合（新法第百十六條第五項に規定する

公共企業体の組合をいう。以下同じ。）以外の組合（以下「国の組合」という。）が支給する旧法の規定による」に改め、同条第二項中「旧法第九十條の規定による」を「国の組合が支給する旧法第九十條の規定による」に改める。

第三条の十五の次に次の一条を加える。

（昭和五十九年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十六 第一条の十六の規定は前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十六の規定は前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

2 第一条の十六の規定は公共企業体の組合が支給する旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（旧法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）の額の改定について、第二条の十六の規定は公共企業体の組合が支給する旧法第九十條の規定による年金のうち、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金の額の改定について、それぞれ準用する。

3 前項の規定（同項において準用する第一条の十六第一項から第三項までの規定に係る部分並びに前項において準用する第二条の十六第一項及び第二項に係る部分に限る。）は、国鉄共済組合（新法附則第十四條の三第二項に規定する国鉄共済組合をいう。以下同じ。）が支給する年金については、適用しない。

第四条第一項中「国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「新法」という。）を「新法」に、「第十條の六」を「第十條の八」に改め、同条第五項中「及び第十條の六第四項を」、第十條の六第四項及び第十條の七第三項」に改める。

第五条の五第六項中「施行法」を「国の組合が

支給する施行法」に改める。

第十條の六第一項中「含む。」の下に「以下「給与法令」という。」を、「遺族年金」の下に「次条において「昭和五十六年三月三十一日以前等の年金」という。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（昭和五十九年度における新法による年金等の額の改定）

第十條の七 昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした更新組合員（施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員をいい、施行法第四十一條第一項各号に掲げる者及び施行法第四十二條第一項に規定する恩給更新組合員を含む。以下この項において同じ。）（第三項及び第四項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした更新組合員（昭和五十七年度の組合員であつた期間及び昭和五十六年度の組合員であつた期間（昭和五十七年四月一日に引き続く期間に限る。）内において、新法第二条第一項第五号に規定する俸給に係る給与法令の規定で昭和五十七年度における改正が行われなかつたものの適用を受けた期間又は当該俸給に係る給与法令の規定で同年度における改正が行われたものの当該改正前の規定の適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十六年度内の期間で大蔵大臣が定めるもの（以下この条及び第十五條の七において「俸給調整期間」という。）がある者）以下この条及び第十五條の七において「俸給調整適用者」という。）に限るものとし、第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについては、同年三月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る施行法第二条第一項第十七号又は

第十八号に規定する恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなし、第一号に掲げる年金については、更に、当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項又は施行法第二十一条第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額を当該年金に係る新法第四十二条第二項又は同号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十條の二第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十六年三月三十一日以前等の年金 当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた施行法第二十一条第十七号又は第十八号に規定する恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金（前号に掲げる年金に該当するものを除く。） 当該年金の額（その額について年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次項第二号において同じ。）の算定の基礎となつてゐる施行法第二十一条第十七号又は第十八号に規定する恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

三 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年

三月三十一日までの間に新法の退職をした俸給調整適用者に係る年金 俸給調整期間に係る新法第二十一条第五号に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき施行法第二十一条第十七号又は第十八号に規定する恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額

2 昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（次項及び第四項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（俸給調整適用者に限るものとし、次項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和五十九年三月三十一日において現に支給されてゐるものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項又は施行法第二十一条第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなし、更に、前項の規定により同条第一項第十七号又は第十八号に規定する恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなされた額をそれぞれ当該年金に係る同項第十七号又は第十八号に規定する恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十條の二第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十六年三月三十一日以前等の年金 当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項又は施行法第二十一条第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年

額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金（前号に掲げる年金に該当するものを除く。） 当該年金の額の算定の基礎となつてゐる新法第四十二条第二項又は施行法第二十一条第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

三 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした俸給調整適用者に係る年金 俸給調整期間に係る新法第二十一条第五号に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項又は施行法第二十一条第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額

3 第一項の規定は昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員（施行法第四十八条の四に規定する者を含む。）である衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されてゐるものについて、前項の規定は昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした衛視等に係るこれらの年金で昭和五十九年三月三十一日において現に支給されてゐるものについて、それぞれ準用する。

4 第一項の規定は前条第五項の規定の適用を受ける年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されてゐるものについて、第二項の規定は当該年金で同年三月三十一日において現に支給されてゐるものについて、それぞれ準用する。

5 第一項の規定は公共企業体の組合が支給する施行法第五十一条の四第二号に規定する沖繩の共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されてゐるものについて、第二項の規定はこれらの年金で同年三月三十一日において現に支給されてゐるものについて、それぞれ準用する。

6 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（昭和五十九年度における移行退職年金等の額の改定）

第十條の八 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企体共済法（施行法第五十一条の十一第一号に規定する旧公企体共済法をいう。以下同じ。）の退職をした旧公企体長期組合員（同条第二号に規定する旧公企体長期組合員をいう。以下同じ。）及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員（昭和五十七年度の旧公企体長期組合員であつた期間及び昭和五十六年度の旧公企体長期組合員であつた期間（昭和五十七年四月一日に引き続く期間に限る。内において、旧公企体共済法に規定する俸給に係る給与準則（日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三条の二十二、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十四条及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第七十二条に規定する給与準則をいう。以下同じ。）の規定で昭和五十七年度における改正が行われなかつたものの適用を受け

た期間又は当該俸給に係る給与準則の規定で同年度における改正が行われたものの当該改正前の規定の適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十六年度内の期間で大蔵大臣が定めるもの（以下この条及び第十五条の八において「俸給調整期間」という。）がある者（以下この条及び第十五条の八において「俸給調整適用者」という。）に係る国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号。以下「統合法」という。）附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移行障害年金又は移行遺族年金については、昭和五十九年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る統合法附則第十八条第三項に規定する公企業基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二十一条第一項第十七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額とみなし、統合法附則の規定を適用して算定した額に改定する。

一 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企業共済法の退職をした者に係る年金 当該年金の額（その額について年金額の最低保障又は従前額保障に関する統合法附則の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつてゐる統合法附則第十八条第三項に規定する公企業基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二十一条第一項第十七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分

に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企業共済法の退職をした俸給調整適用者に係る年金 俸給調整期間に係る旧公企業共済法に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企業基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二十一条第一項第十七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額

2 第一条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
3 前二項の規定は、国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。
第十一条第四項及び第五項並びに第十二条第三項中「支給される」を「国の組合から支給される」に改める。

第十五条の六第一項中「第三項の下に」及び「次条第一項」を加え、「以前の通算退職年金等」を「以前の通算退職年金」に改め、同条第三項中「以前の通算退職年金等」を「以前の通算退職年金」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(昭和五十九年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第十五条の七 昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第四項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（俸給調整適用者に限る。）に係る新法の規定による通算退職年金（第三項において「昭和五十七年三月三十一日以前等の通算退職年金」という。）で、昭和五十九年三月三十一日において現に支給されて

いるものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。
一 五十五万二千二十四円

二 通算退職年金の仮定俸給（次のイ、ロ又はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額
イ 昭和五十六年三月三十一日以前等の通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金（イに掲げる通算退職年金に該当するものを除く。） 当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

ハ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした俸給調整適用者に係る通算退職年金 俸給調整期間に係る新法第二十一条第一項第五号に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項に規定する俸給の額

二 第十五条の五第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十五条の七第一項の」と、「次項第一号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第十五条の五第二項第一号」と、「前項第二号」とあるのは「第十五条の七第一項第二号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十五条の七第一項の規定及び同条第二項において読み替えられた前項と読み替えるものとする」。

3 昭和五十七年三月三十一日以前等の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 前三項の規定は、前条第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

5 第一項から第三項までの規定は、公共企業体の組合が支給する施行法第五十一条の四第二号に規定する沖繩の共済法の規定による通算退職年金又は通算遺族年金で、昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。
(昭和五十九年度における移行通算退職年金及び移行通算遺族年金の額の改定)

第十五条の八 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企業共済法の退職をした旧公企業長期組合員及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企業共済法の退職をした旧公企業長期組合員（俸給調整適用者に限る。）に係る移行通算退職年金（統合法附則第二十条第三項に規定する移行通算退職年金をいう。以下同じ。）については、昭和五十

九年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該移行通算退職年金に係る旧公企体組合員期間（施行法第五十一条の十一第五号に規定する旧公企体組合員期間をいい、統合法附則の規定により当該期間に算入することとされる期間を含む。以下同じ。）の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十五万二千二十四円

二 移行通算退職年金の仮定俸給（次のイ又はロに掲げる当該移行通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした者に係る移行通算退職年金 当該移行通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした俸給調整適用者に係る移行通算退職年金 俸給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額を十二で除して得た額

2 前項の基礎によりその額を改定すべき移行通算退職年金を受ける者が昭和五十四年十二月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした者である場合においては、その者につき計

算した第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えることとなるときは、その者に係る移行通算退職年金の額は、同項中「月数」を乗じて得た額とあるのは、「月数を乗じて得た額に次項第一号に掲げる金額を同項第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）を乗じて得た額」として、同項の規定を適用する。

一 前項第二号に規定する移行通算退職年金の仮定俸給を三十で除して得た額に、旧公企体組合員期間に応じ旧公企体共済法別表第三に定める日数を乗じて得た金額

二 前項の規定により改定された移行通算退職年金の額に、旧公企体共済法の退職の日における年齢に応じ旧公企体共済法別表第三の二（当該退職の日が昭和五十一年九月三十日以前の日であるときは、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十五号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）別表第三の二）に定める率を乗じて得た額

3 第一条第六項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 統合法附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる新法第七十九条の二第五項の規定に該当する移行通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前三項の規定の例により算定した額の合算額をもつて、当該移行通算退職年金の額とする。

5 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日

までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員（俸給調整適用者に限る。）に係る移行通算退職年金（統合法附則第二十三条第四項に規定する移行通算退職年金をいう。以下同じ。）については、昭和五十九年四月分以後、その額を、当該移行通算退職年金を移行通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

6 前各項の規定は、国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。

第十六条中「第一条の十五」を「第一条の十六」に、「第二条の十五」を「第二条の十六」に、「第三条の十五」を「第三条の十六」に、「第十条の八」を「第十条の九」に改める。

第十七条各号列記以外の部分中「第十五条の六」を「第十五条の八」に改め、同条第一号中「第三条の十五」を「第三条の十六」に、「負担する」を「負担し」、同条第二項の規定による年金の改定により増加する費用は、公共企業体（新法第二条第一項第七号に規定する公共企業

体をいう。以下同じ。）が負担する」に改め、同条第二号中「第十五条の六」を「第十五条の七」に改め、「次号」の下に「及び第四号」を、「第二百二十六条第二項の規定」の下に「（第四号において「費用負担規定」という。）を加え、同条第三号中「第十五条の六」を「第十条の七」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第十条の七第五項、第十条の八、第十五条の七第五項及び第十五条の八の規定による年金額の改定により増加する費用のうち、旧公企体共済法の施行の日以後の旧公企体長期組合員であつた期間以外の期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、公共企業体が負担し、同日以後の旧公企体長期組合員であつた期間として年金額の増加に要するものに対応する年金額の増加に要する費用については、費用負担規定の例による。

第十八条中「第十五条の六」を「第十五条の八」に改める。

別表第一の十八の次に次の一表を加える。

別表第一の十八の仮定俸給		仮定俸給	
別表第一の十八の仮定俸給	円	仮定俸給	円
七六、〇五〇	円	七七、六五〇	円
七九、一四〇		八〇、八〇〇	
八一、〇五〇		八二、七五〇	
八二、九八〇		八四、七三〇	
八五、一七〇		八六、九六〇	
八八、二七〇		九〇、一二〇	
九〇、九五〇		九二、八六〇	
九三、四三〇		九五、三八〇	
九六、四六〇		九八、四八〇	
九九、五〇〇		一〇一、五九〇	
一〇二、八四〇		一〇四、九九〇	
一〇六、二〇〇		一〇八、四二〇	

一一〇、四一〇
一一三、〇七〇
一一六、四九〇
一一九、八三〇
一二六、四五〇
一二八、二二〇
一三三、三二〇
一四〇、〇九〇
一四七、五八〇
一五一、四一〇
一五五、〇五〇
一六〇、二五〇
一六三、三一〇
一七二、二〇〇
一七六、五八〇
一八一、二〇〇
一九〇、〇五〇
一九八、九八〇
二〇一、三〇〇
二〇八、六八〇
二一九、一五〇
二二九、五一〇
二三五、九三〇
二四二、一七〇
二五四、八五〇
二六七、二六〇
二六九、六八〇
二七九、三三〇
二九一、四九〇
三〇三、六〇〇
三一五、六三〇
三二二、二〇〇
三三一、二九〇
三四六、八七〇
三六二、六二〇
三七〇、五六〇
三七八、〇八〇
三九三、〇一〇
三九九、六八〇

一一二、七一〇
一一五、四二〇
一一八、九一〇
一二二、三〇〇
一二九、〇五〇
一三〇、八五〇
一三六、〇五〇
一四二、九五〇
一五〇、五八〇
一五四、四八〇
一五八、二〇〇
一六三、四九〇
一六六、六一〇
一七五、六八〇
一八〇、一四〇
一八四、八四〇
一九三、八六〇
二〇二、九七〇
二〇五、三三〇
二一二、八五〇
二二三、五二〇
二三四、〇七〇
二四〇、六一〇
二四六、九七〇
二五九、八九〇
二七二、五三〇
二七五、〇一〇
二八四、八四〇
二九七、二三〇
三〇九、五七〇
三二一、八三〇
三二九、五四〇
三三七、七八〇
三五三、六六〇
三六九、七一〇
三七七、八〇〇
三八五、四六〇
四〇〇、六八〇
四〇七、四七〇

四〇七、〇四〇	四一四、九八〇
四二〇、〇八〇	四二八、二六〇
四三四、〇三〇	四四二、二三〇
四三六、七四〇	四四四、九四〇
四三九、三一〇	四四七、五一〇
四四一、八八〇	四五〇、〇八〇
四四七、九一〇	四五六、一一〇
四六〇、〇七〇	四六八、二七〇
四七二、二四〇	四八〇、四四〇
四七八、二七〇	四八六、四七〇
四八四、四三〇	四九二、六三〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十八の仮定俸給の額が四八四、四三〇円を超える場合においては、その額に八、二〇〇円を加えた額をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十八の次に次の一表を加える。

別表第三の十九(第二条の十六関係)

別表第一の十九の下欄に掲げる仮定俸給	率
三二一、八三〇円以上のもの	二三・〇割
二九七、二三〇円を超え三二一、八三〇円未満のもの	二三・八割
二八四、八四〇円を超え二九七、二三〇円以下のもの	二四・五割
二七五、〇一〇円を超え二八四、八四〇円以下のもの	二四・八割
一九三、八六〇円を超え二七五、〇一〇円以下のもの	二五・〇割
一八四、八四〇円を超え一九三、八六〇円以下のもの	二五・五割
一六六、六一〇円を超え一八四、八四〇円以下のもの	二六・一割
一三六、〇五〇円を超え一六六、六一〇円以下のもの	二六・九割
一三〇、八五〇円を超え一三六、〇五〇円以下のもの	二七・四割
一二二、三〇〇円を超え一三〇、八五〇円以下のもの	二七・八割
一一八、九一〇円を超え一二二、三〇〇円以下のもの	二九・〇割
一一五、四二〇円を超え一一八、九一〇円以下のもの	二九・三割
一〇一、五九〇円を超え一一五、四二〇円以下のもの	二九・八割
九〇、一二〇円を超え一〇一、五九〇円以下のもの	三〇・二割
八六、九六〇円を超え九〇、一二〇円以下のもの	三〇・九割
八四、七三〇円を超え八六、九六〇円以下のもの	三一・九割
八二、七五〇円を超え八四、七三〇円以下のもの	三二・七割
八〇、八〇〇円を超え八二、七五〇円以下のもの	三三・〇割
七七、六五〇円を超え八〇、八〇〇円以下のもの	三三・四割
七七、六五〇円のもの	三四・五割

別表第四の二十四の次に次の二表を加える。
別表第四の二十五(第二条の十六関係)

障害の等級	年	金	額
一級		四、〇三八、〇〇〇円	
二級		三、三五五、〇〇〇円	
三級		二、七五四、〇〇〇円	
四級		二、一七五、〇〇〇円	
五級		一、七五六、〇〇〇円	
六級		一、四一五、〇〇〇円	

備考
別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第四の二十六(第二条の十六関係)

障害の等級	年	金	額
一級		四、〇六八、〇〇〇円	
二級		三、三八五、〇〇〇円	
三級		二、七八四、〇〇〇円	
四級		二、二〇〇、〇〇〇円	
五級		一、七七六、〇〇〇円	
六級		一、四三五、〇〇〇円	

備考
別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第十二の次に次の一表を加える。

別表第十三(第十条の七、第十条の八、第十五条の七、第十五条の八関係)

俸給の年額	率	金	額
一、二〇〇、〇〇〇円未満のもの	一・〇二一		〇円
一、二〇〇、〇〇〇円以上五、〇五二、六三二円未満のもの	一・〇一九	二、四〇〇円	
五、〇五二、六三二円以上のもの	一・〇〇〇	九八、四〇〇円	

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第百条第三項中「四十四万円」を「四十五万円」に改める。

(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「七十九万二三百円」を「八十万六千八百円」に改める。

第二十四条の二第一項第一号中「七十九万二三百円」を「八十万六千八百円」に改め、同項第二号中「五十九万二千七百円」を「六十万五千五百円」に改める。

第三十三条第一項中「百三十二万円」を「百三十七万円」に改め、同条第二項中「百三十二万円」を「百三十七万円」に改め、同条第三項中「四万二千円」を「四万五千六百円」に改める。

第四十五条の三の二中「七十九万二三百円」を「八十万六千八百円」に改める。

別表第一中「三、五八六、四〇〇円」を「三、六九一、四〇〇円」に、「二、四三〇、四〇〇円」を「二、五〇六、四〇〇円」に、「一、六八六、四〇〇円」を「一、七四一、四〇〇円」に改め、同表の備考三中「十四万四千円」を「十四万七千六百円」に、「四万二千円」を「四万五千六百円」に、「九万六千円」を「九万九千六百円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第十号中「第二条の十五」を「第二条の十六」に改める。

附則
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)の規定は、昭和五十九年三月一日から適用する。

月一日から適用する。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)
第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第百条第三項の規定は、昭和五十九年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(六十五歳以上の者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)
第三条 改正後の施行法の規定は、昭和五十九年二月二十九日以前に給付事由が生じた給付について、同年三月分以後適用する。

2 昭和五十九年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員等共済組合法第八十一条第一項第一号又は第八十八条第一号の規定による年金について改正後の施行法第三十三条又は別表第一の規定を適用する場合には、同年三月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中「百三十七万円」とあるのは「百三十四万六千円」と、同条第二項中「百三十七万円」とあるのは「百三十四万六千円」と、「百二十七万四千円」とあるのは「百二十五万五千円」と、同表中「三、六九一、四〇〇円」とあるのは「三、六六六、四〇〇円」と、「二、五〇六、四〇〇円」とあるのは「二、四八一、四〇〇円」と、「一、七四一、四〇〇円」とあるのは「一、七二一、四〇〇円」とする。

(昭和五十九年三月分の旧公企体共済法による退職年金等の額の改定の特例)
第四条 昭和五十八年三月三十一日以前に旧公企体共済法(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第五十一条の十一第一号に規定する旧公企体共済法をいう。以下同じ。)の退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下次条までにおいて同じ。)をした旧公企体更新組合員(旧公企体共済法附則第四条第二項に規定する更新組合員をいい、旧公企体共済法附則第十七条の二に規定する者を含む。)に係る国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部

を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号。以下「統合法」という。）附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧公企業共済法の規定による退職年金、減額退職年金又は遺族年金の昭和五十九年三月分の額については、その年金の額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額とし、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げて得た額とする。）に改定する。この場合において、当該改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

一 昭和五十六年三月三十一日以前に旧公企業共済法の退職をした者及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に旧公企業共済法の退職をした者（統合法附則第二条の規定による廃止前の昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第六号。以下「旧公企業年金額改定法」という。）第三条の十五第三項に規定する俸給調整適用者に限る。）に係る年金 当該年金の額（その額について年金額の最低保障に関する旧公企業共済法の規定又は旧公企業共済法附則第六条の三（旧公企業共済法附則第十七条の二において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。イ及びロにおいて同じ。）に、当該年金についてそれぞれ算定した次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した額を加えた額

イ 旧公企業年金額改定法第三条の十五第一項から第三項までの規定により改定された当該年金の額の算定の基礎となつた旧公企業共済法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなされた額にその額が第一条の規定

による改正後の昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（以下「改正後の年金額改定法」という。）別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企業共済法の規定（附則第六条の三の規定を除く。）の例により算定した金額から、その金額に係る旧公企業共済法附則第十四条の三第一項第一号に定める金額（減額退職年金にあつては同号に定める金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た金額とし、遺族年金にあつては同号に定める金額の百分の五十に相当する金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

ロ 当該年金の額からその額に係る旧公企業共済法附則第十四条の三第一項第一号に定める金額を控除した金額

二 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に旧公企業共済法の退職をした者に係る年金（前号に掲げる年金に該当するものを除く。） 当該年金の額（その額について年金額の最低保障に関する旧公企業共済法の規定又は旧公企業共済法附則第六条の三の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。イ及びロにおいて同じ。）に、当該年金についてそれぞれ算定した次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した額を加えた額

イ 当該年金の額の算定の基礎となつた旧公企業共済法第十七条第一項に規定する俸給年額にその額が改正後の年金額改定法別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる

率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企業共済法の規定（附則第六条の三の規定を除く。）の例により算定した金額から、その金額に係る旧公企業共済法附則第十四条の三第一項第一号に定める金額を控除した金額

ロ 当該年金の額からその額に係る旧公企業共済法附則第十四条の三第一項第一号に定める金額を控除した金額

三 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企業共済法の退職をした者（改正後の年金額改定法第十条の八第一項に規定する俸給調整適用者に限る。）に係る年金 当該年金の額（その額について年金額の最低保障に関する旧公企業共済法の規定又は旧公企業共済法附則第六条の三の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。ロにおいて同じ。）に、当該年金についてそれぞれ算定した次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した額を加えた額

イ 改正後の年金額改定法第十条の八第一項に規定する俸給調整期間に係る旧公企業共済法に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の同項に規定する給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき旧公企業共済法第十七条第一項に規定する俸給年額を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企業共済法の規定（附則第六条の三の規定を除く。）の例により算定した金額から、その金額に係る旧公企業共済法附則第十四条の三第一項第一号に定める金額を控除した金額

ロ 当該年金の額からその額に係る旧公企業共済法附則第十四条の三第一項第一号に定

2 前項第一号又は第二号の規定の適用がある場合においては、改正後の年金額改定法第十条の八第一項第一号中「統合法附則の規定」とあるのは「統合法附則の規定及び昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第一項第一号又は第二号の規定」として、同項の規定を適用する。

3 統合法附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧公企業共済法附則第六条の八の規定は、改正後の施行法第十三条の二及び第二十四条の二の規定と同様に改正されたものとし、昭和五十九年二月二十九日以前に給付事由が生じた給付の同年三月分の額について適用されるものとする。

4 第一項の規定は、国家公務員等共済組合法附則第十四条の三第二項に規定する国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。

（昭和五十七年度に旧公企業共済法の退職をした者に係る移行年金の額の特例）

第五条 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企業共済法の退職をした者（統合法附則第四条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条の二の規定の適用を受けた者に限る。）に係る統合法附則の規定により算定した統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移行障害年金又は移行遺族年金（以下この条において「移行年金」という。）の額（改正後の年金額改定法第十条の八の規定の適用があつた場合には、同条による改正後の年金額）が、当該移行年金に係る旧公企業共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額（その額について年金額の最低保障に関する旧公企業共済法の規定又は前条の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合

める金額を控除した金額

中将		四、九七九、七〇〇円
少将		三、九五四、五〇〇円
大佐		三、四一八、一〇〇円
中佐		三、二七〇、四〇〇円
少佐		二、五五四、二〇〇円
大尉		二、一六一、七〇〇円
中尉		一、七一五、四〇〇円
少尉		一、四六七、六〇〇円
准士官		一、三五二、五〇〇円
曹長又は上等兵曹		一、一一四、三〇〇円
軍曹又は一等兵曹		一、〇四三、五〇〇円
伍長又は二等兵曹		一、〇一六、七〇〇円
兵		九三一、八〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、二六六、〇〇〇円」を「一、三〇八、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、一五三、〇〇〇円」を「一、一九二、〇〇〇円」に、「九二五、〇〇〇円」を「九五四、〇〇〇円」に、「七四二、〇〇〇円」を「七六八、〇〇〇円」に、「六五四、〇〇〇円」を「六七八、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金	額
五、六一九、二〇〇円		五、四七三、三〇〇円
四、九七九、七〇〇円		四、八八九、六〇〇円
三、九五四、五〇〇円		三、八六一、九〇〇円
三、四一八、一〇〇円		三、三〇〇、一〇〇円
三、二七〇、四〇〇円		三、一一八、七〇〇円
二、五五四、二〇〇円		二、四六三、九〇〇円
二、一六一、七〇〇円		一、九九九、三〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

一、七一五、四〇〇円	一、五七〇、二〇〇円
一、四六七、六〇〇円	一、三八五、〇〇〇円
一、三五二、五〇〇円	一、二一九、一〇〇円
一、一一四、三〇〇円	一、〇一六、七〇〇円
一、〇四三、五〇〇円	九六九、六〇〇円
一、〇一六、七〇〇円	九三一、八〇〇円
九三一、八〇〇円	八二〇、九〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金	額
五、六一九、二〇〇円	六、〇七三、九〇〇円	
四、九七九、七〇〇円	五、三七〇、一〇〇円	
三、九五四、五〇〇円	四、五三三、六〇〇円	
三、四一八、一〇〇円	三、九五四、五〇〇円	
三、二七〇、四〇〇円	三、七一四、八〇〇円	
二、五五四、二〇〇円	二、九六三、六〇〇円	
二、一六一、七〇〇円	二、四六三、九〇〇円	
一、七一五、四〇〇円	一、九六一、九〇〇円	
一、四六七、六〇〇円	一、七一五、四〇〇円	
一、三五二、五〇〇円	一、五四八、六〇〇円	
一、一一四、三〇〇円	一、二五九、九〇〇円	
一、〇四三、五〇〇円	一、一八一、八〇〇円	
一、〇一六、七〇〇円	一、一四四、六〇〇円	
九三一、八〇〇円	一、〇四三、五〇〇円	

附則別表第七(附則第十三条關係)		
仮定俸給年額	金	額
一、七一五、四〇〇円	二、三二六、三〇〇円	一、八五三、八〇〇円
二、一六一、七〇〇円	二、三二六、三〇〇円	

一、四六七、六〇〇円	一、六三二、六〇〇円
一、三三二、五〇〇円	一、四六七、六〇〇円

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金	額
二、一六一、七〇〇円	二、六八二、二〇〇円	
一、七一五、四〇〇円	二、一〇八、一〇〇円	
一、四六七、六〇〇円	一、八九八、四〇〇円	
一、三五二、五〇〇円	一、七一五、四〇〇円	

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「九十五万円」を「九十九万円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十九年三月分」に改め、同項の表中「七九〇、二〇〇円」を「八〇六、八〇〇円」に、「五九二、七〇〇円」を「六〇五、一〇〇円」に、「四七四、一〇〇円」を「四八四、一〇〇円」に、「三九五、一〇〇円」を「四〇三、四〇〇円」に、「五二〇、〇〇〇円」を「五三三、五〇〇円」に、「三九〇、〇〇〇円」を「四〇〇、一〇〇円」に、「三一二、〇〇〇円」を「三二〇、一〇〇円」に、「二六〇、〇〇〇円」を「二六六、八〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和五十七年四月三十日」を「昭和五十九年二月二十九日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「三、〇一二、三〇〇円」を「三、〇九九、六〇〇円」に、「二、五〇四、九〇〇円」を「二、五八一、五〇〇円」に、「二、〇六二、三〇〇円」を「二、二九六、六〇〇円」に、「一、六三二、七〇〇円」を「一、六八七、〇〇〇円」に、「一、三二四、六〇〇円」を「一、三六八、四〇〇円」に、「一、〇七〇、四〇〇円」を「一、一〇八、九〇〇円」に、「九七四、三〇〇円」を「一、〇〇六、八〇〇円」に、「八八八、二〇〇円」を「九一八、九〇〇円」に、「七三三、五〇〇円」を「七三六、五〇〇円」に、「五七六、五〇〇円」を「五九六、六〇〇円」に、「五〇五、四〇〇円」を「五二四、〇〇〇円」に改め、同条第三項中「十四万四千円」を「十四万七千六百円」に、「九万六千円」を「九万九千六百円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項中「二十五万九千円」を「二十六万六千八百円」に、「十九万四千三百円」を「二十万六千円」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中恩給法第五十八条ノ四第一項の

改正規定及び附則第十五条第一項の規定は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の恩給法の規定(第五十八条ノ四第一項を除く。)、第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律の規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定及び第四条から第六条までの規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律の規定並びに附則第十四条の規定は、昭和五十九年三月一日から適用する。

(文官等の恩給年額の改正)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。附則第十条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。を除く。))若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。を除く。))又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料に就いては、昭和五十九年三月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつての俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則その他の恩給に関する法令を含む。附則第十二条第一項において同じ。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十九年三月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法別表第四号表及び別表第五号表の規定の適用については、同法別表第四号表中「一、二七四、〇〇〇円」とあるのは「一、二五〇、〇〇〇円」と、同法別表第五号表中「九九〇、〇〇〇円」とあるのは「九七一、〇〇〇円」とする。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。次項において同じ。)については、昭和五十九年三月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。を、改正後の恩給法第六十五条第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十九年三月分から同年七月分までの増加恩給の年額に関する改正後の恩給法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「別表第二号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則別表第二」とする。

第四条 昭和五十九年二月二十九日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

2 昭和五十九年三月一日から同年七月三十一日までの間に給与事由の生じた傷病賜金に関する改正後の恩給法第六十五条ノ二第一項の規定の適用については、同項中「別表第三号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則別表第三」とする。

第五条 第七項の増加恩給については、昭和五十九年三月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十九年三月分から同年七月分までの第七項の増加恩給の年額に関する改正後の法律第五十五号附則別表第四の規定の適用については、同表中「一、三〇八、〇〇〇円」とあるのは、「一、二九三、〇〇〇円」とする。

第六条 傷病年金については、昭和五十九年三月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十九年三月分から同年七月分までの傷病年金の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第五」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則別表第四」とする。

第七條 特例傷病恩給については、昭和五十九年三月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十九年三月分から同年七月分までの特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第八十一号附則別表第五）」とする。

第八條 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十九年三月分以降、その加給の年額を、十四万七千六百円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和五十九年三月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五条第二項（改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する場合を含む。）又は改正後の法律第八十一号附則第十三条第三項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（扶助料等に関する経過措置）
第九條 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十九年三月分以降、その加給の年額を、改正後の恩給法第七十五条第二項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第十條 昭和五十九年三月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）附則第八条第一項の規定の適用については、同項の表中「五三三、五〇〇円」とあるのは「五三〇、九〇〇円」と、「四〇〇、一〇〇円」とあるのは「三九八、二〇〇円」と、「三三〇、一〇〇円」とあるのは「三一八、五〇〇円」と、「二六六、

八〇〇円」とあるのは「二六五、五〇〇円」とする。

第十一條 傷病者遺族特別年金については、昭和五十九年三月分以降、その年額を、改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。）附則第十五条の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十九年三月分から同年七月分までの傷病者遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定の適用については、同条第二項中「二十六万四千八百円」とあるのは「二十六万四千四百円」と、「二十万百円」とあるのは「十九万八千三百円」とする。

第十二條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十九年三月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十九年三月分から同年九月分までの普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第十三条第三項及び第四項の

規定の適用については、同条第三項中「附則別表第六の二」とあるのは「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第八十一号附則別表第六）」と、同条第四項中「附則別表第八」とあるのは「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第八十一号附則別表第八）」とする。

3 昭和五十九年三月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十七條ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百二十七万四千円」とあるのは「百二十五万四千円」と、「九十九万九千円」とあるのは「九十七万九千円」とする。

（職権改定）
第十三條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。
（恩給年額の改定の場合の端数計算）
第十四條 この法律の附則の規定により恩給年額

を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）
第十五條 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。この場合において、その普通恩給の支給年額は、附則第二条第一項又は第十二条第一項の規定による改定後の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八條ノ四の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

2 昭和五十九年三月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二条第一項又は第十二条第一項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則別表第一（附則第二条関係）	
恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
八〇四、〇〇〇円	八二〇、九〇〇円
八三九、七〇〇円	八五七、三〇〇円
八七六、四〇〇円	八九四、八〇〇円
九一二、六〇〇円	九三一、八〇〇円
九四九、七〇〇円	九六九、六〇〇円
九七二、六〇〇円	九九三、〇〇〇円
九九五、八〇〇円	一、〇一六、七〇〇円
一、〇二二、〇〇〇円	一、〇四三、五〇〇円
一、〇五九、二〇〇円	一、〇八一、四〇〇円
一、〇九一、四〇〇円	一、一四四、三〇〇円
一、一二一、一〇〇円	一、一四四、六〇〇円

一、一五七、五〇〇円	一、一八一、八〇〇円
一、一九四、〇〇〇円	一、二一九、一〇〇円
一、二三四、一〇〇円	一、二五九、九〇〇円
一、二七四、四〇〇円	一、三〇一、〇〇〇円
一、三二四、九〇〇円	一、三五二、五〇〇円
一、三五六、八〇〇円	一、三八五、〇〇〇円
一、三九七、九〇〇円	一、四二六、九〇〇円
一、四三七、九〇〇円	一、四六七、六〇〇円
一、五一七、四〇〇円	一、五四八、六〇〇円
一、五三八、六〇〇円	一、五七〇、二〇〇円
一、五九九、八〇〇円	一、六三二、六〇〇円
一、六八一、一〇〇円	一、七一五、四〇〇円
一、七七一、〇〇〇円	一、八〇七、〇〇〇円
一、八一六、九〇〇円	一、八五三、八〇〇円
一、八六〇、六〇〇円	一、八九八、四〇〇円
一、九二三、〇〇〇円	一、九六一、九〇〇円
一、九五九、七〇〇円	一、九九九、三〇〇円
二、〇六六、四〇〇円	二、一〇八、一〇〇円
二、一一九、〇〇〇円	二、一六一、七〇〇円
二、一七四、四〇〇円	二、二一八、一〇〇円
二、二八〇、六〇〇円	二、三二六、三〇〇円
二、三八七、八〇〇円	二、四三五、六〇〇円
二、四一五、六〇〇円	二、四六三、九〇〇円
二、五〇四、二〇〇円	二、五五四、二〇〇円
二、六二九、八〇〇円	二、六八二、二〇〇円
二、七五四、一〇〇円	二、八〇八、八〇〇円
二、八三一、一〇〇円	二、八八七、三〇〇円
二、九〇六、〇〇〇円	二、九六三、六〇〇円
三、〇五八、二〇〇円	三、一一八、七〇〇円
三、二〇七、一〇〇円	三、二七〇、四〇〇円
三、二三六、二〇〇円	三、三〇〇、一〇〇円
三、三五二、〇〇〇円	三、四一八、一〇〇円
三、四九七、九〇〇円	三、五六六、八〇〇円
三、六四三、二〇〇円	三、七一四、八〇〇円
三、七八七、五〇〇円	三、八六一、九〇〇円
三、八七八、四〇〇円	三、九五四、五〇〇円
三、九七五、五〇〇円	四、〇五三、四〇〇円
四、一六二、四〇〇円	四、二四三、九〇〇円
四、三五一、四〇〇円	四、四三六、五〇〇円
四、四四六、七〇〇円	四、五三三、六〇〇円
四、五三六、九〇〇円	四、六二五、五〇〇円
四、七一一、一〇〇円	四、八〇八、一〇〇円
四、七九六、一〇〇円	四、八八九、六〇〇円
四、八八四、五〇〇円	四、九七九、七〇〇円
五、〇四〇、九〇〇円	五、一三九、一〇〇円
五、二〇八、三〇〇円	五、三〇六、七〇〇円
五、二四〇、九〇〇円	五、三三九、三〇〇円
五、二七一、七〇〇円	五、三七〇、一〇〇円
五、三〇二、六〇〇円	五、四〇一、〇〇〇円
五、三七四、九〇〇円	五、四七三、三〇〇円
五、五二〇、八〇〇円	五、六一九、二〇〇円
五、六六六、九〇〇円	五、七六五、三〇〇円
五、七三九、二〇〇円	五、八三七、六〇〇円
五、八一三、二〇〇円	五、九一一、六〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額が八〇四、〇〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇二を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額が五、八一三、二〇〇円を超える場合においては、その年額に九八、四〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

附則別表第二（附則第三条関係）

特 別 重 度 障 害 の 程 度	年 額
第 一 項 症	四、〇三八、〇〇〇円
第 二 項 症	三、三五五、〇〇〇円
第 三 項 症	二、七五四、〇〇〇円
第 四 項 症	二、一七五、〇〇〇円
第 五 項 症	一、七五六、〇〇〇円
第 六 項 症	一、四一五、〇〇〇円

附則別表第三（附則第四条関係）

障 害 の 程 度	金 額
第 一 款 症	四、二九五、〇〇〇円
第 二 款 症	三、五六三、〇〇〇円
第 三 款 症	三、〇五七、〇〇〇円
第 四 款 症	二、五一二、〇〇〇円
第 五 款 症	二、〇一四、〇〇〇円

附則別表第四（附則第六条関係）

障 害 の 程 度	年 額
第 一 款 症	一、一七七、〇〇〇円
第 二 款 症	九四四、〇〇〇円
第 三 款 症	七五八、〇〇〇円

附則別表第五（附則第七条関係）

特 別 重 度 障 害 又 は 障 害 の 程 度	年 額
第 一 項 症	三、〇七五、六〇〇円
第 二 項 症	二、五五七、五〇〇円
第 三 項 症	二、一〇五、六〇〇円
第 四 項 症	一、六六七、〇〇〇円
第 五 項 症	一、三五二、四〇〇円
第 六 項 症	一、〇九二、九〇〇円
第 一 款 症	九九四、八〇〇円
第 二 款 症	九〇六、九〇〇円
第 三 款 症	七二八、五〇〇円
第 四 款 症	五八八、六〇〇円
第 五 款 症	五一六、〇〇〇円

附則別表第六（附則第十二条関係）

仮 定 俸 給 年 額	金 額
五、六一九、二〇〇円	五、九一、六〇〇円
四、九七九、七〇〇円	五、三三九、三〇〇円
三、九五四、五〇〇円	四、四三六、五〇〇円
三、四一八、一〇〇円	三、八六一、九〇〇円
三、二七〇、四〇〇円	三、五六六、八〇〇円
二、五五四、二〇〇円	二、八八七、三〇〇円
二、一六一、七〇〇円	二、四三五、六〇〇円
一、七一五、四〇〇円	一、八九八、四〇〇円
一、四六七、六〇〇円	一、六三二、六〇〇円

一、三五二、五〇〇円	一、四六七、六〇〇円
一、一四、三〇〇円	一、二一九、一〇〇円
一、〇四三、五〇〇円	一、一四四、六〇〇円
一、〇一六、七〇〇円	一、一四、三〇〇円
九三一、八〇〇円	一、〇一六、七〇〇円

附則別表第七(附則第十二条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
二、一六一、七〇〇円	二、五五四、二〇〇円
一、七一五、四〇〇円	一、九九九、三〇〇円
一、四六七、六〇〇円	一、八五三、八〇〇円
一、三五二、五〇〇円	一、六三二、六〇〇円

昭和五十九年四月二十三日印刷

昭和五十九年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D